投資信託説明書
（請求目論見書）
使用開始日：2026年8月28日

三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド

追加型投信／海外／株式／インデックス型

三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第５条の規定により有価証券届出書を2026年8月27日に関東財務局長に提出しており、2026年8月28日にその届出の効力が生じております。

発行者名	三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　荻原　亘
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

三井住友DSアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

１．本書は、金融商品取引法第13条第２項第２号に定める内容を記載した目論見書です。

２．運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。したがって、預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

３．基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

４．投資信託は、預金保険、貯金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

５．税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド
以下「当ファンド」といいます。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

＊ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は１口当たり１円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

5 兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「ＤＣ積N外株」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（5）【申込手数料】

ありません。

（6）【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（7）【申込期間】

2026年8月28日から2027年2月25日まで
申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（8）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。なお、委託会社においても申込みを取り扱いますので、委託会社は販売会社としての役割も有します。
販売会社の詳細につきましては、前記「（4）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（9）【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（10）【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（4）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

（11）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（12）【その他】

イ　申込証拠金
ありません。

ロ　日本以外の地域における募集
ありません。

ハ　お申込不可日
上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。
・ニューヨークの取引所の休業日

・ロンドンの取引所の休業日

ニ　クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の６）の適用

ありません。

ホ　振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。

・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。

・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

イ　当ファンドは、外国株式インデックス・マザーファンドおよびエマージング株式インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の株式、新興国の株式（預託証書（ＤＲ）、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。）、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資します。

ロ　当ファンドは、ＭＳＣＩオール・カントリー・ワールド・インデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
ベンチマークの詳細については、後述の「２　投資方針」をご参照ください。

ハ　委託会社は、受託会社と合意の上、金１兆円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ニ　当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

≪商品分類表≫

単位型･追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	特殊型
	内外	不動産投信	
		その他資産 （　）	
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

≪属性区分表≫

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル （日本を除く）			
一般					
大型株	年2回	日本			
中小型株					日経 225
	年4回	北米			
債券			ファミリーファンド	あり	
一般	年6回（隔月）	欧州			
公債					

社債 その他債券 クレジット属性 （　）	年12回(毎月)	アジア			TOPIX
	日々	オセアニア			
	その他 （　）	中南米			
不動産投信			ファンド・オブ・ファンズ	なし	
		アフリカ			
その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、株価指数先物取引)資産配分変更型))		中近東(中東)			その他 (MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース))
資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類および属性区分は、一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。
※商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でもご覧頂けます。

一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」

≪商品分類表定義≫

1．単位型投信・追加型投信の区分
（1）単位型投信…　当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
（2）追加型投信…　一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2．投資対象地域による区分
（1）国内…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
（2）海外…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
（3）内外…　目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

３．投資対象資産（収益の源泉）による区分

（１）株式…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（２）債券…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（３）不動産投信（リート）…

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（４）その他資産…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（１）から（３）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

（５）資産複合…　目論見書または投資信託約款において、上記（１）から（４）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

４．独立した区分

（１）ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）…

「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に定めるＭＭＦをいう。

（２）ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）…

「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に定めるＭＲＦをいう。

（３）ＥＴＦ…　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第１号及び第２号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいう。

５．補足分類

（１）インデックス型…　目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

（２）特殊型…　目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

≪属性区分表定義≫

１．投資対象資産による属性区分

（１）株式

①一般…　次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

②大型株…　目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

③中小型株…　目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

（２）債券

①一般…　次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

②公債…　目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

③社債…　目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるも

のをいう。

④その他債券…　目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性…

目論見書または投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

（3）不動産投信… これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

（4）その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。

（5）資産複合…　以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型…　目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型…　目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2．決算頻度による属性区分

①年１回… 目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

②年２回… 目論見書または投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。

③年４回… 目論見書または投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。

④年６回（隔月）…　目論見書または投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。

⑤年 12 回（毎月）…　目論見書または投資信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

⑥日々…　目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

⑦その他… 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3．投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

①グローバル…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

②日本…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

③北米…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

④欧州…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑤アジア…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑥オセアニア…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑦中南米…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑧アフリカ…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑨中近東（中東）…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を

源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑩エマージング…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4．投資形態による属性区分

①ファミリーファンド…　目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

②ファンド・オブ・ファンズ…　「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5．為替ヘッジによる属性区分

①為替ヘッジあり…　目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

②為替ヘッジなし…　目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6．インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

①日経225

②ＴＯＰＩＸ

③その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7．特殊型

①ブル・ベア型…　目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

②条件付運用型…　目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

③ロング・ショート型／絶対収益追求型…

目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

④その他型…　目論見書または投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（2）【ファンドの沿革】

2011年4月18日	信託契約締結、設定、運用開始。
2017年9月21日	「三井住友・ＤＣ全海外株式インデックスファンド」から「三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド」に名称を変更。

（3）【ファンドの仕組み】

イ　当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社　「三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社　「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

※委託会社は販売会社としての役割も有します。

運営の仕組み

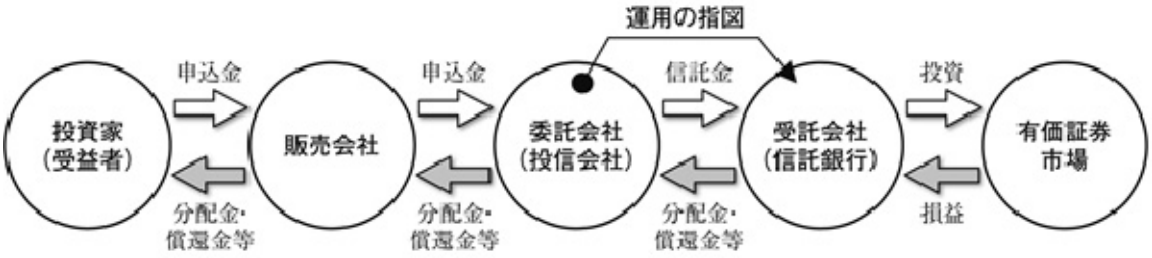

ロ　委託会社の概況

（イ）資本金の額

20億円（2026年6月30日現在）

（ロ）会社の沿革

1985年7月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	証券投資顧問業の登録
1987年6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年1月1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年2月5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年4月1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年4月1日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社に商号変更

（ハ）大株主の状況

（2026年6月30日現在）

名称	住所	所有株式数（株）	比率（%）
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目１番２号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	7,946,406	23.5

三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目９番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目４番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	337,248	1.0

ハ　ファンドの運用形態（ファミリーファンド方式による運用）

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。

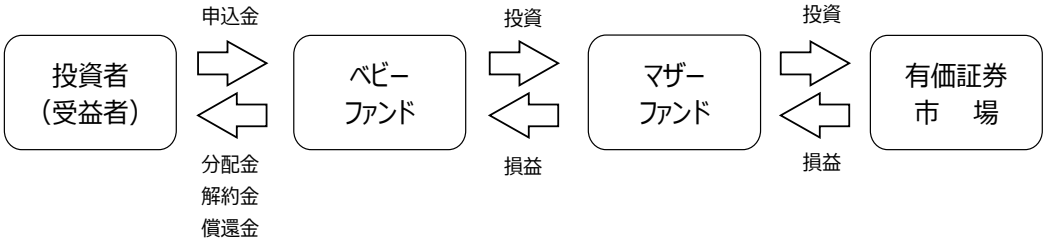

2【投資方針】

（1）【投資方針】

イ　基本方針

当ファンドは、ＭＳＣＩオール・カントリー・ワールド・インデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ　投資態度

（イ）マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の株式、新興国の株式（預託証書（ＤＲ）、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。）、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資し、ＭＳＣＩオール・カントリー・ワールド・インデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

（ロ）マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

（ハ）外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

（ニ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

1 主として日本を除く先進国の株式、新興国の株式（預託証書（DR）、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。）、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資します。

預託証書（DR）とは

Depositary Receiptの略で、株式を海外で流通させるために、その株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいい、株式と同様に取引所などで取引されます。

2 ＭＳＣＩオール・カントリー・ワールド・インデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

□各マザーファンドへの投資割合は、原則としてそれぞれのマザーファンドが連動の目標とする株価指数（インデックス）の時価総額の比率とします。

MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス（除く日本）とは

MSCI Inc.が発表するインデックスで、世界の株式市場の動きを示す代表的な指標です。日本を除く世界の主要先進国・地域および新興国・地域の株式市場を投資対象とする際に、運用目標や運用評価の基準（ベンチマーク）として、採用されています。

※同インデックスに関する知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、同社は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

3 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

□ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。

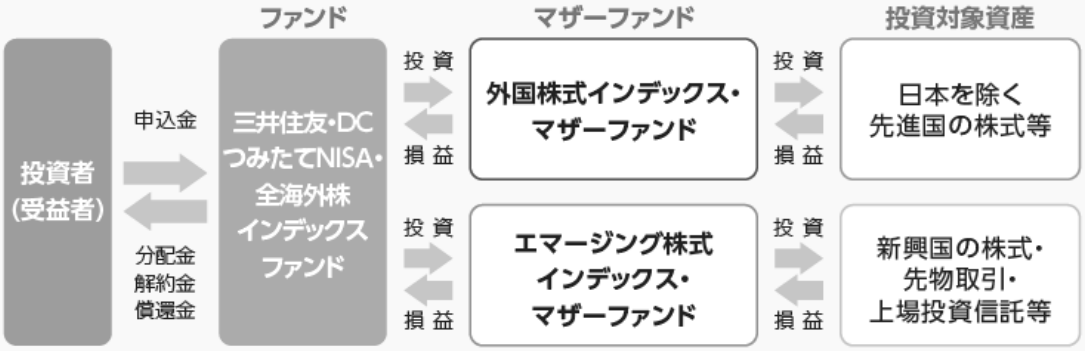

MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(除く日本)の概要

構成国:先進22ヵ国・地域
新興24ヵ国・地域

銘柄数:2,293

配当利回り:1.43%

予想PER:17.73倍

配当利回りとは
株価に対する実績年間配当金の割合(1株当たり実績年間配当金÷株価)です。

予想PER(Price Earnings Ratio)とは
株価の1株当たり予想利益に対する倍率(株価÷1株当たり予想利益)です。

(注)2026年6月末現在
(出所)FactSetの情報を基に委託会社作成

※データは、上記指数の過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

各マザーファンドの投資方針等

▶外国株式インデックス・マザーファンド

□主として日本を除く世界各国の株式に投資し、ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

□外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

□株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

［ 運用プロセス ］

□外国株式インデックス・マザーファンドの運用は、運用部 クオンツ運用グループが行います。

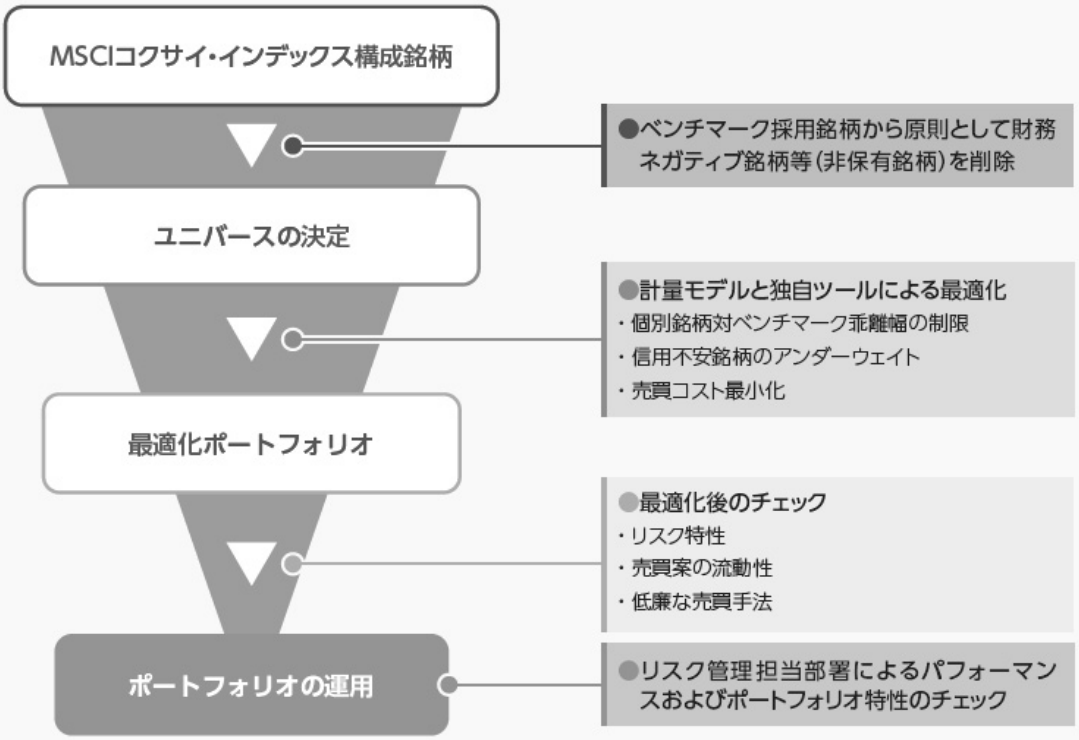

最適化（法）とは

計量モデル等に基づいて、インデックスとの連動性を保てるようにインデックス構成銘柄の一部を抽出してポートフォリオを構築する方法です。

MSCIコクサイ・インデックスとは

MSCI Inc.が発表するインデックスで、世界の株式市場の動きを示す代表的な指標です。日本を除く世界の主要先進国・地域の株式市場を投資対象とする際に、運用目標や運用評価の基準（ベンチマーク）として、広く採用されています。

※上記の運用プロセスは2026年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

▶エマージング株式インデックス・マザーファンド

□主として新興国の株式（預託証書（ＤＲ）、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。）、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資し、ＭＳＣＩエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

□ファンドの資産規模、市況動向に応じて株式、株価指数先物取引、上場投資信託証券、短期公社債等および為替取引を組み合わせて運用を行います。

□外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

［運用プロセス］

□エマージング株式インデックス・マザーファンドの運用は、運用部 クオンツ運用グループが行います。

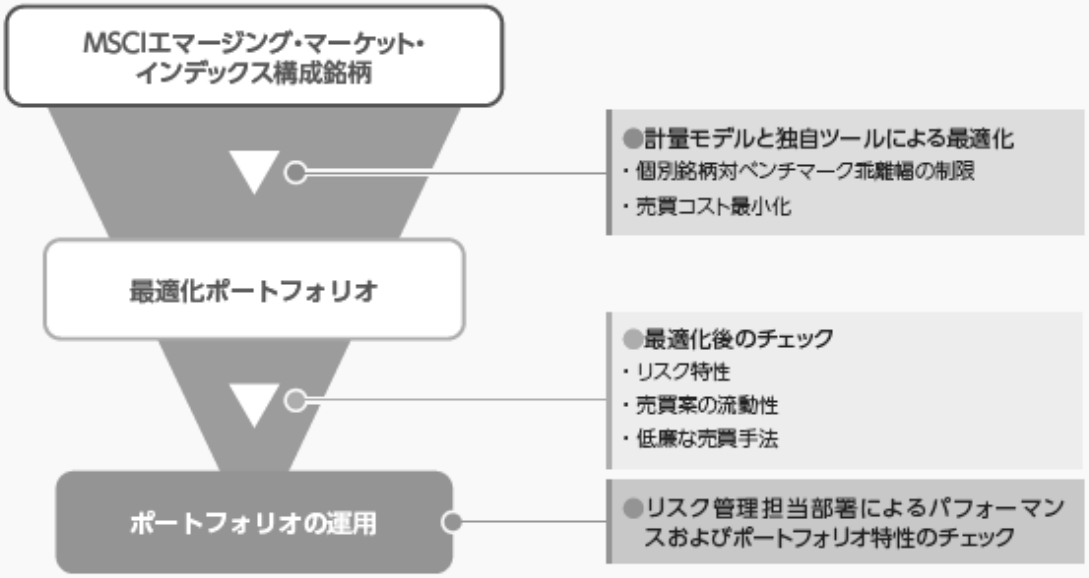

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは

MSCI Inc.が発表するインデックスで、世界の新興国の株式市場の動きを示す代表的な指標です。世界の新興国・地域の株式市場を投資対象とする際に、運用目標や運用評価の基準（ベンチマーク）として、採用されています。

※投資規制やコスト等を勘案し、ベンチマーク構成銘柄の代替としてETFやDR等に投資する場合があります。

※上記の運用プロセスは2026年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。
<運用担当者に係る事項>https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

ＭＳＣＩコクサイ・インデックスおよびＭＳＣＩエマージング・マーケット・インデックスの著作権など
当ファンドは、MSCI INC.（以下「MSCI」といいます。）、その関連会社、情報提供会社またはMSCI INDEXの編集または計算に関連するその他の第三者（総称して「MSCI当事者」といいます。）が支援、保証、売却または宣伝するものではありません。
MSCI INDEXは、MSCIの専有財産です。
MSCIおよびMSCI INDEXの名称は、MSCIもしくはその関連会社のサービスマークであり、委託会社による特定の目的のための使用について許可されているものです。
いかなるMSCI当事者も、委託会社、受益者、またはその他の個人もしくは事業体に対して、ファンド投資一般、当ファンドへの投資、もしくはMSCI INDEXが対応する株式市場パフォーマンスを記録する能力に関

して、明示・黙示を問わず一切の表明または保証を行いません。
MSCI もしくは関連会社は、当ファンド、委託会社、受益者、その他の個人もしくは事業体とは無関係に MSCI が決定、構成、計算する MSCI INDEX に関する特定の商標、サービスマーク、商号のライセンサーです。
いかなる MSCI 当事者も、MSCI INDEX について決定、構成または計算するにあたり、委託会社または受益者、またはその他のあらゆる個人または事業体のニーズを考慮する義務を負いません。
いかなる MSCI 当事者も、当ファンドの発行時期、価格、数量に関する決定、当ファンドの償還価格および数式の決定および算定に参加しておらず、かつその責任を負いません。
さらに、いかなる MSCI 当事者も、当ファンドの運営、マーケティング、またはオファリングに関連して、委託会社、受益者、その他の個人もしくは事業体に対して一切の義務または責任を負いません。
MSCI は、MSCI が信頼できると考える情報源から MSCI INDEX の算出に使用するための情報を入手するものとしますが、いずれの MSCI 当事者も、MSCI INDEX またはそのデータの独創性、正確性、完全性について一切保証しません。
MSCI 当事者は、委託会社、受益者、その他の個人もしくは事業体が MSCI INDEX もしくはそのデータを使用して得る情報またはその結果に関して、明示・黙示の保証をしません。
MSCI 当事者は、MSCI INDEX もしくはそのデータについての、もしくはそれらに関連する誤り、省略、中断について一切の責任を負いません。
さらに、MSCI 当事者は、いかなる種類の明示・黙示の保証責任も負わず、MSCI INDEX もしくはそのデータに関して、商品性および特定目的への適合性に関する保証をここに明確に否認します。上記のいずれをも制限することなく、いかなる MSCI 当事者も、直接、間接、特別、懲罰的、結果的な損害、およびその他の損害（逸失利益を含む）について、そのような損害の可能性について通知された場合においても、一切責任を負いません。

（2）【投資対象】

イ　投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

１．有価証券
２．デリバティブ取引にかかる権利
３．約束手形
４．金銭債権

（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

１．為替手形

ロ　投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、マザーファンドの受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）
14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するもの、および第 14 号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

ハ　投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（3）【運用体制】

イ　ファンドの運用体制

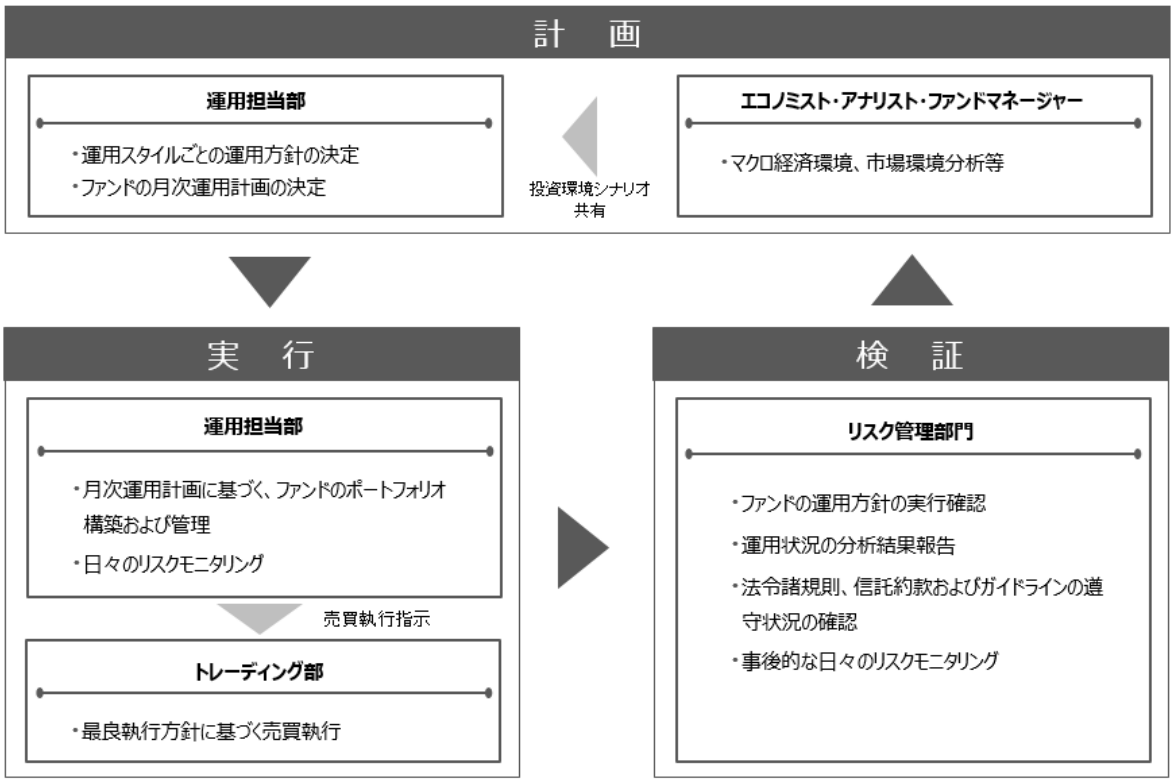

※リスク管理部門の人員数は、約 50 名です。（2026 年 4 月 1 日現在）
※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ　委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制
ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（4）【分配方針】

年1回（原則として毎年 11 月 30 日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

イ　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

ロ　収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ハ　留保益の運用については、前記「（1）投資方針」に基づいて運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（5）【投資制限】

Ⅰ　ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

イ　株式への実質投資割合には制限を設けません。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

ロ　外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

ハ　投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

ニ　一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ホ　デリバティブ取引（法人税法第 61 条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

ヘ　外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

Ⅱ　ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ　投資する株式等の範囲

（イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（ロ）上記（イ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ロ　信用取引の指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）上記（イ）の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）上記（ロ）において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ニ）信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ハ　先物取引等の指図

（イ）委託会社は、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

（ロ）委託会社は、日本の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（ハ）委託会社は、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ　スワップ取引の指図

（イ）委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

（ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

（ニ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

（ホ）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ　金利先渡取引および為替先渡取引の指図

（イ）委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

（ロ）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

（ニ）金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

（ホ）委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（ヘ）「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（ト）「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済

日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ　有価証券の貸付けの指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

（ロ）上記（イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ハ）委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト　有価証券の空売りの指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）上記（イ）の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

（ハ）信託財産の一部解約等の事由により、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

チ　有価証券の借入れの指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

（ロ）上記（イ）の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

（ハ）信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

リ　特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ヌ　外国為替予約取引の指図

（イ）委託会社は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

（ロ）外国為替予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

（ハ）上記（ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（ニ）上記（ロ）において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ル　資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

１．一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

２．一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

３．借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%以内

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

ヲ　デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

Ⅲ　法令に基づく投資制限

イ　同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ　デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ　信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第１項第８号の２）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：マザーファンドの投資方針等）

（外国株式インデックス・マザーファンド）

（１）投資方針等

イ　基本方針

主として日本を除く世界各国の株式に投資し、ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ　投資態度

（イ）主として世界各国の株式に投資し、ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

（ロ）外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないものとします。

（ハ）株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）投資対象

イ　投資対象とする資産の種類

前記「２　投資方針　（２）投資対象　イ　投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ　投資対象とする有価証券

前記「２　投資方針　（２）投資対象　ロ　投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号のうち、第１号、第２号、第４号、第５号、第 10 号から第 21 号に掲げるもの（ただし、投資法人債券は除きます。）に投資します。

ハ　投資対象とする金融商品

前記「２　投資方針　（２）投資対象　ハ　投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（３）投資制限

イ　ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）株式への投資割合には制限を設けません。

（ロ）外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

（ハ）一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（ニ）デリバティブ取引（法人税法第 61 条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

（ホ）外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

（エマージング株式インデックス・マザーファンド）

（１）投資方針等

イ　基本方針

ＭＳＣＩエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ　投資態度

（イ）主として新興国の株式（預託証書（ＤＲ）、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。）、新興国

の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資し、ＭＳＣＩエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

（ロ）運用にあたっては、ファンドの資産規模、市況動向に応じて株式、株価指数先物取引、上場投資信託証券、短期公社債等および為替取引を組み合わせて運用を行います。

（ハ）外貨建資産について円に対する為替ヘッジは原則として行いません。

（ニ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）投資対象

イ　投資対象とする資産の種類

前記「２　投資方針　（２）投資対象　イ　投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ　投資対象とする有価証券

前記「２　投資方針　（２）投資対象　ロ　投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号（第１号から第21号）に掲げるものに投資します。

ハ　投資対象とする金融商品

前記「２　投資方針　（２）投資対象　ハ　投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（３）投資制限

イ　ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）株式への投資割合には制限を設けません。

（ロ）外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

（ハ）投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

（ニ）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

（ホ）一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（ヘ）デリバティブ取引（法人税法第 61 条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

（ト）外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

３【投資リスク】

イ　ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ロ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ハ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

（ニ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

（ホ）流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ　その他の留意点

（イ）ファンド固有の留意点

対象インデックスの動きと連動しない要因

ファンドは、ＭＳＣＩオール・カントリー・ワールド・インデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、対象インデックスの動きに連動しないことがあります。

・有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
・追加設定・一部解約により組入有価証券の売買のタイミング差が生じること
・インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差が影響すること
・利用可能な指数先物と対象インデックスの動きに不一致が生じること

（ロ）投資信託に関する留意点

・当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

（ハ）分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ハ　投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

［ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移］

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2021年7月～2026年6月

分配金再投資基準価額：
2021年7月～2026年6月

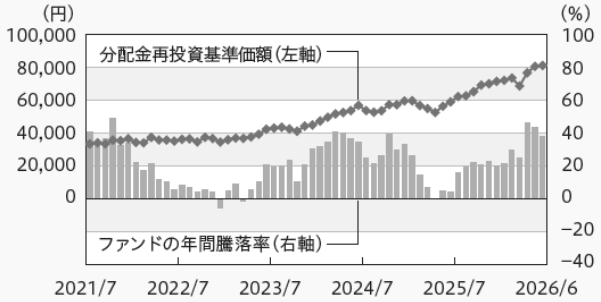

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

［ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較］

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2021年7月～2026年6月

他の資産クラス：
2021年7月～2026年6月

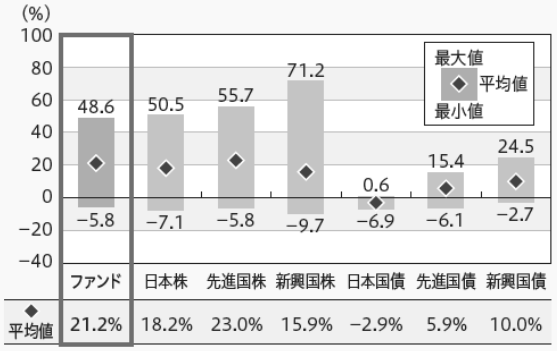

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
◆平均値	21.2%	18.2%	23.0%	15.9%	−2.9%	5.9%	10.0%

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	配当込みTOPIX（TOPIX（東証株価指数、配当込み）） 日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス（グロス配当込み、円ベース） MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（グロス配当込み、円ベース） MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA−BPI（国債） 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。NOMURA−BPIに関する一切の知的財産権その他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、同社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース） FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。同社は、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、同社は、当該データの正確性および完全性を保証せず、データの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース） J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はJ.P. Morganに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

ありません。

（2）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

純資産総額に年0.275％（税抜き0.25％）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の配分は以下の通りです。

＜信託報酬の配分（税抜き）＞

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.11％	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年0.1％	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.04％	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

※委託会社が販売会社として募集の取扱い等をした部分については、販売会社配分相当額も委託会社が収受します。

（4）【その他の手数料等】

イ　信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

ロ　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ　有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※　上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

※　上記（1）～（4）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応

じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（5）【課税上の取扱い】

イ　個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

（ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ　一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

ハ　収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

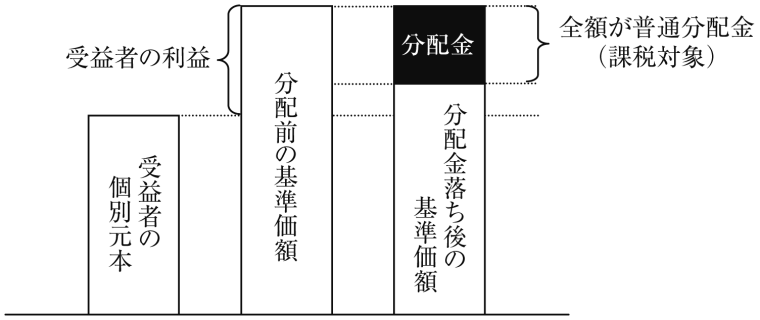

②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

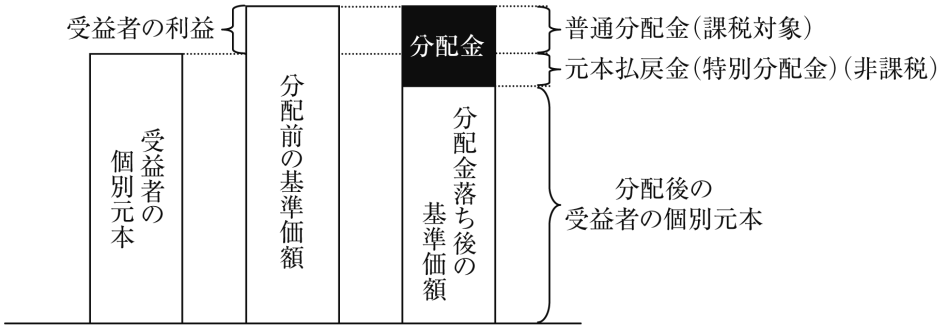

※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ　個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

ｉ．収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ⅱ．一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ＥＴＦ）、上場不動産投資信託（ＲＥＩＴ）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

※当ファンドは、ＮＩＳＡの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記「(５)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2026 年６月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

(参考情報)総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2024年12月3日～2025年12月1日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.31%	0.28%	0.04%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。
※当ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。
※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。
運用報告書は、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/)から検索いただけます。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	459,952,186,186	99.93
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	319,627,894	0.07
合計（純資産総額）		460,271,814,080	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド

イ　主要投資銘柄

2026年6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（％）
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	29,250,353,808	12.0457	352,340,893,331	13.7124	401,092,551,556	87.14
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	15,894,692,185	2.8499	45,298,471,286	3.7031	58,859,634,630	12.79

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.93
合　計	99.93

②【投資不動産物件】

三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第６期　（2016年11月30日）	3,297,102,247	3,297,102,247	17,768	17,768
第７期　（2017年11月30日）	6,144,123,719	6,144,123,719	21,823	21,823
第８期　（2018年11月30日）	10,190,306,886	10,190,306,886	21,975	21,975
第９期　（2019年12月 2日）	20,692,014,282	20,692,014,282	24,218	24,218
第10期　（2020年11月30日）	38,685,597,193	38,685,597,193	26,620	26,620
第11期　（2021年11月30日）	80,718,941,659	80,718,941,659	35,259	35,259
第12期　（2022年11月30日）	121,540,657,228	121,540,657,228	36,612	36,612
第13期　（2023年11月30日）	183,332,874,243	183,332,874,243	44,167	44,167
第14期　（2024年12月 2日）	272,944,016,090	272,944,016,090	57,290	57,290
第15期　（2025年12月 1日）	379,308,977,401	379,308,977,401	70,025	70,025
2025年 6月末日	309,126,994,675	－	58,996	－
7月末日	328,784,430,699	－	62,225	－
8月末日	333,438,500,575	－	62,637	－
9月末日	349,246,598,100	－	65,193	－
10月末日	372,988,845,866	－	69,197	－
11月末日	379,448,187,994	－	70,051	－
12月末日	389,186,210,458	－	71,481	－
2026年 1月末日	395,575,439,868	－	72,112	－
2月末日	405,752,112,609	－	73,529	－
3月末日	381,230,577,404	－	68,641	－
4月末日	428,730,131,244	－	76,742	－
5月末日	453,605,621,999	－	80,625	－
6月末日	460,271,814,080	－	81,148	－

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

②【分配の推移】

三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第6期	2015年12月 1日～2016年11月30日	0
第7期	2016年12月 1日～2017年11月30日	0
第8期	2017年12月 1日～2018年11月30日	0
第9期	2018年12月 1日～2019年12月 2日	0
第10期	2019年12月 3日～2020年11月30日	0
第11期	2020年12月 1日～2021年11月30日	0
第12期	2021年12月 1日～2022年11月30日	0
第13期	2022年12月 1日～2023年11月30日	0
第14期	2023年12月 1日～2024年12月 2日	0
第15期	2024年12月 3日～2025年12月 1日	0

③【収益率の推移】

三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド

	収益率（％）
第6期	△5.4
第7期	22.8
第8期	0.7
第9期	10.2
第10期	9.9
第11期	32.5
第12期	3.8
第13期	20.6
第14期	29.7
第15期	22.2
第16期（中間期）	15.6

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（4）【設定及び解約の実績】

三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
第6期	1,781,501,937	310,380,580
第7期	1,649,677,938	689,858,998
第8期	2,464,729,536	642,849,931

第 9 期	4,664,111,679	757,404,262
第 10 期	7,208,815,054	1,220,228,173
第 11 期	9,795,576,576	1,435,141,479
第 12 期	12,189,077,203	1,884,744,000
第 13 期	11,167,425,493	2,855,339,186
第 14 期	9,934,595,786	3,801,478,041
第 15 期	10,498,236,704	3,973,497,096
第 16 期（中間期）	3,956,249,895	1,849,385,239

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（１）投資状況

外国株式インデックス・マザーファンド

2026 年 6 月 30 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	1,008,385,431,710	71.89
	カナダ	49,764,770,875	3.55
	イギリス	49,331,627,789	3.52
	スイス	37,937,306,611	2.70
	フランス	30,964,139,618	2.21
	ドイツ	30,576,506,383	2.18
	オランダ	28,292,679,705	2.02
	アイルランド	22,653,201,767	1.62
	オーストラリア	21,363,987,863	1.52
	スペイン	13,646,809,484	0.97
	スウェーデン	10,679,892,104	0.76
	イタリア	10,545,193,621	0.75
	デンマーク	6,032,061,708	0.43
	シンガポール	6,028,534,259	0.43
	香港	4,526,982,773	0.32
	フィンランド	4,281,357,321	0.31
	イスラエル	3,989,139,181	0.28
	ケイマン諸島	3,457,754,294	0.25
	ベルギー	3,199,292,256	0.23
	ジャージィー	2,249,260,937	0.16
	ルクセンブルグ	2,191,962,126	0.16
	ノルウェー	2,045,955,363	0.15
	バミューダ	1,954,960,086	0.14
	リベリア	1,317,806,905	0.09
	オーストリア	1,267,381,614	0.09

	オランダ領キュラソー	1,151,822,490	0.08
	ニュージーランド	764,065,881	0.05
	ポルトガル	654,560,787	0.05
	小計	1,359,254,445,511	96.91
新株予約権証券	カナダ	-	0.00
投資証券	アメリカ	18,741,662,349	1.34
	オーストラリア	1,922,158,133	0.14
	フランス	506,851,965	0.04
	イギリス	301,960,317	0.02
	シンガポール	281,228,981	0.02
	香港	181,767,528	0.01
	ケイマン諸島	106,883,688	0.01
	小計	22,042,512,961	1.57
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	21,334,321,600	1.52
合計（純資産総額）		1,402,631,280,072	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	イギリス	838,134,794	0.06
株価指数先物取引	買建	ドイツ	3,088,346,184	0.22
株価指数先物取引	買建	アメリカ	18,513,077,082	1.32
株価指数先物取引	買建	オーストラリア	565,904,834	0.04
合計	買建	-	23,005,462,894	1.64

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	-	4,802,918,361	0.34

エマージング株式インデックス・マザーファンド

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	台湾	28,779,531,034	25.10
	韓国	25,604,736,897	22.33
	インド	12,273,714,366	10.70
	ケイマン諸島	10,659,972,919	9.30
	中国	5,671,149,760	4.95
	ブラジル	3,453,056,066	3.01
	南アフリカ	2,741,579,714	2.39
	メキシコ	1,346,425,935	1.17
	タイ	1,045,252,691	0.91
	マレーシア	992,713,823	0.87

	ポーランド	968,210,808	0.84
	香港	867,902,821	0.76
	ギリシャ	534,127,836	0.47
	インドネシア	488,543,670	0.43
	チリ	481,751,668	0.42
	トルコ	405,135,895	0.35
	ハンガリー	361,322,233	0.32
	イギリス	354,125,500	0.31
	バミューダ	343,467,895	0.30
	フィリピン	306,265,011	0.27
	アメリカ	262,242,812	0.23
	スイス	185,398,185	0.16
	コロンビア	153,154,032	0.13
	ルクセンブルグ	120,226,620	0.10
	チェコ	112,004,236	0.10
	オランダ	88,258,103	0.08
	エジプト	75,188,980	0.07
	ペルー	37,425,880	0.03
	カナダ	33,907,033	0.03
	イギリス領バージン諸島	18,894,433	0.02
	シンガポール	17,225,024	0.02
	小計	98,782,911,880	86.14
投資信託受益証券	香港	4,091,115,671	3.57
投資証券	アメリカ	4,887,453,450	4.26
	メキシコ	486,664,793	0.42
	ブラジル	141,654,445	0.12
	小計	5,515,772,688	4.81
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	6,283,402,715	5.48
合計（純資産総額）		114,673,202,954	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	6,286,875,261	5.48
合計	買建	－	6,286,875,261	5.48

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	－	283,232,491	0.25

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

外国株式インデックス・マザーファンド

イ　主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2026 年 6 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（％）
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	2,356,217	28,743.51	67,725,945,838	31,661.18	74,600,606,550	5.32
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,497,687	45,348.42	67,917,741,492	45,751.76	68,521,814,082	4.89
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	719,647	79,566.67	57,259,918,097	59,852.08	43,072,371,470	3.07
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	987,386	37,936.39	37,457,855,747	38,996.33	38,504,434,835	2.75
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	593,929	52,122.49	30,957,058,335	57,429.22	34,108,881,284	2.43
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	458,855	65,280.46	29,954,265,660	60,482.16	27,752,539,461	1.98
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	472,210	51,968.19	24,539,897,941	57,044.36	26,936,916,857	1.92
アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY INC	半導体・半導体製造装置	115,322	41,322.93	4,765,443,052	185,982.02	21,447,818,418	1.53
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	224,029	105,165.13	23,560,038,371	91,360.61	20,467,426,993	1.46
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部	287,102	69,798.19	20,039,198,834	66,878.70	19,201,007,838	1.37

			品						
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	82,062	174,657.75	14,332,763,921	199,728.33	16,390,106,438	1.17
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	272,689	50,841.06	13,863,798,137	53,489.64	14,586,037,014	1.04
アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半導体製造装置	166,318	36,127.55	6,008,661,922	87,607.78	14,570,750,936	1.04
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	39,619	169,480.98	6,714,666,752	298,784.20	11,837,531,219	0.84
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	141,874	83,253.18	11,811,461,969	80,545.44	11,427,303,754	0.81
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	246,825	33,746.26	8,329,421,049	41,979.44	10,361,575,006	0.74
アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	450,300	6,598.53	2,971,317,923	21,390.01	9,631,921,863	0.69
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	171,496	54,263.87	9,306,037,138	55,480.54	9,514,691,288	0.68
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	423,685	18,824.25	7,975,551,852	22,094.78	9,361,228,304	0.67
アメリカ	株式	APPLIED MATERIALS INC	半導体・半導体製造装置	80,960	41,761.31	3,380,995,309	112,802.59	9,132,497,654	0.65
アメリカ	株式	LAM RESEARCH CORP	半導体・半導体製造装置	127,393	25,598.96	3,261,128,095	66,727.67	8,500,638,688	0.61
アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	447,316	18,008.00	8,055,268,030	18,609.89	8,324,503,344	0.59

アメリカ	株式	CATERPILLAR INC	資本財	47,286	94,072.60	4,448,317,038	167,779.72	7,933,632,033	0.57
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	402,946	12,610.34	5,081,287,307	19,113.30	7,701,628,990	0.55
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	181,633	36,965.86	6,714,219,921	41,297.40	7,500,970,817	0.53
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	45,259	148,862.29	6,737,358,198	153,731.37	6,957,727,857	0.50
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	83,532	89,400.57	7,467,808,137	82,760.44	6,913,145,040	0.49
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	692,350	8,712.22	6,031,907,940	9,399.13	6,507,489,871	0.46
アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC	資本財	105,626	48,465.30	5,119,195,302	60,686.77	6,410,100,440	0.46
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	93,266	53,499.22	4,989,658,714	68,174.57	6,358,369,426	0.45

ロ　種類別・業種別投資比率

2026年6月30日現在

種類	業種	投資比率（%）
株式（外国）	エネルギー	3.74
	素材	3.20
	資本財	8.27
	商業・専門サービス	0.91
	運輸	1.38
	自動車・自動車部品	1.78
	耐久消費財・アパレル	0.79
	消費者サービス	1.48
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.46
	生活必需品流通・小売り	1.66
	食品・飲料・タバコ	2.44
	家庭用品・パーソナル用品	1.02

	ヘルスケア機器・サービス	2.61
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.72
	銀行	6.94
	金融サービス	5.99
	保険	2.65
	ソフトウェア・サービス	6.87
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.97
	半導体・半導体製造装置	15.02
	電気通信サービス	1.16
	公益事業	2.68
	メディア・娯楽	6.95
	不動産管理・開発	0.19
新株予約権証券	－	0.00
投資証券	－	1.57
合　計		98.48

エマージング株式インデックス・マザーファンド

イ　主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2026 年 6 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	1,344,000	7,668.13	10,305,962,181	12,064.72	16,214,986,368	14.14
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	255,344	11,879.98	3,033,481,327	33,841.36	8,641,187,206	7.54
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	30,143	69,495.67	2,094,807,905	275,340.82	8,299,598,216	7.24
香港	投資信託受益証券	CHINAAMC ETF SERIES - CH-CNY	-	3,341,400	1,126.1654	3,762,969,030	1,224.3717	4,091,115,671	3.57
ケイマン諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	336,800	12,532.52	4,220,954,349	8,702.34	2,930,948,785	2.56
アメリカ	投資証券	ISHRS MSCI SAUDI ARABIA ETF	-	430,156	6,084.67	2,617,359,324	6,073.39	2,612,503,428	2.28

ケイマン諸島	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス流通・小売り	915,900	3,113.51	2,851,666,824	1,926.03	1,764,050,877	1.54
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	79,000	7,169.79	566,413,346	19,904.25	1,572,435,434	1.37
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI UAE ETF	－	384,720	3,041.98	1,170,308,682	3,116.26	1,198,889,124	1.05
台湾	株式	DELTA ELECTRONICS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	106,000	5,177.54	548,818,985	9,697.59	1,027,944,858	0.90
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	43,788	8,653.52	378,920,156	22,054.51	965,722,708	0.84
韓国	株式	SK SQUARE CO LTD	資本財	5,041	37,680.52	189,947,494	171,826.08	866,175,269	0.76
インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	625,826	1,712.68	1,071,837,503	1,382.10	864,952,237	0.75
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	666,800	1,158.66	772,593,795	1,254.83	836,722,577	0.73
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	4,624,000	169.10	781,914,043	170.65	789,087,449	0.69
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	エネルギー	332,327	2,684.46	892,120,034	2,250.73	747,978,348	0.65
インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	291,677	2,393.24	698,052,874	2,400.55	700,184,638	0.61
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3,057	38,158.46	116,650,401	213,525.34	652,746,952	0.57

台湾	株式	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT	半導体・半導体製造装置	182,000	1,307.68	237,997,406	3,191.81	580,908,728	0.51
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI KUWAIT ETF	-	95,042	6,361.66	604,624,743	5,941.85	564,725,317	0.49
台湾	株式	UNITED MICROELECTRONICS CORP	半導体・半導体製造装置	618,000	262.55	162,253,742	834.86	515,942,491	0.45
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI QATAR ETF	-	174,934	3,068.20	536,732,364	2,923.02	511,335,580	0.45
中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	3,593,000	133.65	480,204,877	137.10	492,601,018	0.43
インド	株式	BHARTI AIRTEL LTD	電気通信サービス	151,341	3,572.98	540,738,356	3,185.10	482,036,673	0.42
ブラジル	株式	VALE SA	素材	193,788	2,156.61	417,924,819	2,448.74	474,536,940	0.41
台湾	株式	YAGEO CORPORATION	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	84,708	1,287.37	109,050,945	5,294.22	448,463,126	0.39
台湾	株式	ELITE MATERIAL CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	16,000	7,763.17	124,210,640	27,743.77	443,900,320	0.39
ケイマン諸島	株式	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	銀行	201,190	2,724.95	548,232,108	2,132.18	428,973,435	0.37
ケイマン諸島	株式	XIAOMI CORP-CLASS B	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	935,600	834.08	780,367,531	452.72	423,565,393	0.37
ケイマン諸島	株式	NETEASE INC	メディア・娯楽	97,100	4,369.89	424,316,361	4,129.57	400,981,635	0.35

ロ　種類別・業種別投資比率

2026年6月30日現在

種類	業種	投資比率（%）

株式（外国）	エネルギー	2.40
	素材	4.31
	資本財	4.72
	商業・専門サービス	0.03
	運輸	1.10
	自動車・自動車部品	2.21
	耐久消費財・アパレル	0.59
	消費者サービス	0.96
	一般消費財・サービス流通・小売り	2.96
	生活必需品流通・小売り	0.63
	食品・飲料・タバコ	1.16
	家庭用品・パーソナル用品	0.30
	ヘルスケア機器・サービス	0.38
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.73
	銀行	10.48
	金融サービス	1.88
	保険	2.24
	ソフトウェア・サービス	0.85
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	15.01
	半導体・半導体製造装置	24.95
	電気通信サービス	1.54
	公益事業	1.50
	メディア・娯楽	3.67
	不動産管理・開発	0.54
投資信託受益証券	－	3.57
投資証券	－	4.81
合　計		94.52

②投資不動産物件

外国株式インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

エマージング株式インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

外国株式インデックス・マザーファンド

2026年6月30日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価（円）	評価額	時価（円）	投資比率（%）
株価	イギ	ＩＣ	ＦＴＳＥ	買建	37	イギリ	3,900,764.00	838,859,298	3,897,395.00	838,134,794	0.06

指数先物取引	リス	Ｅ－ＥＵ	１００ＩＤＸＦＵＴＳＥＰ２６ 2026年9月			ス・ポンド					
	ドイツ	ＥＵＲＥＸ	ＥＵＲＯＳＴＯＸＸ ５０ＳＥＰ２６ 2026年9月	買建	266	ユーロ	16,706,992.00	3,096,640,967	16,662,240.00	3,088,346,184	0.22
	アメリカ	シカゴ商品取引所	Ｓ＆Ｐ５００ＥＭＩＮＩ ＦＵＴ ＳＥＰ２６ 2026年9月	買建	304	アメリカ・ドル	115,443,037.00	18,746,794,778	114,003,800.00	18,513,077,082	1.32
	オーストラリア	シドニー先物取引所	ＳＰＩ２００ＦＵＴＵＲＥＳＳＥＰ２６ 2026年9月	買建	23	オーストラリア・ドル	5,098,453.50	568,783,472	5,072,650.00	565,904,834	0.04

（注）主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2026年6月30日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価（円）	時価（円）	投資比率（%）
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	24,132,000.00	3,906,126,467	3,917,839,408	0.28
	ユーロ	買建	1,821,000.00	336,535,874	337,468,016	0.02
	オーストラリア・ドル	買建	1,412,000.00	157,312,920	157,497,507	0.01
	イギリス・ポンド	買建	538,000.00	115,632,878	115,639,872	0.01
	カナダ・ドル	買建	986,000.00	112,532,475	112,528,236	0.01
	スイス・フラン	買建	420,000.00	83,878,494	84,403,494	0.01
	スウェーデン・クローナ	買建	4,641,000.00	77,535,330	77,541,828	0.01

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

エマージング株式インデックス・マザーファンド

2026年6月30日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価（円）	評価額	時価（円）	投資比率（%）
株価指数先物	アメリカ	ＩＣＥ－ＵＳ	ＭＳＣＩＥＭＧＭＫＴ ＳＥＰ	買建	447	アメリカ・ドル	38,855,057.00	6,309,672,706	38,714,670.00	6,286,875,261	5.48

取引			２６ 2026年９月								

（注）主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2026年６月30日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価（円）	時価（円）	投資比率（％）
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	1,744,582.45	282,400,000	283,232,491	0.25

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

≪参考情報≫

基準日:2026年6月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

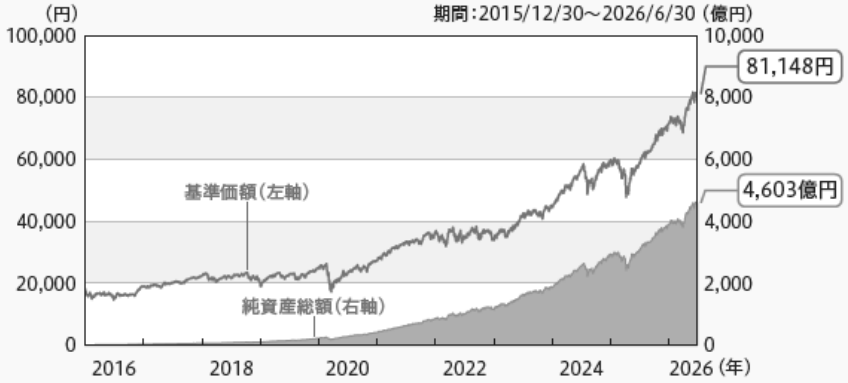

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

決算期	分配金
2025年12月	0円
2024年12月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

□三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.93
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.07
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	87.14
日本	親投資信託受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	12.79

□外国株式インデックス・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	アメリカ	71.89
	カナダ	3.55
	イギリス	3.52
	スイス	2.70
	フランス	2.21
	ドイツ	2.18
	その他	10.86
投資証券	アメリカ・その他	1.57
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.52
合計(純資産総額)		100.00

※株価指数先物取引の買建て　1.64%

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	5.32
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.89
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	3.07
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	2.75
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	2.43
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	1.98
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	1.92
アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY INC	半導体・半導体製造装置	1.53
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	1.46
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	1.37

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

□エマージング株式インデックス・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	台湾	25.10
	韓国	22.33
	インド	10.70
	ケイマン諸島	9.30
	中国	4.95
	その他	13.77
投資証券	アメリカ・その他	4.81
投資信託受益証券	香港	3.57
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		5.48
合計(純資産総額)		100.00

※株価指数先物取引の買建て　5.48%

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	14.14
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.54
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	7.24
香港	投資信託受益証券	CHINAAMC ETF SERIES - CH-CNY	—	3.57
ケイマン諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	2.56
アメリカ	投資証券	ISHRS MSCI SAUDI ARABIA ETF	—	2.28
ケイマン諸島	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス流通・小売り	1.54
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	1.37
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI UAE ETF	—	1.05
台湾	株式	DELTA ELECTRONICS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.90

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

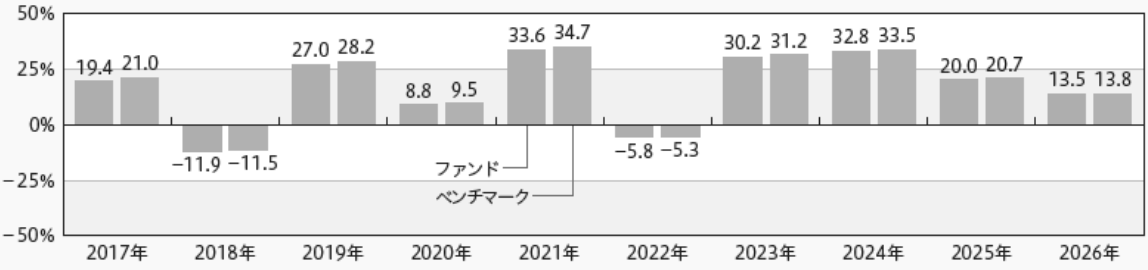

※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2026年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ベンチマーク(MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース))は、米ドルベースのMSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(除く日本、配当込み)を委託会社が円換算したものです。

※ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

イ　申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の２つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後３時 30 分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

（ニ）申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

・ニューヨークの取引所の休業日

・ロンドンの取引所の休業日

（ホ）定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ　申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ　申込手数料

ありません。

ニ　申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社にお問い合わせください。

ホ　照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ　申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト　払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、以下のいずれかに当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。

・ニューヨークの取引所の休業日

・ロンドンの取引所の休業日

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後３時 30 分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して６営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

イ　基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象の評価方法＞

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券等	(1)　金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。 (2)　金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ　基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「ＤＣ積Ｎ外株」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（2）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2011 年４月 18 日から下記「（5）その他 イ　信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（4）【計算期間】

毎年 12 月１日から翌年 11 月 30 日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

イ　信託の終了

（イ）信託契約の解約

ａ．委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、そ

の他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b．委託会社は、上記ａの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c．書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d．書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

e．上記ｂ～ｄまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ｂ～ｄまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

a．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。

b．上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。

c．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ　収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

a．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

b．分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ハ　信託約款の変更等

（イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ハ）上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ニ）書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。

（ホ）上記（ロ）から（ニ）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（ヘ）上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ　反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ　販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の３ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に１年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp
なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ　運用報告書（運用状況に係る情報）

委託会社は毎決算時および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。
交付運用報告書は、受益者に対し、原則として販売会社を通じて、書面交付または電磁的方法のいずれかの方法で提供されます。
運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（https://www.smd-am.co.jp）に掲載されますが、受益者から請求があった場合には書面交付されます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。
受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ　分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。
ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
収益分配金は、受益者が、その支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ　償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。
償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。
償還金は、受益者がその支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ　一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ　書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権

の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。

ホ　帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 15 期（2024 年 12 月 3 日から 2025 年 12 月 1 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026年2月12日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンドの2024年12月3日から2025年12月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンドの2025年12月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第14期 （2024年12月 2日現在）	第15期 （2025年12月 1日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	4,115,518	7,489,636
コール・ローン	759,261,546	1,005,979,251
親投資信託受益証券	272,694,119,447	378,938,695,301
未収入金	－	20,000,000
流動資産合計	273,457,496,511	379,972,164,188
資産合計	273,457,496,511	379,972,164,188
負債の部		
流動負債		
未払解約金	157,251,470	197,330,899
未払受託者報酬	56,516,223	74,063,033
未払委託者報酬	296,710,363	388,831,169
その他未払費用	3,002,365	2,961,686
流動負債合計	513,480,421	663,186,787
負債合計	513,480,421	663,186,787
純資産の部		
元本等		
元本	47,642,575,158	54,167,314,766
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	225,301,440,932	325,141,662,635
（分配準備積立金）	100,950,834,616	160,511,332,500
元本等合計	272,944,016,090	379,308,977,401
純資産合計	272,944,016,090	379,308,977,401
負債純資産合計	273,457,496,511	379,972,164,188

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第14期 自　2023年12月 1日 至　2024年12月 2日	第15期 自　2024年12月 3日 至　2025年12月 1日
営業収益		
受取利息	496,008	2,275,278
有価証券売買等損益	58,322,577,192	68,968,515,854
営業収益合計	58,323,073,200	68,970,791,132
営業費用		
支払利息	25,165	－
受託者報酬	102,803,463	136,314,847
委託者報酬	539,718,550	715,653,416
その他費用	5,975,943	5,923,372
営業費用合計	648,523,121	857,891,635
営業利益又は営業損失（△）	57,674,550,079	68,112,899,497
経常利益又は経常損失（△）	57,674,550,079	68,112,899,497
当期純利益又は当期純損失（△）	57,674,550,079	68,112,899,497
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,538,621,413	1,076,871,568
期首剰余金又は期首欠損金（△）	141,823,416,830	225,301,440,932
剰余金増加額又は欠損金減少額	41,547,089,495	51,608,309,987
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	41,547,089,495	51,608,309,987
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,204,994,059	18,804,116,213
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,204,994,059	18,804,116,213
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	225,301,440,932	325,141,662,635

（３）【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項　目	第15期 自 2024年12月3日 至 2025年12月1日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末および当期末が休日のため、2024年12月3日から2025年12月1日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項　目	第14期 (2024年12月2日現在)	第15期 (2025年12月1日現在)
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	47,642,575,158口	54,167,314,766口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　5.7290円 （１万口当たりの純資産額57,290円）	１口当たり純資産額　7.0025円 （１万口当たりの純資産額70,025円）

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項　目	第14期 自 2023年12月1日 至 2024年12月2日	第15期 自 2024年12月3日 至 2025年12月1日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,006,118,488円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（51,129,810,178	計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,834,186,225円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（62,201,841,704

	円)、収益調整金（124,350,606,316 円)、および分配準備積立金（45,814,905,950 円）より、分配対象収益は 225,301,440,932 円（１万口当たり 47,289.94 円）でありますが、分配を行っておりません。	円)、収益調整金（164,630,330,135 円)、および分配準備積立金（93,475,304,571 円）より、分配対象収益は 325,141,662,635 円（１万口当たり 60,025.43 円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第 15 期 自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

	なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第15期 (2025年12月1日現在)
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第14期（自　2023年12月1日　至　2024年12月2日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	57,437,998,374円
合計	57,437,998,374円

第15期（自　2024年12月3日　至　2025年12月1日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	68,445,773,199円
合計	68,445,773,199円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第15期

自 2024年12月3日 至 2025年12月1日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項　目	第14期 (2024年12月2日現在)	第15期 (2025年12月1日現在)
期首元本額	41,509,457,413円	47,642,575,158円
期中追加設定元本額	9,934,595,786円	10,498,236,704円
期中一部解約元本額	3,801,478,041円	3,973,497,096円

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	28,013,531,693	336,498,542,696	
	エマージング株式インデックス・マザーファンド	15,038,500,622	42,440,152,605	
	親投資信託受益証券　小計		378,938,695,301	
合　計			378,938,695,301	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンドは、「外国株式インデックス・マザーファンド」および「エマージング株式インデックス・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

外国株式インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	(2025年12月1日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	6,870,277,452
金銭信託	21,529,814
コール・ローン	2,891,802,086
株式	1,179,690,959,436
投資証券	19,523,132,233
派生商品評価勘定	130,786,204
未収入金	227,856,783
未収配当金	1,137,795,022
差入委託証拠金	4,373,917,614
流動資産合計	1,214,868,056,644
資産合計	1,214,868,056,644
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	38,375,673
未払解約金	190,654,988
流動負債合計	229,030,661
負債合計	229,030,661
純資産の部	
元本等	
元本	101,118,833,171
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,113,520,192,812
元本等合計	1,214,639,025,983
純資産合計	1,214,639,025,983
負債純資産合計	1,214,868,056,644

（２）注記表

(重要な会計方針の注記)

項　目	自 2024年12月3日

	至 2025年12月1日
1．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式、新株予約権証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2．　デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2025年12月1日現在）
1．　当計算期間の末日における受益権の総数	101,118,833,171口
2．　1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　12.0120円 （1万口当たりの純資産額120,120円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2024年12月3日 至 2025年12月1日
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．　金融商品の内容及び金融商	(1) 金融商品の内容

品に係るリスク	1）有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、新株予約権証券、投資証券を組み入れております。 2）デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。 3）コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2025年12月1日現在)
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、新株予約権証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年12月1日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	S&P 500 EMINI FUT DEC25	12,096,782,341	－	12,188,769,021	91,986,680
	SPI 200 FUTURES DEC25	407,190,849	－	395,647,560	△11,543,289
	FTSE 100 IDX FUT DEC25	580,124,832	－	583,413,103	3,288,271
	EURO STOXX 50 DEC25	2,013,567,832	－	2,021,725,069	8,157,237
	小計	15,097,665,854	－	15,189,554,753	91,888,899
合　計		15,097,665,854	－	15,189,554,753	91,888,899

(注) 1．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	1,663,492,017	－	1,663,669,558	177,541

	カナダ・ドル	75,389,709	－	75,731,586	341,877
	小計	1,738,881,726	－	1,739,401,144	519,418
	売建				
	ユーロ	129,131,184	－	129,128,970	2,214
	小計	129,131,184	－	129,128,970	2,214
合　計		1,868,012,910	－	1,868,530,114	521,632

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024年12月3日 至 2025年12月1日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2025年12月1日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	93,915,549,926円
同期中における追加設定元本額	14,574,359,840円
同期中における一部解約元本額	7,371,076,595円
2025年12月1日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣ外国株式インデックスファンドＳ	48,800,084,932円
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	249,073,680円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	986,874,528円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	817,850,788円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	42,104,756円

三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	570,467 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	1,948,217 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	7,366,171 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	25,731,266 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	32,122,684 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	82,714,446 円
外国株式指数ファンド	1,292,455,926 円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド	28,013,531,693 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	41,877,944 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	73,257,647 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	45,762,416 円
イオン・バランス戦略ファンド	7,689,993 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	43,861,193 円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	157,755,620 円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	162,643,217 円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	665,324,289 円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	428,644,078 円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	627,389,430 円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	87,906,470 円
三井住友ＤＳ・外国株式インデックス年金ファンド	4,289,025,117 円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	11,340,922 円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	71,299,793 円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	66,640,707 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	13,305,544 円
ＳＭＢＣ・ＤＣインデックスファンド（ＭＳＣＩコクサイ）	4,255,330,933 円
日興ＦＷＳ・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）	139,145,698 円
日興ＦＷＳ・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）	4,460,722,498 円
三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド	231,718,579 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	26,024,610 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	16,006,201 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	17,350,009 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	12,947,872 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	10,857,180 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	76,601 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	10,926,951 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	130,492,255 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	186,254,142 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	122,382,052 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	493,258 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	1,863,628 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	3,267,499 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	5,063,242 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（積極コース）	7,878,657 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	140,078 円

ＳＭＡＭ・外国株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	163,439,223 円
バランスファンドＶＡ（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	1,310,964 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定成長型＜適格機関投資家限定＞	4,638,948 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	122,959,213 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	342,505,704 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	1,595,625,101 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	4,614,973 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	24,821,507 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	279,415,833 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	19,833,087 円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	42,251,623 円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	237,057,435 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	133,344,711 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	294,077,216 円
三井住友・外国株式インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	141,284,605 円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	25,482,544 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	2,411,352 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	2,216,327 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	2,893,907 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	5,768,540 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	22,465,719 円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（標準型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	51,100,062 円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（債券重視型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	17,231,789 円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	79,158,170 円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞	26,648,490 円
ＳＭＡＭ・外国株式インデックスファンドＳＡ＜適格機関投資家限定＞	493,902,510 円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	23,413,291 円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	10,468,639 円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	16,198,339 円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ＜適格機関投資家限定＞	102,573,388 円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	44,624,084 円
合　計	101,118,833,171 円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

通　貨	銘　柄	株　数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	BAKER HUGHES CO	98,862	50.200	4,962,872.40	
	CHENIERE ENERGY INC	21,482	208.460	4,478,137.72	

	CHEVRON CORP	191,654	151.130	28,964,669.02	
	CONOCOPHILLIPS	121,258	88.690	10,754,372.02	
	COTERRA ENERGY INC	73,375	26.840	1,969,385.00	
	DEVON ENERGY CORP	54,844	37.060	2,032,518.64	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	17,520	152.590	2,673,376.80	
	EOG RESOURCES INC	53,473	107.850	5,767,063.05	
	EQT CORP	61,722	60.860	3,756,400.92	
	EXPAND ENERGY CORP	23,953	121.930	2,920,589.29	
	EXXON MOBIL CORP	423,685	115.920	49,113,565.20	
	HALLIBURTON CO	76,654	26.220	2,009,867.88	
	KINDER MORGAN INC	203,845	27.320	5,569,045.40	
	MARATHON PETROLEUM CORP	30,431	193.730	5,895,397.63	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	76,973	42.000	3,232,866.00	
	ONEOK INC	58,849	72.820	4,285,384.18	
	PHILLIPS 66	39,040	136.960	5,346,918.40	
	SLB LTD	152,931	36.240	5,542,219.44	
	TARGA RESOURCES CORP	20,984	175.310	3,678,705.04	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	1,991	864.290	1,720,801.39	
	VALERO ENERGY CORP	31,441	176.760	5,557,511.16	
	WILLIAMS COS INC	117,726	60.930	7,173,045.18	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	22,109	261.050	5,771,554.45	
	AMCOR PLC	212,207	8.520	1,808,003.64	
	AMRIZE LTD	53,641	51.510	2,763,047.91	
	AVERY DENNISON CORP	6,759	172.370	1,165,048.83	
	BALL CORP	28,423	49.530	1,407,791.19	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	18,315	78.700	1,441,390.50	
	CORTEVA INC	66,394	67.470	4,479,603.18	
	CRH PLC	66,769	119.960	8,009,609.24	
	DOW INC	68,728	23.850	1,639,162.80	
	DUPONT DE NEMOURS INC	38,827	39.770	1,544,149.79	
	ECOLAB INC	24,675	275.160	6,789,573.00	
	FREEPORT-MCMORAN INC	143,646	42.980	6,173,905.08	
	INTERNATIONAL PAPER CO	45,665	39.480	1,802,854.20	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	25,024	69.480	1,738,667.52	
	LINDE PLC	46,515	410.320	19,086,034.80	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	22,165	48.990	1,085,863.35	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	6,149	623.240	3,832,302.76	
	NEWMONT CORP	110,099	90.730	9,989,282.27	
	NUCOR CORP	23,883	159.490	3,809,099.67	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	8,569	204.070	1,748,675.83	
	PPG INDUSTRIES INC	21,291	100.040	2,129,951.64	
	RELIANCE INC	5,040	279.320	1,407,772.80	

RPM INTERNATIONAL INC	13,006	107.250	1,394,893.50	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	23,297	343.690	8,006,945.93	
SMURFIT WESTROCK PLC	47,029	35.690	1,678,465.01	
STEEL DYNAMICS INC	15,272	167.830	2,563,099.76	
VULCAN MATERIALS CO	12,521	297.240	3,721,742.04	
3M CO	54,035	172.050	9,296,721.75	
AECOM	13,635	103.130	1,406,177.55	
AERCAP HOLDINGS NV	18,294	134.000	2,451,396.00	
ALLEGION PLC	9,593	166.030	1,592,725.79	
AMETEK INC	22,997	197.890	4,550,876.33	
AXON ENTERPRISE INC	7,134	540.140	3,853,358.76	
BLOOM ENERGY CORP- A	24,042	109.240	2,626,348.08	
BOEING CO/THE	75,993	189.000	14,362,677.00	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	9,801	112.230	1,099,966.23	
CARLISLE COS INC	4,354	318.070	1,384,876.78	
CARRIER GLOBAL CORP	76,871	54.880	4,218,680.48	
CATERPILLAR INC	46,284	575.760	26,648,475.84	
CNH INDUSTRIAL NV	87,561	9.430	825,700.23	
COMFORT SYSTEMS USA INC	3,730	976.940	3,643,986.20	
CUMMINS INC	13,892	497.980	6,917,938.16	
DEERE & CO	25,871	464.490	12,016,820.79	
DOVER CORP	12,242	185.280	2,268,197.76	
EATON CORP PLC	38,048	345.890	13,160,422.72	
EMCOR GROUP INC	4,293	615.070	2,640,495.51	
EMERSON ELECTRIC CO	56,670	133.380	7,558,644.60	
FASTENAL CO	115,347	40.400	4,660,018.80	
FERGUSON ENTERPRISES INC	20,226	251.670	5,090,277.42	
FORTIVE CORP	34,421	53.480	1,840,835.08	
GE VERNOVA INC	26,577	599.770	15,940,087.29	
GENERAL DYNAMICS CORP	22,471	341.630	7,676,767.73	
GENERAL ELECTRIC	105,626	298.450	31,524,079.70	
GRACO INC	15,068	82.440	1,242,205.92	
HEICO CORP	4,483	316.910	1,420,707.53	
HEICO CORP-CLASS A	6,593	246.970	1,628,273.21	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	63,443	192.190	12,193,110.17	
HOWMET AEROSPACE INC	38,986	204.590	7,976,145.74	
HUBBELL INC	4,737	431.430	2,043,683.91	
IDEX CORP	8,193	173.930	1,425,008.49	
ILLINOIS TOOL WORKS	27,259	249.280	6,795,123.52	
INGERSOLL-RAND INC	38,066	80.340	3,058,222.44	
JARDINE MATHESON HOLDINGS	16,600	65.600	1,088,960.00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	63,476	116.310	7,382,893.56	

L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	17,821	278.690	4,966,534.49	
LENNOX INTERNATIONAL INC	2,750	498.870	1,371,892.50	
LOCKHEED MARTIN CORP	21,122	457.860	9,670,918.92	
MASCO CORP	19,187	64.870	1,244,660.69	
NORDSON CORP	5,282	237.660	1,255,320.12	
NORTHROP GRUMMAN CORP	13,101	572.250	7,497,047.25	
OTIS WORLDWIDE CORP	39,859	88.850	3,541,472.15	
PACCAR INC	51,708	105.420	5,451,057.36	
PARKER HANNIFIN CORP	12,793	861.700	11,023,728.10	
PENTAIR PLC	15,664	105.240	1,648,479.36	
QUANTA SERVICES INC	14,555	464.880	6,766,328.40	
ROCKET LAB CORP	47,116	42.140	1,985,468.24	
ROCKWELL AUTOMATION INC	11,329	395.860	4,484,697.94	
RTX CORP	132,125	174.910	23,109,983.75	
SNAP-ON INC	5,235	340.050	1,780,161.75	
TEXTRON INC	20,110	83.160	1,672,347.60	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	22,337	421.480	9,414,598.76	
TRANSDIGM GROUP INC	5,722	1,360.170	7,782,892.74	
UNITED RENTALS INC	6,163	815.180	5,023,954.34	
VERTIV HOLDINGS CO-A	36,686	179.730	6,593,574.78	
WABTEC CORP	17,242	208.550	3,595,819.10	
WATSCO INC	3,112	346.400	1,077,996.80	
WW GRAINGER INC	4,595	948.630	4,358,954.85	
XYLEM INC	22,408	140.670	3,152,133.36	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	39,239	255.300	10,017,716.70	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	10,637	83.460	887,764.02	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	10,783	228.090	2,459,494.47	
CINTAS CORP	35,326	186.020	6,571,342.52	
COPART INC	92,288	38.980	3,597,386.24	
EQUIFAX INC	12,025	212.370	2,553,749.25	
JACOBS SOLUTIONS INC	10,393	134.810	1,401,080.33	
LEIDOS HOLDINGS INC	11,403	191.100	2,179,113.30	
PAYCHEX INC	30,408	111.690	3,396,269.52	
PAYCOM SOFTWARE INC	5,427	161.170	874,669.59	
REPUBLIC SERVICES INC	21,592	217.060	4,686,759.52	
ROLLINS INC	25,137	61.480	1,545,422.76	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	21,724	85.940	1,866,960.56	
TRANSUNION	18,291	85.050	1,555,649.55	
VERALTO CORP	26,247	101.220	2,656,721.34	
VERISK ANALYTICS INC	14,027	225.070	3,157,056.89	
WASTE CONNECTIONS INC	24,689	176.550	4,358,842.95	
WASTE MANAGEMENT INC	39,630	217.870	8,634,188.10	

C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	12,525	158.870	1,989,846.75	
CSX CORP	179,500	35.360	6,347,120.00	
DELTA AIR LINES INC	14,192	64.100	909,707.20	
EXPEDITORS INTL WASH INC	13,237	146.900	1,944,515.30	
FEDEX CORP	22,526	275.680	6,209,967.68	
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	248,630	5.450	1,355,033.50	
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	8,550	173.960	1,487,358.00	
NORFOLK SOUTHERN CORP	21,798	292.090	6,366,977.82	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	18,170	135.290	2,458,219.30	
UBER TECHNOLOGIES INC	196,651	87.540	17,214,828.54	
UNION PACIFIC CORP	58,684	231.830	13,604,711.72	
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	8,414	101.960	857,891.44	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	74,249	95.790	7,112,311.71	
APTIV PLC	23,575	77.550	1,828,241.25	
FORD MOTOR CO	367,930	13.280	4,886,110.40	
GENERAL MOTORS CO	97,272	73.520	7,151,437.44	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	72,072	16.860	1,215,133.92	
TESLA INC	280,093	430.170	120,487,605.81	
DECKERS OUTDOOR CORP	13,320	88.030	1,172,559.60	
DR HORTON INC	26,159	159.010	4,159,542.59	
GARMIN LTD	15,526	195.320	3,032,538.32	
LENNAR CORP-A	21,335	131.300	2,801,285.50	
LULULEMON ATHLETICA INC	10,287	184.180	1,894,659.66	
NIKE INC -CL B	118,060	64.630	7,630,217.80	
NVR INC	297	7,507.290	2,229,665.13	
PULTEGROUP INC	21,256	127.190	2,703,550.64	
TAPESTRY INC	22,506	109.280	2,459,455.68	
AIRBNB INC-CLASS A	41,722	116.990	4,881,056.78	
BOOKING HOLDINGS INC	3,174	4,914.690	15,599,226.06	
CARNIVAL CORP	100,720	25.780	2,596,561.60	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	126,190	34.520	4,356,078.80	
DARDEN RESTAURANTS INC	11,771	179.580	2,113,836.18	
DOMINO'S PIZZA INC	3,549	419.630	1,489,266.87	
DOORDASH INC - A	38,912	198.370	7,718,973.44	
DRAFTKINGS INC-CL A	38,324	33.160	1,270,823.84	
EXPEDIA GROUP INC	12,455	255.690	3,184,618.95	
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	17,840	208.810	3,725,170.40	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	23,335	285.030	6,651,175.05	
HYATT HOTELS CORP - CL A	3,371	164.390	554,158.69	
LAS VEGAS SANDS CORP	32,745	68.160	2,231,899.20	
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	22,599	304.790	6,887,949.21	
MCDONALD'S CORP	70,664	311.820	22,034,448.48	

ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	25,246	266.250	6,721,747.50	
STARBUCKS CORP	111,833	87.110	9,741,772.63	
YUM! BRANDS INC	27,201	153.210	4,167,465.21	
AMAZON.COM INC	950,321	233.220	221,633,863.62	
AUTOZONE INC	1,622	3,954.330	6,413,923.26	
BEST BUY CO INC	19,353	79.280	1,534,305.84	
BURLINGTON STORES INC	6,047	252.230	1,525,234.81	
CARVANA CO	13,653	374.500	5,113,048.50	
DICK'S SPORTING GOODS INC	7,620	206.570	1,574,063.40	
EBAY INC	46,827	82.790	3,876,807.33	
GENUINE PARTS CO	12,304	130.400	1,604,441.60	
HOME DEPOT INC	97,618	356.920	34,841,816.56	
LOWE'S COS INC	54,364	242.480	13,182,182.72	
MERCADOLIBRE INC	4,402	2,071.780	9,119,975.56	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	84,285	101.700	8,571,784.50	
ROSS STORES INC	32,569	176.360	5,743,868.84	
SEA LTD-ADR	38,005	139.010	5,283,075.05	
TJX COMPANIES INC	109,292	151.920	16,603,640.64	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	51,884	54.780	2,842,205.52	
ULTA BEAUTY INC	4,748	538.830	2,558,364.84	
WILLIAMS-SONOMA INC	10,952	180.010	1,971,469.52	
COSTCO WHOLESALE CORP	43,532	913.590	39,770,399.88	
DOLLAR GENERAL CORP	23,072	109.490	2,526,153.28	
DOLLAR TREE INC	21,255	110.810	2,355,266.55	
KROGER CO	62,609	67.280	4,212,333.52	
SYSCO CORP	44,624	76.200	3,400,348.80	
TARGET CORP	45,985	90.620	4,167,160.70	
WALMART INC	433,698	110.510	47,927,965.98	
ALTRIA GROUP INC	168,049	59.010	9,916,571.49	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	50,471	60.740	3,065,608.54	
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	18,548	28.980	537,521.04	
BUNGE GLOBAL SA	12,343	96.070	1,185,792.01	
COCA-COLA CO/THE	406,727	73.120	29,739,878.24	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	22,358	91.690	2,050,005.02	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	15,993	136.380	2,181,125.34	
GENERAL MILLS INC	52,744	47.350	2,497,428.40	
HERSHEY CO/THE	15,188	188.080	2,856,559.04	
HORMEL FOODS CORP	25,536	23.210	592,690.56	
JM SMUCKER CO/THE	11,618	104.180	1,210,363.24	
KELLANOVA	31,913	83.640	2,669,203.32	
KEURIG DR PEPPER INC	119,704	27.900	3,339,741.60	
KRAFT HEINZ CO/THE	82,333	25.510	2,100,314.83	

MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	22,009	67.480	1,485,167.32	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	125,639	57.570	7,233,037.23	
MONSTER BEVERAGE CORP	71,420	74.990	5,355,785.80	
PEPSICO INC	135,624	148.740	20,172,713.76	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	155,391	157.480	24,470,974.68	
TYSON FOODS INC-CL A	25,497	58.050	1,480,100.85	
CHURCH & DWIGHT CO INC	23,694	85.160	2,017,781.04	
CLOROX COMPANY	10,423	107.940	1,125,058.62	
COLGATE-PALMOLIVE CO	74,201	80.390	5,965,018.39	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	25,303	94.070	2,380,253.21	
KENVUE INC	193,385	17.350	3,355,229.75	
KIMBERLY-CLARK CORP	31,626	109.120	3,451,029.12	
PROCTER & GAMBLE CO/THE	230,801	148.160	34,195,476.16	
ABBOTT LABORATORIES	171,896	128.900	22,157,394.40	
BAXTER INTERNATIONAL INC	51,487	18.740	964,866.38	
BECTON DICKINSON AND CO	27,772	194.020	5,388,323.44	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	144,524	101.580	14,680,747.92	
CARDINAL HEALTH INC	24,244	212.260	5,146,031.44	
CENCORA INC	18,446	368.930	6,805,282.78	
CENTENE CORP	48,406	39.340	1,904,292.04	
COOPER COS INC/THE	17,340	77.930	1,351,306.20	
CVS HEALTH CORP	123,792	80.360	9,947,925.12	
DEXCOM INC	38,418	63.470	2,438,390.46	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	57,871	86.670	5,015,679.57	
ELEVANCE HEALTH INC	22,074	338.260	7,466,751.24	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	44,527	79.990	3,561,714.73	
HCA HEALTHCARE INC	16,666	508.290	8,471,161.14	
HOLOGIC INC	19,730	74.970	1,479,158.10	
HUMANA INC	12,502	245.770	3,072,616.54	
IDEXX LABORATORIES INC	8,207	752.880	6,178,886.16	
INSULET CORP	6,832	327.190	2,235,362.08	
INTUITIVE SURGICAL INC	35,851	573.480	20,559,831.48	
LABCORP HOLDINGS INC	7,903	268.780	2,124,168.34	
MCKESSON CORP	12,314	881.120	10,850,111.68	
MEDTRONIC PLC	129,095	105.330	13,597,576.35	
QUEST DIAGNOSTICS INC	12,264	189.180	2,320,103.52	
RESMED INC	14,203	255.830	3,633,553.49	
SOLVENTUM CORP	15,984	85.260	1,362,795.84	
STERIS PLC	9,126	266.280	2,430,071.28	
STRYKER CORP	34,210	371.180	12,698,067.80	
THE CIGNA GROUP	26,262	277.280	7,281,927.36	
UNITEDHEALTH GROUP INC	88,876	329.770	29,308,638.52	

UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	5,785	243.630	1,409,399.55	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	15,192	240.290	3,650,485.68	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	18,219	97.520	1,776,716.88	
ABBVIE INC	173,888	227.700	39,594,297.60	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	27,798	153.500	4,266,993.00	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	12,470	451.230	5,626,838.10	
AMGEN INC	52,558	345.460	18,156,686.68	
BIOGEN INC	14,339	182.090	2,610,988.51	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	200,419	49.200	9,860,614.80	
DANAHER CORP	64,057	226.780	14,526,846.46	
ELI LILLY & CO	79,567	1,075.470	85,571,921.49	
GILEAD SCIENCES INC	124,469	125.840	15,663,178.96	
ILLUMINA INC	14,966	131.450	1,967,280.70	
INCYTE CORP	15,899	104.460	1,660,809.54	
INSMED INC	22,006	207.770	4,572,186.62	
IQVIA HOLDINGS INC	17,319	230.010	3,983,543.19	
JOHNSON & JOHNSON	239,299	206.920	49,515,749.08	
MERCK & CO. INC.	248,212	104.830	26,020,063.96	
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	2,098	1,476.720	3,098,158.56	
NATERA INC	12,829	238.810	3,063,693.49	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	8,744	152.160	1,330,487.04	
PFIZER INC	555,442	25.740	14,297,077.08	
REGENERON PHARMACEUTICALS	10,206	780.190	7,962,619.14	
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	41,090	40.020	1,644,421.80	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	115,351	26.890	3,101,788.39	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	37,714	590.830	22,282,562.62	
UNITED THERAPEUTICS CORP	4,719	486.000	2,293,434.00	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	24,860	433.610	10,779,544.60	
WATERS CORP	6,482	403.420	2,614,968.44	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	6,204	277.250	1,720,059.00	
ZOETIS INC	43,973	128.180	5,636,459.14	
BANK OF AMERICA CORP	701,199	53.650	37,619,326.35	
CITIGROUP INC	181,841	103.600	18,838,727.60	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	44,955	54.100	2,432,065.50	
FIFTH THIRD BANCORP	65,319	43.460	2,838,763.74	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	845	1,877.890	1,586,817.05	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	170,013	16.300	2,771,211.90	
JPMORGAN CHASE & CO	272,689	313.080	85,373,472.12	
KEYCORP	84,828	18.380	1,559,138.64	
M & T BANK CORP	16,764	190.220	3,188,848.08	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	38,709	190.720	7,382,580.48	
REGIONS FINANCIAL CORP	79,089	25.450	2,012,815.05	

TRUIST FINANCIAL CORP	132,884	46.500	6,179,106.00	
US BANCORP	149,057	49.050	7,311,245.85	
WELLS FARGO & CO	314,319	85.850	26,984,286.15	
AFFIRM HOLDINGS INC	26,200	70.950	1,858,890.00	
AMERICAN EXPRESS CO	54,846	365.270	20,033,598.42	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	8,870	455.740	4,042,413.80	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	44,321	131.850	5,843,723.85	
ARES MANAGEMENT CORP - A	20,857	156.850	3,271,420.45	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	71,455	112.100	8,010,105.50	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	136,790	513.810	70,284,069.90	
BLACKROCK INC	14,403	1,047.300	15,084,261.90	
BLACKSTONE INC	72,677	146.420	10,641,366.34	
BLOCK INC	57,131	66.800	3,816,350.80	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	62,642	219.070	13,722,982.94	
CARLYLE GROUP INC/THE	24,269	54.530	1,323,388.57	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	10,247	258.170	2,645,467.99	
CME GROUP INC	35,443	281.460	9,975,786.78	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	19,653	272.820	5,361,731.46	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	19,925	30.020	598,148.50	
CORPAY INC	6,278	295.800	1,857,032.40	
EQUITABLE HOLDINGS INC	31,450	46.690	1,468,400.50	
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	53,520	65.770	3,520,010.40	
FISERV INC	54,943	61.470	3,377,346.21	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	6,660	169.660	1,129,935.60	
GLOBAL PAYMENTS INC	24,460	75.760	1,853,089.60	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	30,296	826.040	25,025,707.84	
INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	44,120	65.020	2,868,682.40	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	56,511	157.300	8,889,180.30	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	6,120	174.480	1,067,817.60	
KKR & CO INC	60,463	122.310	7,395,229.53	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	7,385	356.040	2,629,355.40	
MASTERCARD INC - A	84,729	550.530	46,645,856.37	
MOODY'S CORP	15,529	490.780	7,621,322.62	
MORGAN STANLEY	118,201	169.660	20,053,981.66	
MSCI INC	7,510	563.720	4,233,537.20	
NASDAQ INC	48,004	90.920	4,364,523.68	
NORTHERN TRUST CORP	19,037	131.340	2,500,319.58	
PAYPAL HOLDINGS INC	91,070	62.690	5,709,178.30	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	18,756	156.540	2,936,064.24	
ROBINHOOD MARKETS INC - A	74,616	128.490	9,587,409.84	
ROCKET COS INC-CLASS A	89,101	19.980	1,780,237.98	
S&P GLOBAL INC	30,652	498.830	15,290,137.16	

SCHWAB (CHARLES) CORP	168,914	92.730	15,663,395.22	
SOFI TECHNOLOGIES INC	126,815	29.720	3,768,941.80	
STATE STREET CORP	29,765	119.020	3,542,630.30	
SYNCHRONY FINANCIAL	38,295	77.360	2,962,501.20	
T ROWE PRICE GROUP INC	20,577	102.380	2,106,673.26	
TOAST INC-CLASS A	47,543	34.190	1,625,495.17	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	11,810	108.860	1,285,636.60	
VISA INC-CLASS A SHARES	167,433	334.440	55,996,292.52	
AFLAC INC	48,525	110.310	5,352,792.75	
ALLSTATE CORP	25,179	212.980	5,362,623.42	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	7,655	137.720	1,054,246.60	
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	57,558	76.160	4,383,617.28	
AON PLC-CLASS A	20,075	353.920	7,104,944.00	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	37,734	93.920	3,543,977.28	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	25,242	247.620	6,250,424.04	
BROWN & BROWN INC	31,278	80.430	2,515,689.54	
CHUBB LTD	36,979	296.180	10,952,440.22	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	16,118	167.590	2,701,215.62	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	2,244	295.490	663,079.56	
EVEREST GROUP LTD	3,547	314.290	1,114,786.63	
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	24,937	59.430	1,482,005.91	
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	28,990	137.030	3,972,499.70	
LOEWS CORP	16,971	107.870	1,830,661.77	
MARKEL GROUP INC	1,175	2,080.440	2,444,517.00	
MARSH & MCLENNAN COS	48,376	183.450	8,874,577.20	
METLIFE INC	58,173	76.560	4,453,724.88	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	19,458	84.820	1,650,427.56	
PROGRESSIVE CORP	57,247	228.790	13,097,541.13	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	34,642	108.250	3,749,996.50	
TRAVELERS COS INC/THE	23,051	292.860	6,750,715.86	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	9,703	321.000	3,114,663.00	
WR BERKLEY CORP	27,229	77.690	2,115,421.01	
ACCENTURE PLC-CL A	61,790	250.000	15,447,500.00	
ADOBE INC	41,362	320.130	13,241,217.06	
APPLOVIN CORP-CLASS A	22,370	599.480	13,410,367.60	
ATLASSIAN CORP-CL A	14,770	149.520	2,208,410.40	
AUTODESK INC	21,691	303.340	6,579,747.94	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	15,779	41.960	662,086.84	
CADENCE DESIGN SYS INC	27,341	311.840	8,526,017.44	
CHECK POINT SOFTWARE TECH	9,227	186.770	1,723,326.79	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	30,265	200.210	6,059,355.65	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	46,873	77.710	3,642,500.83	

COREWEAVE INC-CL A	20,006	73.120	1,462,838.72	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	24,324	509.160	12,384,807.84	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	4,550	458.590	2,086,584.50	
DATADOG INC - CLASS A	31,644	160.010	5,063,356.44	
DOCUSIGN INC	17,164	69.350	1,190,323.40	
DYNATRACE INC	29,487	44.560	1,313,940.72	
FAIR ISAAC CORP	2,399	1,805.830	4,332,186.17	
FORTINET INC	63,597	81.130	5,159,624.61	
GARTNER INC	7,286	232.740	1,695,743.64	
GEN DIGITAL INC	55,784	26.370	1,471,024.08	
GODADDY INC - CLASS A	14,339	127.860	1,833,384.54	
HUBSPOT INC	4,936	367.320	1,813,091.52	
INTL BUSINESS MACHINES CORP	92,130	308.580	28,429,475.40	
INTUIT INC	27,222	634.080	17,260,925.76	
MICROSOFT CORP	698,867	492.010	343,849,552.67	
MONDAY.COM LTD	4,235	143.860	609,247.10	
MONGODB INC	8,711	332.370	2,895,275.07	
NEBIUS GROUP NV	20,980	94.870	1,990,372.60	
NUTANIX INC - A	24,582	47.800	1,175,019.60	
OKTA INC	13,914	80.330	1,117,711.62	
ORACLE CORP	170,165	201.950	34,364,821.75	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	226,425	168.450	38,141,291.25	
PALO ALTO NETWORKS INC	68,065	190.130	12,941,198.45	
PTC INC	11,347	175.430	1,990,604.21	
ROPER TECHNOLOGIES INC	10,175	446.220	4,540,288.50	
SALESFORCE INC	93,393	230.540	21,530,822.22	
SAMSARA INC-CL A	27,933	38.030	1,062,291.99	
SERVICENOW INC	20,846	812.410	16,935,498.86	
SNOWFLAKE INC	31,571	251.240	7,931,898.04	
STRATEGY INC	26,153	177.180	4,633,788.54	
SYNOPSYS INC	18,501	418.010	7,733,603.01	
TWILIO INC - A	15,028	129.690	1,948,981.32	
TYLER TECHNOLOGIES INC	4,283	469.620	2,011,382.46	
VERISIGN INC	8,301	251.990	2,091,768.99	
WIX.COM LTD	5,381	95.710	515,015.51	
WORKDAY INC-CLASS A	20,263	215.620	4,369,108.06	
ZOOM COMMUNICATIONS INC	23,688	84.960	2,012,532.48	
ZSCALER INC	10,231	251.500	2,573,096.50	
AMPHENOL CORP-CL A	119,096	140.900	16,780,626.40	
APPLE INC	1,468,599	278.850	409,518,831.15	
ARISTA NETWORKS INC	105,499	130.680	13,786,609.32	
CDW CORP/DE	12,480	144.220	1,799,865.60	

CIENA CORP	15,137	204.210	3,091,126.77	
CISCO SYSTEMS INC	392,536	76.940	30,201,719.84	
CORNING INC	82,927	84.200	6,982,453.40	
DELL TECHNOLOGIES -C	32,862	133.350	4,382,147.70	
F5 INC	4,939	239.160	1,181,211.24	
FLEX LTD	40,828	59.110	2,413,343.08	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	128,411	21.870	2,808,348.57	
HP INC	85,880	24.420	2,097,189.60	
IONQ INC	33,886	49.300	1,670,579.80	
JABIL INC	9,808	210.710	2,066,643.68	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	15,964	197.950	3,160,073.80	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	16,561	369.680	6,122,270.48	
NETAPP INC	21,213	111.560	2,366,522.28	
PURE STORAGE INC - CLASS A	28,039	88.960	2,494,349.44	
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	22,133	276.690	6,123,979.77	
SUPER MICRO COMPUTER INC	47,438	33.850	1,605,776.30	
TE CONNECTIVITY PLC	28,578	226.150	6,462,914.70	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	4,328	499.520	2,161,922.56	
TRIMBLE INC	20,783	81.420	1,692,151.86	
WESTERN DIGITAL CORP	35,767	163.330	5,841,824.11	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	5,097	252.750	1,288,266.75	
ADVANCED MICRO DEVICES	160,618	217.530	34,939,233.54	
ANALOG DEVICES INC	47,881	265.340	12,704,744.54	
APPLIED MATERIALS INC	78,251	252.250	19,738,814.75	
ASTERA LABS INC	14,729	157.570	2,320,848.53	
BROADCOM INC	444,336	402.960	179,049,634.56	
CREDO TECHNOLOGY GROUP HOLDI	16,978	177.600	3,015,292.80	
ENTEGRIS INC	12,569	77.140	969,572.66	
FIRST SOLAR INC	10,966	272.920	2,992,840.72	
INTEL CORP	446,980	40.560	18,129,508.80	
KLA CORP	13,013	1,175.470	15,296,391.11	
LAM RESEARCH CORP	126,106	156.000	19,672,536.00	
MARVELL TECHNOLOGY INC	87,351	89.400	7,809,179.40	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	50,967	53.580	2,730,811.86	
MICRON TECHNOLOGY INC	111,016	236.480	26,253,063.68	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	4,760	928.170	4,418,089.20	
NVIDIA CORP	2,404,552	177.000	425,605,704.00	
NXP SEMICONDUCTORS NV	24,211	194.940	4,719,692.34	
ON SEMICONDUCTOR	35,773	50.240	1,797,235.52	
QNITY ELECTRONICS INC	19,413	81.090	1,574,200.17	
QUALCOMM INC	106,867	168.090	17,963,274.03	
TERADYNE INC	14,950	181.890	2,719,255.50	

TEXAS INSTRUMENTS INC	88,821	168.270	14,945,909.67	
AT&T INC	704,144	26.020	18,321,826.88	
T-MOBILE US INC	50,864	209.010	10,631,084.64	
VERIZON COMMUNICATIONS INC	417,008	41.110	17,143,198.88	
ALLIANT ENERGY CORP	27,975	69.470	1,943,423.25	
AMEREN CORPORATION	26,701	106.350	2,839,651.35	
AMERICAN ELECTRIC POWER	51,985	123.770	6,434,183.45	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	17,778	130.070	2,312,384.46	
ATMOS ENERGY CORP	16,586	176.370	2,925,272.82	
CENTERPOINT ENERGY INC	67,050	39.980	2,680,659.00	
CMS ENERGY CORP	27,913	75.440	2,105,756.72	
CONSOLIDATED EDISON INC	37,397	100.360	3,753,162.92	
CONSTELLATION ENERGY	30,318	364.360	11,046,666.48	
DOMINION ENERGY INC	88,086	62.770	5,529,158.22	
DTE ENERGY COMPANY	18,974	137.030	2,600,007.22	
DUKE ENERGY CORP	76,654	123.940	9,500,496.76	
EDISON INTERNATIONAL	36,846	58.890	2,169,860.94	
ENTERGY CORP	46,111	97.520	4,496,744.72	
ESSENTIAL UTILITIES INC	25,795	39.590	1,021,224.05	
EVERGY INC	22,411	77.650	1,740,214.15	
EVERSOURCE ENERGY	37,018	67.180	2,486,869.24	
EXELON CORP	94,691	47.120	4,461,839.92	
FIRSTENERGY CORP	55,255	47.720	2,636,768.60	
NEXTERA ENERGY INC	206,329	86.290	17,804,129.41	
NISOURCE INC	43,994	44.130	1,941,455.22	
NRG ENERGY INC	18,864	169.490	3,197,259.36	
OKLO INC	10,949	91.380	1,000,519.62	
P G & E CORP	223,574	16.120	3,604,012.88	
PPL CORP	73,979	36.900	2,729,825.10	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	47,097	83.520	3,933,541.44	
SEMPRA	62,872	94.720	5,955,235.84	
SOUTHERN CO/THE	107,860	91.120	9,828,203.20	
VISTRA CORP	34,348	178.860	6,143,483.28	
WEC ENERGY GROUP INC	33,812	112.070	3,789,310.84	
XCEL ENERGY INC	57,263	82.110	4,701,864.93	
ALPHABET INC-CL A	576,086	320.180	184,451,215.48	
ALPHABET INC-CL C	483,606	320.120	154,811,952.72	
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	8,667	200.120	1,734,440.04	
COMCAST CORP-CLASS A	367,400	26.690	9,805,906.00	
ECHOSTAR CORP-A	13,919	73.290	1,020,123.51	
ELECTRONIC ARTS INC	23,684	202.030	4,784,878.52	
FOX CORP - CLASS A	23,886	65.500	1,564,533.00	

	FOX CORP - CLASS B	16,679	58.260	971,718.54	
	LIBERTY MEDIA CORP-FORMULA-C	20,572	95.980	1,974,500.56	
	LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	15,302	131.450	2,011,447.90	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	214,981	647.950	139,296,938.95	
	NETFLIX INC	418,260	107.580	44,996,410.80	
	NEWS CORP - CLASS A	34,405	25.680	883,520.40	
	OMNICOM GROUP	18,370	71.620	1,315,659.40	
	PINTEREST INC- CLASS A	60,239	26.120	1,573,442.68	
	REDDIT INC-CL A	11,167	216.470	2,417,320.49	
	ROBLOX CORP -CLASS A	55,485	95.030	5,272,739.55	
	SNAP INC - A	86,463	7.680	664,035.84	
	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	15,595	598.870	9,339,377.65	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWRE	17,220	246.070	4,237,325.40	
	TRADE DESK INC/THE -CLASS A	43,633	39.560	1,726,121.48	
	WALT DISNEY CO/THE	179,961	104.470	18,800,525.67	
	WARNER BROS DISCOVERY INC	226,653	24.000	5,439,672.00	
	CBRE GROUP INC - A	30,480	161.830	4,932,578.40	
	COSTAR GROUP INC	43,322	68.800	2,980,553.60	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	136,600	6.350	867,410.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	14,561	74.380	1,083,047.18	
アメリカ・ドル小計		36,447,408		5,829,568,665.46 (908,654,867,885)	
カナダ・ドル	ARC RESOURCES LTD	62,147	25.010	1,554,296.47	
	CAMECO CORP	45,239	123.950	5,607,374.05	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	208,260	47.290	9,848,615.40	
	CENOVUS ENERGY INC	152,070	24.930	3,791,105.10	
	ENBRIDGE INC	217,892	67.930	14,801,403.56	
	IMPERIAL OIL LTD	16,267	139.700	2,272,499.90	
	KEYERA CORP	19,802	45.150	894,060.30	
	PEMBINA PIPELINE CORP	56,661	54.170	3,069,326.37	
	SUNCOR ENERGY INC	120,305	62.840	7,559,966.20	
	TC ENERGY CORP	100,466	75.500	7,585,183.00	
	TOURMALINE OIL CORP	34,280	64.320	2,204,889.60	
	WHITECAP RESOURCES INC	116,361	11.690	1,360,260.09	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	48,692	243.790	11,870,622.68	
	ALAMOS GOLD INC-CLASS A	40,555	52.760	2,139,681.80	
	BARRICK MINING CORP	174,340	58.430	10,186,686.20	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	13,268	85.450	1,133,750.60	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	68,446	31.840	2,179,320.64	
	FRANCO-NEVADA CORP	18,349	292.150	5,360,660.35	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	80,624	14.620	1,178,722.88	
	KINROSS GOLD CORP	128,663	39.380	5,066,748.94	

	LUNDIN GOLD INC	12,362	117.770	1,455,872.74	
	LUNDIN MINING CORP	78,936	26.110	2,061,018.96	
	NUTRIEN LTD	49,178	81.300	3,998,171.40	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	36,364	63.340	2,303,295.76	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	40,547	59.490	2,412,141.03	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	45,466	153.470	6,977,667.02	
	ATKINSREALIS GROUP INC	19,484	86.730	1,689,847.32	
	BOMBARDIER INC-B	8,707	232.090	2,020,807.63	
	CAE INC	27,474	38.230	1,050,331.02	
	STANTEC INC	9,939	134.390	1,335,702.21	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	9,630	163.410	1,573,638.30	
	WSP GLOBAL INC	12,764	244.450	3,120,159.80	
	ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	32,674	37.230	1,216,453.02	
	GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	21,852	63.580	1,389,350.16	
	RB GLOBAL INC	19,325	136.900	2,645,592.50	
	THOMSON REUTERS CORP	15,347	189.550	2,909,023.85	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	53,467	133.830	7,155,488.61	
	CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	89,141	101.230	9,023,743.43	
	TFI INTERNATIONAL INC	6,995	121.870	852,480.65	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	22,436	68.390	1,534,398.04	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	17,915	80.190	1,436,603.85	
	RESTAURANT BRANDS INTERN	28,570	101.540	2,900,997.80	
	CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	4,737	170.020	805,384.74	
	DOLLARAMA INC	27,090	199.950	5,416,645.50	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	76,041	76.330	5,804,209.53	
	EMPIRE CO LTD 'A'	17,348	51.450	892,554.60	
	LOBLAW COMPANIES LTD	56,228	62.000	3,486,136.00	
	METRO INC/CN	18,929	100.260	1,897,821.54	
	WESTON (GEORGE) LTD	14,952	95.830	1,432,850.16	
	SAPUTO INC	34,523	39.610	1,367,456.03	
	BANK OF MONTREAL	71,092	176.910	12,576,885.72	
	BANK OF NOVA SCOTIA	119,355	96.940	11,570,273.70	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	92,081	120.830	11,126,147.23	
	NATIONAL BANK OF CANADA	37,412	168.950	6,320,757.40	
	ROYAL BANK OF CANADA	137,992	216.140	29,825,590.88	
	TORONTO-DOMINION BANK	168,939	117.650	19,875,673.35	
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	42,975	73.590	3,162,530.25	
	BROOKFIELD CORP	203,674	65.980	13,438,410.52	
	IGM FINANCIAL INC	4,949	57.050	282,340.45	
	TMX GROUP LTD	26,034	51.300	1,335,544.20	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	1,991	2,406.330	4,791,003.03	
	GREAT-WEST LIFECO INC	32,412	64.790	2,099,973.48	

	IA FINANCIAL CORP INC	8,268	165.060	1,364,716.08	
	INTACT FINANCIAL CORP	17,844	285.400	5,092,677.60	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	169,946	49.470	8,407,228.62	
	POWER CORP OF CANADA	59,784	71.150	4,253,631.60	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	53,341	82.830	4,418,235.03	
	CGI INC	18,609	124.470	2,316,262.23	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	1,935	3,382.250	6,544,653.75	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	9,063	114.780	1,040,251.14	
	OPEN TEXT CORP	21,507	47.050	1,011,904.35	
	SHOPIFY INC - CLASS A	122,385	223.220	27,318,779.70	
	CELESTICA INC	11,862	480.110	5,695,064.82	
	BCE INC	10,153	32.920	334,236.76	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	39,463	54.630	2,155,863.69	
	TELUS CORP	15,222	18.340	279,171.48	
	ALTAGAS LTD	27,309	43.120	1,177,564.08	
	BROOKFIELD RENEWABLE CORP	11,200	58.080	650,496.00	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	20,193	42.230	852,750.39	
	EMERA INC	30,820	67.820	2,090,212.40	
	FORTIS INC	50,042	73.260	3,666,076.92	
	HYDRO ONE LTD	33,037	54.740	1,808,445.38	
	FIRSTSERVICE CORP	3,669	219.740	806,226.06	
カナダ・ドル小計		4,305,666		379,520,595.62 (42,331,727,235)	
オーストラリア・ドル	SANTOS LTD	313,144	6.440	2,016,647.36	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	193,850	24.930	4,832,680.50	
	BHP GROUP LTD	496,724	41.670	20,698,489.08	
	EVOLUTION MINING LTD	193,113	11.880	2,294,182.44	
	FORTESCUE LTD	160,779	21.410	3,442,278.39	
	LYNAS RARE EARTHS LTD	111,588	14.470	1,614,678.36	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	144,808	27.160	3,932,985.28	
	RIO TINTO LTD	36,597	132.280	4,841,051.16	
	SOUTH32 LTD	394,239	3.220	1,269,449.58	
	SGH LTD	16,425	47.290	776,738.25	
	BRAMBLES LTD	145,008	24.060	3,488,892.48	
	COMPUTERSHARE LTD	50,853	35.900	1,825,622.70	
	QANTAS AIRWAYS LTD	78,226	9.980	780,695.48	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	57,777	58.340	3,370,710.18	
	LOTTERY CORP LTD/THE	224,832	5.470	1,229,831.04	
	WESFARMERS LTD	112,766	81.880	9,233,280.08	
	COLES GROUP LTD	128,623	22.320	2,870,865.36	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	117,922	29.320	3,457,473.04	
	COCHLEAR LTD	6,946	279.060	1,938,350.76	

	PRO MEDICUS LTD	5,586	266.540	1,488,892.44	
	SIGMA HEALTHCARE LTD	474,038	2.880	1,365,229.44	
	SONIC HEALTHCARE LTD	37,362	23.330	871,655.46	
	CSL LTD	49,342	186.300	9,192,414.60	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	292,698	34.640	10,139,058.72	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	165,723	152.510	25,274,414.73	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	303,478	40.100	12,169,467.80	
	WESTPAC BANKING CORP	337,714	37.590	12,694,669.26	
	ASX LTD	15,385	58.200	895,407.00	
	MACQUARIE GROUP LTD	34,425	197.040	6,783,102.00	
	WASHINGTON H SOUL PATTINSON	43,195	37.820	1,633,634.90	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	229,744	7.760	1,782,813.44	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	309,998	4.750	1,472,490.50	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	153,791	19.250	2,960,476.75	
	SUNCORP GROUP LTD	99,768	17.560	1,751,926.08	
	WISETECH GLOBAL LTD	18,731	73.020	1,367,737.62	
	XERO LTD	16,682	122.250	2,039,374.50	
	TELSTRA GROUP LTD	367,025	4.920	1,805,763.00	
	ORIGIN ENERGY LTD	177,211	11.680	2,069,824.48	
	CAR GROUP LTD	35,130	34.770	1,221,470.10	
	REA GROUP LTD	4,909	195.910	961,722.19	
オーストラリア・ドル小計		6,156,155		173,856,446.53 (17,724,664,724)	
香港・ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	264,424	54.950	14,530,098.80	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	27,000	66.750	1,802,250.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	132,500	91.100	12,070,750.00	
	MTR CORP	118,500	30.880	3,659,280.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	160,000	26.740	4,278,400.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	176,000	40.240	7,082,240.00	
	SANDS CHINA LTD	238,000	21.200	5,045,600.00	
	WH GROUP LTD	953,500	8.140	7,761,490.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	347,000	37.460	12,998,620.00	
	HANG SENG BANK LTD	75,600	152.200	11,506,320.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	117,200	411.000	48,169,200.00	
	AIA GROUP LTD	1,031,400	80.600	83,130,840.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	62,000	53.900	3,341,800.00	
	CLP HOLDINGS LTD	142,100	68.000	9,662,800.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	1,186,389	7.240	8,589,456.36	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	145,000	52.050	7,547,250.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	214,924	39.920	8,579,766.08	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	140,384	29.340	4,118,866.56	
	SINO LAND CO	530,200	10.440	5,535,288.00	

	SUN HUNG KAI PROPERTIES	135,500	98.600	13,360,300.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	113,000	23.600	2,666,800.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	125,000	24.560	3,070,000.00	
香港・ドル小計		6,435,621		278,507,415.80 (5,572,933,390)	
シンガポール・ドル	KEPPEL LTD	115,000	10.240	1,177,600.00	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	173,300	8.300	1,438,390.00	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	258,100	3.350	864,635.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	156,966	6.490	1,018,709.34	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	159,600	3.240	517,104.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	206,470	54.200	11,190,674.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	347,000	18.500	6,419,500.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	124,300	33.980	4,223,714.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	94,600	16.860	1,594,956.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	760,215	4.730	3,595,816.95	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	89,200	6.130	546,796.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	220,100	2.650	583,265.00	
シンガポール・ドル小計		2,704,851		33,171,160.29 (3,989,495,448)	
ニュージーランド・ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	158,769	8.000	1,270,152.00	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	54,258	37.300	2,023,823.40	
	INFRATIL LTD	83,472	11.670	974,118.24	
	CONTACT ENERGY LTD	77,377	9.630	745,140.51	
	MERIDIAN ENERGY LTD	195,054	5.630	1,098,154.02	
ニュージーランド・ドル小計		568,930		6,111,388.17 (545,808,076)	
イギリス・ポンド	BP PLC	1,522,067	4.542	6,913,228.31	
	SHELL PLC	577,838	27.835	16,084,120.73	
	ANGLO AMERICAN PLC	110,687	28.510	3,155,686.37	
	ANTOFAGASTA PLC	45,018	27.580	1,241,596.44	
	ENDEAVOUR MINING PLC	19,102	34.900	666,659.80	
	FRESNILLO PLC	21,633	26.340	569,813.22	
	GLENCORE PLC	971,910	3.608	3,506,651.28	
	RIO TINTO PLC	112,128	54.220	6,079,580.16	
	ASHTEAD GROUP PLC	43,201	48.280	2,085,744.28	
	BAE SYSTEMS PLC	290,478	16.505	4,794,339.39	
	BUNZL PLC	35,202	21.640	761,771.28	
	DCC PLC	10,153	49.940	507,040.82	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	119,456	5.950	710,763.20	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	846,583	10.680	9,041,506.44	
	SMITHS GROUP PLC	36,853	24.440	900,687.32	
	SPIRAX GROUP PLC	5,904	67.050	395,863.20	

	EXPERIAN PLC	87,189	33.230	2,897,290.47	
	INTERTEK GROUP PLC	17,824	46.260	824,538.24	
	RELX PLC	178,158	30.310	5,399,968.98	
	RENTOKIL INITIAL PLC	263,366	4.162	1,096,129.29	
	BARRATT REDROW PLC	139,211	3.944	549,048.18	
	COMPASS GROUP PLC	163,059	23.720	3,867,759.48	
	ENTAIN PLC	69,295	7.770	538,422.15	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	14,491	100.150	1,451,273.65	
	PEARSON PLC	46,942	9.976	468,293.39	
	WHITBREAD PLC	16,522	24.900	411,397.80	
	JD SPORTS FASHION PLC	251,482	0.772	194,144.10	
	KINGFISHER PLC	179,593	3.056	548,836.20	
	NEXT PLC	12,208	141.200	1,723,769.60	
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	180,525	3.477	627,685.42	
	SAINSBURY (J) PLC	220,253	3.222	709,655.16	
	TESCO PLC	623,187	4.503	2,806,211.06	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	30,992	21.360	661,989.12	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	220,324	44.210	9,740,524.04	
	COCA-COLA HBC AG-DI	17,866	37.880	676,764.08	
	DIAGEO PLC	220,347	17.355	3,824,122.18	
	IMPERIAL BRANDS PLC	80,191	32.080	2,572,527.28	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	63,456	58.520	3,713,445.12	
	UNILEVER PLC	241,254	45.440	10,962,581.76	
	NMC HEALTH PLC	3,940	0.010	39.40	
	SMITH & NEPHEW PLC	85,977	12.545	1,078,581.46	
	ASTRAZENECA PLC	151,745	139.740	21,204,846.30	
	GSK PLC	403,626	17.910	7,228,941.66	
	HALEON PLC	897,099	3.709	3,327,340.19	
	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	14,590	15.540	226,728.60	
	BARCLAYS PLC	1,409,761	4.302	6,064,791.82	
	HSBC HOLDINGS PLC	1,710,868	10.702	18,309,709.33	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	5,664,640	0.961	5,443,719.04	
	NATWEST GROUP PLC	792,583	6.322	5,010,709.72	
	STANDARD CHARTERED PLC	206,587	16.735	3,457,233.44	
	3I GROUP PLC	97,475	31.580	3,078,260.50	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	44,339	89.080	3,949,718.12	
	M&G PLC	217,201	2.724	591,655.52	
	SCHRODERS PLC	61,711	3.884	239,685.52	
	WISE PLC - A	66,680	8.830	588,784.40	
	ADMIRAL GROUP PLC	19,808	31.720	628,309.76	
	AVIVA PLC	299,151	6.518	1,949,866.21	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	561,409	2.469	1,386,118.82	

	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	59,286	6.960	412,630.56	
	PRUDENTIAL PLC	267,761	10.935	2,927,966.53	
	SAGE GROUP PLC/THE	90,085	10.745	967,963.32	
	HALMA PLC	40,840	35.600	1,453,904.00	
	BT GROUP PLC	540,623	1.809	977,987.00	
	VODAFONE GROUP PLC	1,981,261	0.940	1,862,385.34	
	CENTRICA PLC	527,715	1.715	905,031.22	
	NATIONAL GRID PLC	490,704	11.465	5,625,921.36	
	SEVERN TRENT PLC	31,254	28.180	880,737.72	
	SSE PLC	111,630	21.980	2,453,627.40	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	77,666	12.370	960,728.42	
	AUTO TRADER GROUP PLC	77,901	6.390	497,787.39	
	INFORMA PLC	130,979	9.598	1,257,136.44	
イギリス・ポンド小計		25,242,843		218,630,275.50 (45,129,661,469)	
イスラエル・シュケル	ICL GROUP LTD	67,143	18.290	1,228,045.47	
	ELBIT SYSTEMS LTD	2,735	1,532.000	4,190,020.00	
	BANK HAPOALIM BM	127,980	71.000	9,086,580.00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	135,088	68.990	9,319,721.12	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	118,638	34.720	4,119,111.36	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	17,234	228.700	3,941,415.80	
	PHOENIX FINANCIAL LTD	26,911	131.600	3,541,487.60	
	NICE LTD	4,458	344.300	1,534,889.40	
	NOVA LTD	3,713	1,010.000	3,750,130.00	
	AZRIELI GROUP LTD	3,527	329.800	1,163,204.60	
イスラエル・シュケル小計		507,427		41,874,605.35 (2,002,447,815)	
スイス・フラン	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	538	548.000	294,824.00	
	GIVAUDAN-REG	900	3,387.000	3,048,300.00	
	HOLCIM LTD	50,564	75.220	3,803,424.08	
	SIKA AG-REG	15,686	158.250	2,482,309.50	
	ABB LTD-REG	156,461	57.720	9,030,928.92	
	BELIMO HOLDING AG-REG	1,159	785.500	910,394.50	
	GEBERIT AG-REG	3,493	625.600	2,185,220.80	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	1,766	272.500	481,235.00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	4,092	287.000	1,174,404.00	
	VAT GROUP AG	2,969	353.400	1,049,244.60	
	SGS SA-REG	14,405	92.160	1,327,564.80	
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	4,194	161.100	675,653.40	
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	52,896	170.300	9,008,188.80	
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	2,619	162.150	424,670.85	
	AVOLTA AG	8,656	44.120	381,902.72	

	BARRY CALLEBAUT AG-REG	382	1,287.000	491,634.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	97	11,820.000	1,146,540.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	10	119,600.000	1,196,000.00	
	NESTLE SA-REG	254,075	79.830	20,282,807.25	
	ALCON INC	51,552	63.860	3,292,110.72	
	SONOVA HOLDING AG-REG	5,194	200.100	1,039,319.40	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	11,159	91.600	1,022,164.40	
	GALDERMA GROUP AG	15,294	160.000	2,447,040.00	
	LONZA GROUP AG-REG	7,129	550.000	3,920,950.00	
	NOVARTIS AG-REG	188,639	104.480	19,709,002.72	
	ROCHE HOLDING AG-BR	2,584	319.400	825,329.60	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	70,068	307.400	21,538,903.20	
	SANDOZ GROUP AG	38,614	56.720	2,190,186.08	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	3,006	97.400	292,784.40	
	JULIUS BAER GROUP LTD	19,127	57.400	1,097,889.80	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	2,417	952.800	2,302,917.60	
	UBS GROUP AG-REG	315,732	31.020	9,794,006.64	
	BALOISE HOLDING AG - REG	3,909	210.200	821,671.80	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	4,111	208.400	856,732.40	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	2,811	880.800	2,475,928.80	
	SWISS RE AG	30,215	141.550	4,276,933.25	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	14,158	577.200	8,171,997.60	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	17,191	90.300	1,552,347.30	
	SWISSCOM AG-REG	2,373	576.500	1,368,034.50	
	BKW AG	1,385	167.600	232,126.00	
	SWISS PRIME SITE-REG	7,190	118.500	852,015.00	
スイス・フラン小計		1,388,820		149,475,638.43 (29,004,252,881)	
デンマーク・クローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	35,879	401.600	14,409,006.40	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	13,931	217.450	3,029,295.95	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	102,046	153.150	15,628,344.90	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	292	12,900.000	3,766,800.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	412	12,875.000	5,304,500.00	
	DSV A/S	19,123	1,467.500	28,063,002.50	
	PANDORA A/S	7,823	769.200	6,017,451.60	
	CARLSBERG AS-B	8,080	799.600	6,460,768.00	
	COLOPLAST-B	10,365	580.800	6,019,992.00	
	DEMANT A/S	8,178	219.200	1,792,617.60	
	GENMAB A/S	6,634	2,039.000	13,526,726.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	321,003	317.000	101,757,951.00	
	DANSKE BANK A/S	66,521	296.000	19,690,216.00	
	TRYG A/S	35,873	159.500	5,721,743.50	

	ORSTED A/S	48,239	136.750	6,596,683.25	
デンマーク・クローネ小計		684,399		237,785,098.70 (5,759,155,091)	
ノルウェー・クローネ	AKER BP ASA	27,948	246.300	6,883,592.40	
	EQUINOR ASA	77,381	233.100	18,037,511.10	
	NORSK HYDRO ASA	159,461	72.380	11,541,787.18	
	YARA INTERNATIONAL ASA	12,718	369.500	4,699,301.00	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	39,113	239.700	9,375,386.10	
	MOWI ASA	49,017	229.600	11,254,303.20	
	ORKLA ASA	63,195	108.300	6,844,018.50	
	SALMAR ASA	6,204	591.000	3,666,564.00	
	DNB BANK ASA	94,975	270.500	25,690,737.50	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	18,691	283.200	5,293,291.20	
	TELENOR ASA	60,256	146.100	8,803,401.60	
ノルウェー・クローネ小計		608,959		112,089,893.78 (1,726,184,364)	
スウェーデン・クローナ	BOLIDEN AB	27,135	451.800	12,259,593.00	
	HOLMEN AB-B SHARES	7,024	345.600	2,427,494.40	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	65,313	122.650	8,010,639.45	
	ADDTECH AB-B SHARES	27,319	324.400	8,862,283.60	
	ALFA LAVAL AB	31,110	445.700	13,865,727.00	
	ASSA ABLOY AB-B	102,919	358.600	36,906,753.40	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	254,022	160.200	40,694,324.40	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	147,186	144.300	21,238,939.80	
	BEIJER REF AB	48,188	150.350	7,245,065.80	
	EPIROC AB-A	56,566	202.600	11,460,271.60	
	EPIROC AB-B	33,182	181.900	6,035,805.80	
	INDUTRADE AB	27,951	234.200	6,546,124.20	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	19,067	225.700	4,303,421.90	
	LIFCO AB-B SHS	24,912	347.200	8,649,446.40	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	183,495	34.900	6,403,975.50	
	SAAB AB-B	35,370	475.600	16,821,972.00	
	SANDVIK AB	102,321	285.100	29,171,717.10	
	SKANSKA AB-B SHS	26,915	242.200	6,518,813.00	
	SKF AB-B SHARES	31,715	247.000	7,833,605.00	
	TRELLEBORG AB-B SHS	21,827	396.800	8,660,953.60	
	VOLVO AB-B SHS	150,503	282.800	42,562,248.40	
	SECURITAS AB-B SHS	41,010	144.000	5,905,440.00	
	EVOLUTION AB	14,444	645.200	9,319,268.80	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	52,210	171.300	8,943,573.00	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	61,047	261.200	15,945,476.40	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	13,513	338.800	4,578,204.40	

	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	150,072	187.850	28,191,025.20	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	155,608	130.900	20,369,087.20	
	SWEDBANK AB - A SHARES	79,069	300.300	23,744,420.70	
	EQT AB	55,543	327.000	18,162,561.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	10,598	396.400	4,201,047.20	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	14,289	396.700	5,668,446.30	
	INVESTOR AB-B SHS	185,161	321.400	59,510,745.40	
	LUNDBERGS AB-B SHS	6,081	502.000	3,052,662.00	
	ERICSSON LM-B SHS	253,908	91.080	23,125,940.64	
	HEXAGON AB-B SHS	207,482	110.400	22,906,012.80	
	TELE2 AB-B SHS	58,043	150.200	8,718,058.60	
	TELIA CO AB	187,675	37.900	7,112,882.50	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	84,849	67.920	5,762,944.08	
	SAGAX AB-B	25,260	202.000	5,102,520.00	
スウェーデン・クローナ小計		3,079,902		586,799,491.57 (9,676,323,616)	
ユーロ	ENI SPA	201,031	16.132	3,243,032.09	
	GALP ENERGIA SGPS SA	30,995	17.365	538,228.17	
	NESTE OYJ	49,566	16.640	824,778.24	
	OMV AG	11,756	47.680	560,526.08	
	REPSOL SA	119,400	15.980	1,908,012.00	
	TENARIS SA	41,201	17.380	716,073.38	
	TOTALENERGIES SE	196,658	56.800	11,170,174.40	
	AIR LIQUIDE SA	55,673	165.120	9,192,725.76	
	AKZO NOBEL N.V.	14,109	56.040	790,668.36	
	ARCELORMITTAL	50,937	37.180	1,893,837.66	
	BASF SE	87,436	44.900	3,925,876.40	
	BUZZI SPA	8,279	53.100	439,614.90	
	DSM-FIRMENICH AG	18,403	70.760	1,302,196.28	
	EVONIK INDUSTRIES AG	17,669	13.270	234,467.63	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	12,541	221.300	2,775,323.30	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	71,937	10.130	728,721.81	
	SYENSQO SA	8,379	70.260	588,708.54	
	SYMRISE AG	13,622	71.440	973,155.68	
	UPM-KYMMENE OYJ	50,585	23.510	1,189,253.35	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	19,741	79.650	1,572,370.65	
	AIRBUS SE	58,384	204.450	11,936,608.80	
	ALSTOM	25,574	22.540	576,437.96	
	BOUYGUES SA	17,123	43.020	736,631.46	
	BRENNTAG SE	12,153	49.450	600,965.85	
	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	43,605	85.940	3,747,413.70	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	44,374	36.470	1,618,319.78	

	DASSAULT AVIATION SA	1,720	270.600	465,432.00	
	EIFFAGE	6,641	119.000	790,279.00	
	FERROVIAL SE	49,252	56.460	2,780,767.92	
	GEA GROUP AG	17,874	58.400	1,043,841.60	
	HENSOLDT AG	8,376	68.350	572,499.60	
	HOCHTIEF AG	2,232	304.800	680,313.60	
	IMCD NV	4,340	77.280	335,395.20	
	KINGSPAN GROUP PLC	14,816	73.850	1,094,161.60	
	KNORR-BREMSE AG	7,217	91.400	659,633.80	
	KONE OYJ-B	35,383	58.540	2,071,320.82	
	LEGRAND SA	26,893	130.550	3,510,881.15	
	LEONARDO SPA	42,162	46.910	1,977,819.42	
	METSO CORP	63,849	14.180	905,378.82	
	MTU AERO ENGINES AG	4,961	352.300	1,747,760.30	
	PRYSMIAN SPA	28,932	86.300	2,496,831.60	
	RATIONAL AG	350	644.000	225,400.00	
	REXEL SA	23,491	32.790	770,269.89	
	RHEINMETALL AG	4,403	1,480.500	6,518,641.50	
	SAFRAN SA	36,264	290.300	10,527,439.20	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	54,515	231.000	12,592,965.00	
	SIEMENS AG-REG	75,158	228.300	17,158,571.40	
	SIEMENS ENERGY AG	78,419	115.300	9,041,710.70	
	THALES SA	8,928	225.400	2,012,371.20	
	VINCI SA	49,531	122.250	6,055,164.75	
	WARTSILA OYJ ABP	45,125	27.910	1,259,438.75	
	BUREAU VERITAS SA	30,794	27.580	849,298.52	
	RANDSTAD NV	8,946	33.520	299,869.92	
	WOLTERS KLUWER	22,774	91.600	2,086,098.40	
	ADP	3,679	126.300	464,657.70	
	AENA SME SA	71,950	23.460	1,687,947.00	
	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	50,885	8.270	420,818.95	
	DHL GROUP	90,860	44.830	4,073,253.80	
	GETLINK SE	30,428	15.580	474,068.24	
	INPOST SA	24,153	10.100	243,945.30	
	INTL CONSOLIDATED AIRLINE-DI	119,865	4.529	542,868.58	
	RYANAIR HOLDINGS PLC	89,416	28.220	2,523,319.52	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	27,028	88.040	2,379,545.12	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	6,498	81.250	527,962.50	
	CONTINENTAL AG	12,741	64.540	822,304.14	
	DR ING HC F PORSCHE AG	8,498	44.640	379,350.72	
	FERRARI NV	11,968	337.800	4,042,790.40	
	MERCEDES-BENZ GROUP AG	73,329	58.160	4,264,814.64	

MICHELIN (CGDE)	67,666	28.150	1,904,797.90	
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	14,142	37.130	525,092.46	
RENAULT SA	21,493	34.470	740,863.71	
STELLANTIS NV	190,785	9.193	1,753,886.50	
VOLKSWAGEN AG-PREF	19,688	98.380	1,936,905.44	
ADIDAS AG	16,621	160.400	2,666,008.40	
HERMES INTERNATIONAL	3,128	2,100.000	6,568,800.00	
KERING	8,017	292.800	2,347,377.60	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	24,847	635.500	15,790,268.50	
MONCLER SPA	23,797	58.120	1,383,081.64	
ACCOR SA	16,469	46.620	767,784.78	
AMADEUS IT GROUP SA	43,447	63.340	2,751,932.98	
DELIVERY HERO SE	22,884	20.100	459,968.40	
FDJ UNITED	5,785	24.260	140,344.10	
SODEXO SA	6,960	45.540	316,958.40	
D'IETEREN GROUP	2,947	150.000	442,050.00	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	110,369	48.250	5,325,304.25	
PROSUS NV	129,021	54.260	7,000,679.46	
ZALANDO SE	17,418	23.200	404,097.60	
CARREFOUR SA	49,914	13.265	662,109.21	
JERONIMO MARTINS	27,047	20.440	552,840.68	
KESKO OYJ-B SHS	33,890	18.350	621,881.50	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	94,202	35.650	3,358,301.30	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	98,133	53.020	5,203,011.66	
DANONE	60,824	77.000	4,683,448.00	
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	48,521	5.866	284,624.18	
HEINEKEN HOLDING NV	13,521	61.550	832,217.55	
HEINEKEN NV	27,519	70.180	1,931,283.42	
JDE PEET'S NV	13,317	31.620	421,083.54	
KERRY GROUP PLC-A	15,918	79.950	1,272,644.10	
LOTUS BAKERIES	42	7,740.000	325,080.00	
PERNOD RICARD SA	21,371	77.580	1,657,962.18	
BEIERSDORF AG	9,941	92.660	921,133.06	
HENKEL AG & CO KGAA	12,505	64.700	809,073.50	
HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	15,381	69.580	1,070,209.98	
L'OREAL	23,995	375.600	9,012,522.00	
BIOMERIEUX	5,932	107.900	640,062.80	
ESSILORLUXOTTICA	29,460	308.700	9,094,302.00	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	24,639	41.250	1,016,358.75	
FRESENIUS SE & CO KGAA	41,370	47.330	1,958,042.10	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	80,518	24.260	1,953,366.68	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	37,005	42.840	1,585,294.20	

ARGENX SE	5,810	782.400	4,545,744.00	
BAYER AG-REG	97,644	30.485	2,976,677.34	
EUROFINS SCIENTIFIC	14,665	58.640	859,955.60	
FINANCIERE DE TUBIZE	2,685	210.000	563,850.00	
GRIFOLS SA	31,144	10.530	327,946.32	
IPSEN	3,380	124.300	420,134.00	
MERCK KGAA	11,293	116.000	1,309,988.00	
ORION OYJ-CLASS B	10,542	61.650	649,914.30	
QIAGEN N.V.	20,369	41.125	837,675.12	
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	12,539	50.900	638,235.10	
SANOFI	109,557	85.760	9,395,608.32	
SARTORIUS AG-VORZUG	2,164	251.200	543,596.80	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	2,207	207.300	457,511.10	
UCB SA	12,015	240.500	2,889,607.50	
ABN AMRO BANK NV-CVA	60,573	29.150	1,765,702.95	
AIB GROUP PLC	196,550	8.850	1,739,467.50	
BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	193,221	8.153	1,575,330.81	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	560,117	18.565	10,398,572.10	
BANCO BPM SPA	108,163	12.415	1,342,843.64	
BANCO COMERCIAL PORTUGUES-R	879,553	0.821	722,113.01	
BANCO DE SABADELL SA	515,705	3.138	1,618,282.29	
BANCO SANTANDER SA	1,456,770	9.243	13,464,925.11	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	94,274	15.960	1,504,613.04	
BANKINTER SA	70,844	13.560	960,644.64	
BNP PARIBAS	100,435	73.690	7,401,055.15	
BPER BANCA SPA	161,961	10.380	1,681,155.18	
CAIXABANK SA	398,379	9.616	3,830,812.46	
COMMERZBANK AG	75,354	33.880	2,552,993.52	
CREDIT AGRICOLE SA	111,034	16.520	1,834,281.68	
ERSTE GROUP BANK AG	31,617	94.150	2,976,740.55	
FINECOBANK SPA	60,333	21.150	1,276,042.95	
ING GROEP NV	297,353	22.350	6,645,839.55	
INTESA SANPAOLO	1,393,783	5.586	7,785,671.83	
KBC GROUP NV	22,111	106.150	2,347,082.65	
NORDEA BANK ABP	302,981	15.240	4,617,430.44	
RAIFFEISEN BANK INTERNATIONA	13,884	34.940	485,106.96	
SOCIETE GENERALE SA	68,477	59.940	4,104,511.38	
UNICREDIT SPA	135,203	64.090	8,665,160.27	
ADYEN NV	2,430	1,340.600	3,257,658.00	
AMUNDI SA	3,955	69.000	272,895.00	
BANCA MEDIOLANUM SPA	14,420	18.440	265,904.80	
CVC CAPITAL PARTNERS PLC	21,438	14.240	305,277.12	

DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	188,965	30.610	5,784,218.65	
DEUTSCHE BOERSE AG	18,466	230.500	4,256,413.00	
EDENRED	20,297	18.490	375,291.53	
EURONEXT NV	7,818	132.300	1,034,321.40	
EXOR NV	8,669	72.600	629,369.40	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT NV	7,933	74.550	591,405.15	
NEXI SPA	57,060	4.019	229,324.14	
POSTE ITALIANE SPA	34,720	20.610	715,579.20	
SOFINA	1,314	243.200	319,564.80	
AEGON LTD	127,748	6.954	888,359.59	
AGEAS	15,700	58.900	924,730.00	
ALLIANZ SE-REG	38,034	372.300	14,160,058.20	
ASR NEDERLAND NV	14,593	58.160	848,728.88	
AXA SA	173,445	38.900	6,747,010.50	
GENERALI	88,834	34.180	3,036,346.12	
HANNOVER RUECK SE	5,315	259.400	1,378,711.00	
MAPFRE SA	91,373	3.988	364,395.52	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	13,083	544.000	7,117,152.00	
NN GROUP NV	26,955	62.480	1,684,148.40	
SAMPO OYJ-A SHS	239,695	10.135	2,429,308.82	
TALANX AG	5,345	112.000	598,640.00	
UNIPOL ASSICURAZIONI SPA	49,021	19.755	968,409.85	
CAPGEMINI SE	15,953	134.800	2,150,464.40	
DASSAULT SYSTEMES SE	67,200	24.110	1,620,192.00	
NEMETSCHEK SE	5,941	96.250	571,821.25	
SAP SE	102,565	208.550	21,389,930.75	
NOKIA OYJ	498,412	5.242	2,612,675.70	
ASM INTERNATIONAL NV	4,547	474.400	2,157,096.80	
ASML HOLDING NV	38,575	903.400	34,848,655.00	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	6,286	129.900	816,551.40	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	131,482	36.330	4,776,741.06	
STMICROELECTRONICS NV	67,591	19.776	1,336,679.61	
CELLNEX TELECOM SA	48,577	25.860	1,256,201.22	
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	365,502	27.760	10,146,335.52	
ELISA OYJ	12,225	37.720	461,127.00	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	28,190	7.885	222,278.15	
KONINKLIJKE KPN NV	367,935	3.940	1,449,663.90	
ORANGE	175,379	14.190	2,488,628.01	
TELECOM ITALIA SPA	1,266,466	0.484	612,969.54	
TELEFONICA SA	375,409	3.735	1,402,152.61	
ACCIONA SA	2,664	172.900	460,605.60	
E.ON SE	224,555	15.350	3,446,919.25	

	EDP RENOVAVEIS SA	27,294	11.470	313,062.18	
	EDP SA	349,045	3.846	1,342,427.07	
	ELIA GROUP SA/NV	4,734	104.100	492,809.40	
	ENDESA SA	34,017	31.260	1,063,371.42	
	ENEL SPA	787,583	8.908	7,015,789.36	
	ENGIE	176,212	21.900	3,859,042.80	
	FORTUM OYJ	42,339	17.695	749,188.60	
	IBERDROLA SA	614,333	18.185	11,171,645.60	
	NATURGY ENERGY GROUP SA	19,607	26.520	519,977.64	
	REDEIA CORP SA	34,539	15.380	531,209.82	
	RWE AG	63,614	43.740	2,782,476.36	
	SNAM SPA	226,175	5.734	1,296,887.45	
	TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONA	139,628	9.088	1,268,939.26	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	66,183	29.290	1,938,500.07	
	VERBUND AG	6,748	63.500	428,498.00	
	BOLLORE SE	69,288	4.780	331,196.64	
	CTS EVENTIM AG & CO KGAA	6,099	84.350	514,450.65	
	PUBLICIS GROUPE	24,509	83.980	2,058,265.82	
	SCOUT24 SE	8,708	88.100	767,174.80	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	112,335	22.080	2,480,356.80	
	LEG IMMOBILIEN SE	7,909	64.800	512,503.20	
	VONOVIA SE	74,260	26.120	1,939,671.20	
ユーロ小計		19,808,152		594,755,556.15 (107,573,437,441)	
合　計		107,939,133		1,179,690,959,436 (1,179,690,959,436)	

(注) 金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	526 銘柄	74.8%	77.0%
カナダ・ドル	株式	83 銘柄	3.5%	3.6%
オーストラリア・ドル	株式	40 銘柄	1.5%	1.5%
香港・ドル	株式	22 銘柄	0.5%	0.5%
シンガポール・ドル	株式	12 銘柄	0.3%	0.3%
ニュージーランド・ドル	株式	5 銘柄	0.0%	0.0%
イギリス・ポンド	株式	71 銘柄	3.7%	3.8%
イスラエル・シュケル	株式	10 銘柄	0.2%	0.2%
スイス・フラン	株式	41 銘柄	2.4%	2.5%
デンマーク・クローネ	株式	15 銘柄	0.5%	0.5%
ノルウェー・クローネ	株式	11 銘柄	0.1%	0.1%
スウェーデン・クローナ	株式	40 銘柄	0.8%	0.8%
ユーロ	株式	216 銘柄	8.9%	9.1%

(b)株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダ・ドル	CONSTELLATION SOFTWARE INC-CW40	1,480.00	-	
	カナダ・ドル小計		1,480.00	- (-)	
新株予約権証券合計				- (-)	
投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	13,343.00	716,118.81	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	36,596.00	1,175,463.52	
		AMERICAN TOWER CORP	44,990.00	8,155,337.30	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	73,874.00	1,684,327.20	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	13,579.00	2,470,563.26	
		BXP INC	13,802.00	998,712.72	
		CROWN CASTLE INC	43,966.00	4,013,216.48	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	35,137.00	5,626,136.44	
		EQUINIX INC	9,657.00	7,274,714.67	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	20,290.00	1,275,632.30	
		EQUITY RESIDENTIAL	35,805.00	2,210,958.75	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	7,116.00	1,875,919.92	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	20,142.00	2,682,310.14	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	22,625.00	984,866.25	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	65,292.00	1,192,231.92	
		INVITATION HOMES INC	55,309.00	1,559,713.80	
		IRON MOUNTAIN INC	26,844.00	2,317,979.40	
		KIMCO REALTY CORP	57,934.00	1,196,916.44	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	11,954.00	1,624,429.06	
		PROLOGIS INC	93,678.00	12,040,433.34	
		PUBLIC STORAGE	15,268.00	4,191,676.72	
		REALTY INCOME CORP	92,063.00	5,303,749.43	
		REGENCY CENTERS CORP	17,959.00	1,277,962.44	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	10,393.00	2,019,048.11	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	31,942.00	5,951,433.44	
		SUN COMMUNITIES INC	12,887.00	1,660,361.08	
		UDR INC	27,406.00	998,126.52	
		VENTAS INC	47,378.00	3,820,088.14	
		VICI PROPERTIES INC	107,469.00	3,097,256.58	
		WELLTOWER INC	67,253.00	14,003,419.66	
		WEYERHAEUSER CO	65,282.00	1,449,913.22	
		WP CAREY INC	23,349.00	1,573,022.13	

	アメリカ・ドル小計		1,220,582.00	106,422,039.19 (16,588,003,249)	
	オーストラリア・ドル	APA GROUP	108,912.00	1,008,525.12	
		GOODMAN GROUP	197,180.00	5,852,302.40	
		SCENTRE GROUP	566,881.00	2,312,874.48	
		STOCKLAND	239,045.00	1,439,050.90	
		TRANSURBAN GROUP	324,303.00	4,841,843.79	
		VICINITY CENTRES	372,431.00	916,180.26	
	オーストラリア・ドル小計		1,808,752.00	16,370,776.95 (1,669,000,710)	
	香港・ドル	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	437,000.00	5,200,300.00	
		LINK REIT	238,500.00	8,795,880.00	
	香港・ドル小計		675,500.00	13,996,180.00 (280,063,562)	
	シンガポール・ドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	322,200.00	905,382.00	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	594,956.00	1,398,146.60	
	シンガポール・ドル小計		917,156.00	2,303,528.60 (277,045,385)	
	イギリス・ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	59,857.00	362,134.85	
		SEGRO PLC	115,483.00	825,241.51	
	イギリス・ポンド小計		175,340.00	1,187,376.36 (245,098,228)	
	ユーロ	COVIVIO	7,110.00	396,027.00	
		GECINA SA	5,053.00	403,734.70	
		KLEPIERRE	18,172.00	609,852.32	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	12,610.00	1,155,328.20	
	ユーロ小計		42,945.00	2,564,942.22 (463,921,099)	
投資証券合計				19,523,132,233 (19,523,132,233)	
合　計				19,523,132,233 (19,523,132,233)	

(注) 金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入 新株予約権証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	32銘柄	-	1.4%	85.0%
カナダ・ドル	新株予約権証券	1銘柄	-	-	-
オーストラリア・ドル	投資証券	6銘柄	-	0.1%	8.5%
香港・ドル	投資証券	2銘柄	-	0.0%	1.4%
シンガポール・ドル	投資証券	2銘柄	-	0.0%	1.4%

イギリス・ポンド	投資証券	2銘柄	－	0.0%	1.3%
ユーロ	投資証券	4銘柄	－	0.0%	2.4%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

エマージング株式インデックス・マザーファンド

（1）貸借対照表

（単位：円）

	（2025年12月1日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	2,750,349,141
金銭信託	1,139,769
コール・ローン	153,089,419
株式	69,763,089,158
投資信託受益証券	3,002,222,855
投資証券	4,920,926,514
派生商品評価勘定	48,583,861
未収入金	21,725,178
未収配当金	55,427,571
差入委託証拠金	1,292,992,607
流動資産合計	82,009,546,073
資産合計	82,009,546,073
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	21,605,920
未払金	25,151,065
未払解約金	2,618,983
流動負債合計	49,375,968
負債合計	49,375,968
純資産の部	
元本等	
元本	29,042,177,639
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	52,917,992,466
元本等合計	81,960,170,105
純資産合計	81,960,170,105
負債純資産合計	82,009,546,073

（2）注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2024年12月3日 至 2025年12月1日

１．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資信託受益証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	(2025 年 12 月 1 日現在)
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	29,042,177,639 口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　2.8221 円 （１万口当たりの純資産額 28,221 円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券

	当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、投資信託受益証券、投資証券を組み入れております。 2）デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。 3）コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2025 年 12 月 1 日現在)
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、投資信託受益証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）

	デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年12月1日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	MSCI EMGMKT DEC25	4,589,659,174	-	4,616,620,008	26,960,834
	小計	4,589,659,174	-	4,616,620,008	26,960,834
合 計		4,589,659,174	-	4,616,620,008	26,960,834

(注) 1．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区 分	種 類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	380,800,000	-	380,817,107	17,107
	小計	380,800,000	-	380,817,107	17,107
合 計		380,800,000	-	380,817,107	17,107

(注) 1．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該

為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024年12月3日 至 2025年12月1日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025年12月1日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	25,103,281,976円
同期中における追加設定元本額	6,668,777,623円
同期中における一部解約元本額	2,729,881,960円
2025年12月1日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド	15,038,500,622円
三井住友・ＤＣ新興国株式インデックスファンド	3,797,174,058円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	100,432,368円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	189,760,957円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	116,314,607円
イオン・バランス戦略ファンド	43,144,789円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	77,420,807円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	121,490,283円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	106,865,597円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	526,658,006円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	367,775,109円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	588,801,012円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	181,378,095円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	23,015,964円
日興ＦＷＳ・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）	440,813,766円
日興ＦＷＳ・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）	6,528,260,776円

三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド	111,993,237 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	50,316,750 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	30,103,557 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	31,359,091 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	22,307,268 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	18,742,799 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	148,182 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	17,595,798 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	142,601,769 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	184,885,957 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	91,365,198 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	349,323 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	458,942 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	498,193 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	663,279 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（積極コース）	1,715,233 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	247,464 円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	89,018,783 円
合　計	29,042,177,639 円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

通　貨	銘　柄	株　数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	48,000	1.903	91,344.00	
	CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	8,064	24.780	199,825.92	
	SOUTHERN COPPER CORP	4,576	134.780	616,753.28	
	KANZHUN LTD - ADR	18,949	22.100	418,772.90	
	H WORLD GROUP LTD-ADR	10,566	46.100	487,092.60	
	TAL EDUCATION GROUP- ADR	18,756	11.000	206,316.00	
	PDD HOLDINGS INC	35,645	116.080	4,137,671.60	
	VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADR	15,698	19.640	308,308.72	
	JBS NV-A	20,350	14.690	298,941.50	
	LEGEND BIOTECH CORP-ADR	3,231	27.710	89,531.01	
	CREDICORP LTD	3,301	257.210	849,050.21	
	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	169,519	17.390	2,947,935.41	
	QFIN HOLDINGS INC-ADR	5,288	19.530	103,274.64	
	STONECO LTD-A	11,848	16.850	199,638.80	
	XP INC - CLASS A	20,125	19.710	396,663.75	
	AUTOHOME INC-ADR	2,773	23.760	65,886.48	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	28,024	18.450	517,042.80	

アメリカ・ドル小計		424,713		11,934,049.62 (1,860,160,314)	
香港・ドル	CHINA COAL ENERGY CO-H	113,000	10.510	1,187,630.00	
	CHINA OILFIELD SERVICES-H	74,000	7.250	536,500.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	1,180,000	4.410	5,203,800.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	170,000	39.820	6,769,400.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	1,034,000	8.680	8,975,120.00	
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	145,600	10.160	1,479,296.00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	176,000	10.490	1,846,240.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	53,000	23.420	1,241,260.00	
	CHINA GOLD INTERNATIONAL RES	13,300	148.600	1,976,380.00	
	CHINA HONGQIAO GROUP LTD	143,500	30.860	4,428,410.00	
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	216,000	5.230	1,129,680.00	
	CHINA NONFERROUS MINING CORP	82,000	14.950	1,225,900.00	
	CMOC GROUP LTD-H	183,000	16.160	2,957,280.00	
	GANFENG LITHIUM GROUP CO L-H	25,400	48.980	1,244,092.00	
	JIANGXI COPPER CO LTD-H	51,000	30.680	1,564,680.00	
	MMG LTD	232,000	6.910	1,603,120.00	
	SHANDONG GOLD MINING CO LT-H	42,250	34.580	1,461,005.00	
	ZHAOJIN MINING INDUSTRY CO-H	79,500	29.060	2,310,270.00	
	ZIJIN GOLD INTERNATIONAL CO	12,100	139.200	1,684,320.00	
	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	306,000	30.700	9,394,200.00	
	AVICHINA INDUSTRY & TECH-H	99,000	3.880	384,120.00	
	BOC AVIATION LTD	10,300	70.850	729,755.00	
	CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	126,000	4.870	613,620.00	
	CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	248,000	3.910	969,680.00	
	CHINA STATE CONSTRUCTION INT	80,000	9.290	743,200.00	
	CITIC LTD	201,000	12.170	2,446,170.00	
	CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-H	3,900	472.000	1,840,800.00	
	CRRC CORP LTD-H	203,000	6.180	1,254,540.00	
	FOSUN INTERNATIONAL LTD	143,500	4.860	697,410.00	
	HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	39,000	21.820	850,980.00	
	SINOTRUK HONG KONG LTD	30,000	27.060	811,800.00	
	UBTECH ROBOTICS CORP LTD-H	11,650	113.000	1,316,450.00	
	WEICHAI POWER CO LTD-H	89,000	19.270	1,715,030.00	
	ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRI-H	19,400	38.600	748,840.00	
	CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	60,140	15.670	942,393.80	
	COSCO SHIPPING HOLDINGS CO-H	138,400	13.250	1,833,800.00	
	J&T GLOBAL EXPRESS LTD	129,000	9.580	1,235,820.00	
	JD LOGISTICS INC	95,000	12.170	1,156,150.00	
	JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	50,000	10.010	500,500.00	
	ORIENT OVERSEAS INTL LTD	6,000	126.400	758,400.00	

ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	78,000	7.550	588,900.00	
ZTO EXPRESS CAYMAN INC	20,150	159.500	3,213,925.00	
BYD CO LTD-H	186,200	97.500	18,154,500.00	
DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	134,000	9.200	1,232,800.00	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-H	27,600	67.350	1,858,860.00	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	305,000	16.940	5,166,700.00	
GREAT WALL MOTOR CO LTD-H	110,000	14.970	1,646,700.00	
LI AUTO INC-CLASS A	59,500	71.950	4,281,025.00	
NIO INC-CLASS A	96,920	43.520	4,217,958.40	
XPENG INC - CLASS A SHARES	62,900	83.900	5,277,310.00	
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	48,000	12.340	592,320.00	
ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOL-H	26,100	53.000	1,383,300.00	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	63,400	84.850	5,379,490.00	
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	248,000	4.960	1,230,080.00	
HAIER SMART HOME CO LTD-H	118,800	26.580	3,157,704.00	
LAOPU GOLD CO L-H	1,600	672.500	1,076,000.00	
LI NING CO LTD	113,500	17.360	1,970,360.00	
MIDEA GROUP CO LTD-H	23,400	88.500	2,070,900.00	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	40,000	69.250	2,770,000.00	
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDI	81,000	13.750	1,113,750.00	
MEITUAN-CLASS B	250,860	102.500	25,713,150.00	
NEW ORIENTAL EDUCATION & TEC	72,400	40.300	2,917,720.00	
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LT	71,200	21.920	1,560,704.00	
TRIP.COM GROUP LTD	30,700	535.000	16,424,500.00	
YUM CHINA HOLDINGS INC	18,100	375.400	6,794,740.00	
ALIBABA GROUP HOLDING LTD	860,000	151.500	130,290,000.00	
CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROU	109,000	13.650	1,487,850.00	
JD.COM INC-CLASS A	120,435	116.500	14,030,677.50	
MINISO GROUP HOLDING LTD	23,400	38.860	909,324.00	
POP MART INTERNATIONAL GROUP	26,800	224.800	6,024,640.00	
ALIBABA HEALTH INFORMATION T	284,000	5.570	1,581,880.00	
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	52,850	61.100	3,229,135.00	
ANHUI GUJING DISTILLERY CO-B	5,500	98.000	539,000.00	
CHINA FEIHE LTD	190,000	4.140	786,600.00	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	143,000	15.010	2,146,430.00	
CHINA RESOURCES BEER HOLDING	81,500	27.800	2,265,700.00	
NONGFU SPRING CO LTD-H	102,200	48.820	4,989,404.00	
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	89,000	13.300	1,183,700.00	
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	90,000	11.930	1,073,700.00	
TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	34,000	52.600	1,788,400.00	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	232,000	4.660	1,081,120.00	
GIANT BIOGENE HOLDING CO LTD	21,600	36.180	781,488.00	

HENGAN INTL GROUP CO LTD	25,500	28.060	715,530.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	113,200	5.550	628,260.00	
SINOPHARM GROUP CO-H	76,400	20.040	1,531,056.00	
3SBIO INC	88,000	31.260	2,750,880.00	
AKESO INC	31,000	122.900	3,809,900.00	
BEONE MEDICINES LTD-H	41,800	204.800	8,560,640.00	
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LT	410,800	7.910	3,249,428.00	
GENSCRIPT BIOTECH CORP	50,000	14.910	745,500.00	
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	80,000	40.220	3,217,600.00	
INNOVENT BIOLOGICS INC	71,000	94.100	6,681,100.00	
REMEGEN CO LTD-H	11,500	92.950	1,068,925.00	
SICHUAN KELUN-BIOTECH BIOP-H	2,400	456.400	1,095,360.00	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	485,000	7.050	3,419,250.00	
WUXI APPTEC CO LTD-H	21,011	101.200	2,126,313.20	
WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	169,000	31.160	5,266,040.00	
WUXI XDC CAYMAN INC	21,500	65.450	1,407,175.00	
XTALPI HOLDINGS LTD	95,000	10.010	950,950.00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	1,353,000	5.830	7,887,990.00	
BANK OF CHINA LTD-H	3,594,000	4.680	16,819,920.00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	429,000	7.140	3,063,060.00	
CHINA CITIC BANK CORP LTD-H	406,000	7.170	2,911,020.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	4,827,000	8.170	39,436,590.00	
CHINA MERCHANTS BANK-H	191,000	52.300	9,989,300.00	
CHINA MINSHENG BANKING COR-H	325,600	4.350	1,416,360.00	
CHONGQING RURAL COMMERCIAL-H	123,000	6.280	772,440.00	
IND & COMM BK OF CHINA-H	3,284,000	6.440	21,148,960.00	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-H	406,000	5.500	2,233,000.00	
CHINA CITIC FINANCIAL ASSE-H	692,000	1.030	712,760.00	
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	159,500	10.180	1,623,710.00	
CHINA INTERNATIONAL CAPITA-H	75,200	18.960	1,425,792.00	
CITIC SECURITIES CO LTD-H	77,000	26.740	2,058,980.00	
FAR EAST HORIZON LTD	145,000	7.960	1,154,200.00	
GF SECURITIES CO LTD-H	53,200	16.840	895,888.00	
GUOTAI HAITONG SECURITIES-H	84,568	15.550	1,315,032.40	
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	58,600	18.300	1,072,380.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	364,000	26.860	9,777,040.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	129,000	30.880	3,983,520.00	
CHINA TAIPING INSURANCE HOLD	61,000	17.370	1,059,570.00	
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	45,600	46.380	2,114,928.00	
PEOPLE'S INSURANCE CO GROU-H	463,000	7.050	3,264,150.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY-H	338,000	17.660	5,969,080.00	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	338,500	56.700	19,192,950.00	

	GDS HOLDINGS LTD-CL A	51,100	33.280	1,700,608.00	
	HORIZON ROBOTICS INC	276,600	7.880	2,179,608.00	
	KINGDEE INTERNATIONAL SFTWR	141,000	14.120	1,990,920.00	
	AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS IN	40,000	36.700	1,468,000.00	
	BYD ELECTRONIC INTL CO LTD	38,000	33.160	1,260,080.00	
	LENOVO GROUP LTD	424,000	9.680	4,104,320.00	
	SUNNY OPTICAL TECH	34,800	63.500	2,209,800.00	
	XIAOMI CORP-CLASS B	865,400	41.020	35,498,708.00	
	ZTE CORP-H	39,400	31.420	1,237,948.00	
	GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	1,037,000	1.160	1,202,920.00	
	HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD-H	34,000	74.500	2,533,000.00	
	XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	194,000	3.220	624,680.00	
	CHINA TOWER CORP LTD-H	206,100	12.310	2,537,091.00	
	BEIJING ENTERPRISES HLDGS	28,000	34.040	953,120.00	
	CGN POWER CO LTD-H	519,000	3.030	1,572,570.00	
	CHINA GAS HOLDINGS LTD	144,200	8.600	1,240,120.00	
	CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	141,000	6.880	970,080.00	
	CHINA POWER INTERNATIONAL	211,000	3.430	723,730.00	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	39,400	22.820	899,108.00	
	CHINA RESOURCES POWER HOLDIN	102,000	18.580	1,895,160.00	
	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	38,600	70.950	2,738,670.00	
	GUANGDONG INVESTMENT LTD	154,000	7.480	1,151,920.00	
	HUANENG POWER INTL INC-H	224,000	6.210	1,391,040.00	
	KUNLUN ENERGY CO LTD	222,000	7.430	1,649,460.00	
	BAIDU INC-CLASS A	113,000	113.800	12,859,400.00	
	BILIBILI INC-CLASS Z	13,480	206.400	2,782,272.00	
	CHINA LITERATURE LTD	20,000	37.540	750,800.00	
	CHINA RUYI HOLDINGS LTD	664,000	2.440	1,620,160.00	
	KINGSOFT CORP LTD	44,400	28.640	1,271,616.00	
	KUAISHOU TECHNOLOGY	129,100	67.800	8,752,980.00	
	MEITU INC	167,500	8.600	1,440,500.00	
	NETEASE CLOUD MUSIC INC	4,250	193.200	821,100.00	
	NETEASE INC	86,000	214.000	18,404,000.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	320,400	611.500	195,924,600.00	
	C&D INTERNATIONAL INVESTMENT	32,000	16.550	529,600.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	175,000	13.290	2,325,750.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	162,500	30.160	4,901,000.00	
	CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	34,000	44.320	1,506,880.00	
	KE HOLDINGS INC-CL A	97,000	45.060	4,370,820.00	
	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	118,000	9.720	1,146,960.00	
香港・ドル小計		38,067,664		915,414,113.30 (18,317,436,407)	

台湾・ドル	ASIA CEMENT CORP	103,000	38.800	3,996,400.00	
	CHINA STEEL CORP	562,000	18.250	10,256,500.00	
	FORMOSA CHEMICALS & FIBRE	167,000	33.400	5,577,800.00	
	FORMOSA PLASTICS CORP	204,000	41.650	8,496,600.00	
	NAN YA PLASTICS CORP	272,000	59.000	16,048,000.00	
	TCC GROUP HOLDINGS CO LTD	326,676	22.850	7,464,546.60	
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	7,000	903.000	6,321,000.00	
	BIZLINK HOLDING INC	9,000	1,610.000	14,490,000.00	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORP	141,000	28.200	3,976,200.00	
	FORTUNE ELECTRIC CO LTD	9,050	700.000	6,335,000.00	
	TECO ELECTRIC & MACHINERY	68,000	87.700	5,963,600.00	
	CHINA AIRLINES LTD	106,000	19.200	2,035,200.00	
	EVA AIRWAYS CORP	120,000	34.100	4,092,000.00	
	EVERGREEN MARINE CORP LTD	56,096	179.500	10,069,232.00	
	TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	64,000	27.950	1,788,800.00	
	WAN HAI LINES LTD	25,605	80.600	2,063,763.00	
	YANG MING MARINE TRANSPORT	75,000	52.000	3,900,000.00	
	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	93,000	31.800	2,957,400.00	
	ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	9,000	438.500	3,946,500.00	
	FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	21,276	129.000	2,744,604.00	
	NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	9,000	372.500	3,352,500.00	
	HOTAI MOTOR COMPANY LTD	15,200	610.000	9,272,000.00	
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	27,000	239.500	6,466,500.00	
	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	227,000	76.500	17,365,500.00	
	CALIWAY BIOPHARMACEUTICALS C	53,000	157.000	8,321,000.00	
	PHARMAESSENTIA CORP	16,645	516.000	8,588,820.00	
	CHANG HWA COMMERCIAL BANK	392,338	20.200	7,925,227.60	
	CTBC FINANCIAL HOLDING CO LT	833,000	43.450	36,193,850.00	
	E.SUN FINANCIAL HOLDING CO	696,289	30.350	21,132,371.15	
	FIRST FINANCIAL HOLDING CO	545,172	27.600	15,046,747.20	
	HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	479,594	29.450	14,124,043.30	
	MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	566,702	40.100	22,724,750.20	
	SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	644,666	26.950	17,373,748.70	
	TAIWAN BUSINESS BANK	351,421	15.850	5,570,022.85	
	TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	535,802	23.850	12,778,877.70	
	THE SHANGHAI COMMERCIAL & SA	182,299	39.100	7,127,890.90	
	TS FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,081,446	18.050	19,520,100.30	
	CHAILEASE HOLDING CO LTD	74,447	103.000	7,668,041.00	
	YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	542,534	36.100	19,585,477.40	
	CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	477,000	64.200	30,623,400.00	
	FUBON FINANCIAL HOLDING CO	418,959	92.600	38,795,603.40	
	KGI FINANCIAL HOLDING CO LTD	832,438	15.750	13,110,898.50	

ACCTON TECHNOLOGY CORP	25,000	1,025.000	25,625,000.00	
ADVANTECH CO LTD	22,727	288.000	6,545,376.00	
ASIA VITAL COMPONENTS	16,000	1,375.000	22,000,000.00	
ASUSTEK COMPUTER INC	34,000	601.000	20,434,000.00	
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	26,000	201.000	5,226,000.00	
CHROMA ATE INC	20,000	819.000	16,380,000.00	
COMPAL ELECTRONICS	195,000	29.350	5,723,250.00	
DELTA ELECTRONICS INC	98,000	932.000	91,336,000.00	
E INK HOLDINGS INC	45,000	192.000	8,640,000.00	
ELITE MATERIAL CO LTD	16,000	1,525.000	24,400,000.00	
GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	29,000	243.500	7,061,500.00	
GOLD CIRCUIT ELECTRONICS LTD	17,000	633.000	10,761,000.00	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	631,800	225.500	142,470,900.00	
INNOLUX CORP	331,903	13.550	4,497,285.65	
INVENTEC CORP	110,000	43.600	4,796,000.00	
KING SLIDE WORKS CO LTD	3,000	3,815.000	11,445,000.00	
LARGAN PRECISION CO LTD	5,480	2,205.000	12,083,400.00	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	102,000	159.000	16,218,000.00	
LOTES CO LTD	4,000	1,310.000	5,240,000.00	
PEGATRON CORP	97,000	72.100	6,993,700.00	
QUANTA COMPUTER INC	135,000	282.000	38,070,000.00	
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	69,000	186.500	12,868,500.00	
WISTRON CORP	152,000	144.500	21,964,000.00	
WIWYNN CORP	6,000	4,570.000	27,420,000.00	
YAGEO CORPORATION	81,708	235.000	19,201,380.00	
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	30,000	145.500	4,365,000.00	
ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	4,000	3,305.000	13,220,000.00	
ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT	169,000	229.500	38,785,500.00	
ASPEED TECHNOLOGY INC	2,000	7,315.000	14,630,000.00	
EMEMORY TECHNOLOGY INC	3,000	2,045.000	6,135,000.00	
GLOBAL UNICHIP CORP	4,000	2,260.000	9,040,000.00	
GLOBALWAFERS CO LTD	11,000	376.000	4,136,000.00	
JENTECH PRECISION INDUSTRIAL	4,000	2,905.000	11,620,000.00	
KING YUAN ELECTRONICS CO LTD	58,000	229.000	13,282,000.00	
MEDIATEK INC	77,000	1,395.000	107,415,000.00	
NOVATEK MICROELECTRONICS COR	29,000	389.500	11,295,500.00	
REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	23,000	521.000	11,983,000.00	
TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	1,231,000	1,440.000	1,772,640,000.00	
UNITED MICROELECTRONICS CORP	582,000	45.800	26,655,600.00	
VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	62,000	90.500	5,611,000.00	
CHUNGHWA TELECOM CO LTD	191,000	130.500	24,925,500.00	
FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	82,000	88.100	7,224,200.00	

	TAIWAN MOBILE CO LTD	88,000	108.000	9,504,000.00	
	INTERNATIONAL GAMES SYSTEM C	11,000	743.000	8,173,000.00	
台湾・ドル小計		16,374,273		3,133,231,107.45 (15,549,286,017)	
エジプト・ポンド	EASTERN CO SAE	75,225	45.990	3,459,597.75	
	COMMERCIAL INTERNATIONAL BAN	109,764	107.700	11,821,582.80	
	T M G HOLDING	43,493	76.440	3,324,604.92	
エジプト・ポンド小計		228,482		18,605,785.47 (60,853,943)	
トルコ・リラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	45,495	194.800	8,862,426.00	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	143,800	23.860	3,431,068.00	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	67,420	183.400	12,364,828.00	
	KOC HOLDING AS	39,049	168.400	6,575,851.60	
	TURK HAVA YOLLARI AO	27,265	272.750	7,436,528.75	
	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	36,710	94.600	3,472,766.00	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	23,777	537.000	12,768,249.00	
	AKBANK T.A.S.	173,242	64.750	11,217,419.50	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	65,996	81.900	5,405,072.40	
	TURKIYE IS BANKASI-C	396,383	13.570	5,378,917.31	
	YAPI VE KREDI BANKASI	148,083	35.300	5,227,329.90	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	60,962	93.550	5,702,995.10	
トルコ・リラ小計		1,228,182		87,843,451.56 (322,877,391)	
メキシコ・ペソ	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	155,600	159.500	24,818,200.00	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	9,695	772.780	7,492,102.10	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	24,300	124.840	3,033,612.00	
	GRUPO AEROPORT DEL PACIFIC-B	20,455	446.270	9,128,452.85	
	GRUPO AEROPORT DEL SURESTE-B	8,420	553.600	4,661,312.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT	14,900	245.560	3,658,844.00	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	9,590	251.370	2,410,638.30	
	GRUPO COMERCIAL CHEDRAUI SA	19,100	133.740	2,554,434.00	
	WALMART DE MEXICO SAB DE CV	262,700	61.990	16,284,773.00	
	ALFA S.A.B.-A	166,600	14.500	2,415,700.00	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	23,500	186.750	4,388,625.00	
	GRUMA S.A.B.-B	8,830	323.570	2,857,123.10	
	GRUPO BIMBO SAB- SERIES A	70,900	58.150	4,122,835.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	63,600	38.980	2,479,128.00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	126,300	174.990	22,101,237.00	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	86,500	43.360	3,750,640.00	
	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER B	904,000	21.010	18,993,040.00	
メキシコ・ペソ小計		1,974,990		135,150,696.35 (1,151,700,174)	

フィリピン・ペソ	AYALA CORPORATION	11,640	475.000	5,529,000.00	
	SM INVESTMENTS CORP	12,455	740.000	9,216,700.00	
	INTL CONTAINER TERM SVCS INC	50,840	542.500	27,580,700.00	
	JOLLIBEE FOODS CORP	19,650	189.000	3,713,850.00	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLAN	103,916	116.500	12,106,214.00	
	BDO UNIBANK INC	117,223	131.000	15,356,213.00	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	84,590	66.000	5,582,940.00	
	PLDT INC	3,325	1,292.000	4,295,900.00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	14,140	591.500	8,363,810.00	
	AYALA LAND INC	350,800	20.350	7,138,780.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	491,500	23.000	11,304,500.00	
フィリピン・ペソ小計		1,260,079		110,188,607.00 (292,914,374)	
チリ・ペソ	EMPRESAS CMPC SA	48,976	1,296.700	63,507,179.20	
	SOC QUIMICA Y MINERA CHILE-B	7,476	60,000.000	448,560,000.00	
	LATAM AIRLINES GROUP SA	15,786,995	22.310	352,207,858.45	
	EMPRESAS COPEC SA	17,285	6,646.000	114,876,110.00	
	FALABELLA SA	34,870	6,000.000	209,220,000.00	
	CENCOSUD SA	69,489	2,918.000	202,768,902.00	
	BANCO DE CHILE	2,103,508	175.100	368,324,250.80	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	4,464	53,898.000	240,600,672.00	
	BANCO SANTANDER CHILE	2,903,646	69.650	202,238,943.90	
	ENEL AMERICAS SA	843,379	90.100	75,988,447.90	
	ENEL CHILE SA	1,488,803	72.380	107,759,561.14	
	PLAZA SA Y FILIALES	46,067	3,200.000	147,414,400.00	
チリ・ペソ小計		23,354,958		2,533,466,325.39 (425,586,874)	
コロンビア・ペソ	GRUPO CIBEST SA	13,263	64,000.000	848,832,000.00	
	GRUPO CIBEST SA	22,107	58,980.000	1,303,870,860.00	
	INTERCONEXION ELECTRICA SA	21,711	25,200.000	547,117,200.00	
コロンビア・ペソ小計		57,081		2,699,820,060.00 (111,969,636)	
インド・ルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	70,393	359.100	25,278,126.30	
	COAL INDIA LTD	88,512	376.150	33,293,788.80	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	52,472	457.500	24,005,940.00	
	INDIAN OIL CORP LTD	152,188	161.750	24,616,409.00	
	OIL & NATURAL GAS CORP LTD	162,107	243.250	39,432,527.75	
	OIL INDIA LTD	19,843	413.200	8,199,127.60	
	PETRONET LNG LTD	34,895	271.850	9,486,205.75	
	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	305,833	1,567.500	479,393,227.50	
	AMBUJA CEMENTS LTD	31,616	550.200	17,395,123.20	
	APL APOLLO TUBES LTD	8,772	1,718.900	15,078,190.80	

	ASIAN PAINTS LTD	19,948	2,874.400	57,338,531.20	
	COROMANDEL INTERNATIONAL LTD	5,837	2,382.100	13,904,317.70	
	GRASIM INDUSTRIES LTD	14,406	2,739.400	39,463,796.40	
	HINDALCO INDUSTRIES LTD	70,156	808.400	56,714,110.40	
	JINDAL STAINLESS LTD	14,795	771.050	11,407,684.75	
	JINDAL STEEL LTD	17,586	1,044.400	18,366,818.40	
	JSW STEEL LTD	30,073	1,160.300	34,893,701.90	
	NMDC LTD	131,151	73.920	9,694,681.92	
	PI INDUSTRIES LTD	3,459	3,395.600	11,745,380.40	
	PIDILITE INDUSTRIES LTD	16,194	1,469.800	23,801,941.20	
	SHREE CEMENT LTD	467	26,400.000	12,328,800.00	
	SOLAR INDUSTRIES INDIA LTD	1,212	13,272.000	16,085,664.00	
	SRF LTD	8,186	2,927.300	23,962,877.80	
	SUPREME INDUSTRIES LTD	2,955	3,391.600	10,022,178.00	
	TATA STEEL LTD	387,106	167.960	65,018,323.76	
	ULTRATECH CEMENT LTD	5,919	11,600.000	68,660,400.00	
	UPL LTD	28,197	758.650	21,391,654.05	
	VEDANTA LTD	63,682	526.000	33,496,732.00	
	ABB INDIA LTD	2,740	5,175.000	14,179,500.00	
	ADANI ENTERPRISES LTD	8,172	2,280.200	18,633,794.40	
	ASHOK LEYLAND LTD	147,652	158.120	23,346,734.24	
	ASTRAL LTD	6,604	1,440.800	9,515,043.20	
	BHARAT ELECTRONICS LTD	187,871	411.750	77,355,884.25	
	BHARAT HEAVY ELECTRICALS	54,797	290.850	15,937,707.45	
	CG POWER AND INDUSTRIAL SOLU	37,537	672.900	25,258,647.30	
	CUMMINS INDIA LTD	6,402	4,479.300	28,676,478.60	
	GE VERNOVA T&D INDIA LTD	6,879	2,881.400	19,821,150.60	
	HAVELLS INDIA LTD	11,660	1,441.900	16,812,554.00	
	HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	9,612	4,542.400	43,661,548.80	
	HITACHI ENERGY INDIA LTD	755	22,056.000	16,652,280.00	
	LARSEN & TOUBRO LTD	33,498	4,069.600	136,323,460.80	
	POLYCAB INDIA LTD	2,921	7,470.000	21,819,870.00	
	RAIL VIKAS NIGAM LTD	23,469	324.100	7,606,302.90	
	SIEMENS ENERGY INDIA LTD	5,107	3,159.600	16,136,077.20	
	SIEMENS LTD	4,045	3,297.000	13,336,365.00	
	SUZLON ENERGY LTD	470,050	54.010	25,387,400.50	
	TATA MOTORS LTD /NEW	96,487	352.000	33,963,424.00	
	VOLTAS LTD	10,109	1,376.300	13,913,016.70	
	INDIAN RAILWAY CATERING & TO	9,083	686.700	6,237,296.10	
	ADANI PORTS AND SPECIAL ECON	26,043	1,516.900	39,504,626.70	
	GMR AIRPORTS LTD	153,156	108.350	16,594,452.60	
	INTERGLOBE AVIATION LTD	9,584	5,901.500	56,559,976.00	

BAJAJ AUTO LTD	3,597	9,073.500	32,637,379.50	
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	3,466	2,308.900	8,002,647.40	
BHARAT FORGE LTD	10,961	1,433.800	15,715,881.80	
BOSCH LTD	318	36,110.000	11,482,980.00	
EICHER MOTORS LTD	6,555	7,053.500	46,235,692.50	
HERO MOTOCORP LTD	6,256	6,174.500	38,627,672.00	
HYUNDAI MOTOR INDIA LTD	8,306	2,326.000	19,319,756.00	
MAHINDRA & MAHINDRA LTD	46,178	3,757.300	173,504,599.40	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	6,286	15,900.000	99,947,400.00	
MRF LTD	109	152,420.000	16,613,780.00	
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERN	217,567	116.310	25,305,217.77	
TATA MOTORS PASSENGER VEHICL	96,487	356.800	34,426,561.60	
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LT	4,981	2,784.400	13,869,096.40	
TVS MOTOR CO LTD	11,639	3,531.500	41,103,128.50	
DIXON TECHNOLOGIES INDIA LTD	1,754	14,601.000	25,610,154.00	
KALYAN JEWELLERS INDIA LTD	17,778	505.350	8,984,112.30	
PAGE INDUSTRIES LTD	277	38,320.000	10,614,640.00	
TITAN CO LTD	17,905	3,907.700	69,967,368.50	
ETERNAL LTD	124,145	300.100	37,255,914.50	
INDIAN HOTELS CO LTD	41,911	744.300	31,194,357.30	
JUBILANT FOODWORKS LTD	23,532	601.500	14,154,498.00	
SWIGGY LTD	47,332	378.300	17,905,695.60	
FSN E-COMMERCE VENTURES LTD	61,477	267.310	16,433,416.87	
TRENT LTD	8,729	4,250.400	37,101,741.60	
VISHAL MEGA MART LTD	115,765	135.800	15,720,887.00	
AVENUE SUPERMARTS LTD	8,371	3,996.500	33,454,701.50	
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	5,260	5,846.000	30,749,960.00	
ITC LTD	150,287	404.250	60,753,519.75	
MARICO LTD	23,047	717.400	16,533,917.80	
NESTLE INDIA LTD	34,699	1,261.100	43,758,908.90	
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	28,581	1,172.400	33,508,364.40	
UNITED SPIRITS LTD	15,472	1,451.600	22,459,155.20	
VARUN BEVERAGES LTD	65,027	481.550	31,313,751.85	
COLGATE PALMOLIVE (INDIA)	5,865	2,168.600	12,718,839.00	
DABUR INDIA LTD	29,831	517.400	15,434,559.40	
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	20,123	1,145.600	23,052,908.80	
HINDUSTAN UNILEVER LTD	40,961	2,466.600	101,034,402.60	
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	5,171	7,335.500	37,931,870.50	
FORTIS HEALTHCARE LTD	26,878	919.100	24,703,569.80	
MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	36,934	1,162.800	42,946,855.20	
ALKEM LABORATORIES LTD	2,057	5,685.000	11,694,045.00	
AUROBINDO PHARMA LTD	11,043	1,226.700	13,546,448.10	

CIPLA LTD	28,878	1,531.300	44,220,881.40	
DIVI'S LABORATORIES LTD	6,157	6,477.000	39,878,889.00	
DR. REDDY'S LABORATORIES	28,887	1,258.800	36,362,955.60	
LUPIN LTD	13,640	2,082.200	28,401,208.00	
MANKIND PHARMA LTD	6,318	2,251.000	14,221,818.00	
SUN PHARMACEUTICAL INDUS	48,125	1,831.600	88,145,750.00	
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	5,914	3,720.600	22,003,628.40	
ZYDUS LIFESCIENCES LTD	10,229	942.500	9,640,832.50	
AU SMALL FINANCE BANK LTD	16,362	955.250	15,629,800.50	
AXIS BANK LTD	114,054	1,279.700	145,954,903.80	
BANK OF BARODA	54,973	289.800	15,931,175.40	
CANARA BANK	82,629	151.580	12,524,903.82	
HDFC BANK LIMITED	570,523	1,007.600	574,858,974.80	
ICICI BANK LTD	265,865	1,388.800	369,233,312.00	
IDFC FIRST BANK LTD	191,403	80.130	15,337,122.39	
INDUSIND BANK LTD	27,728	858.550	23,805,874.40	
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	54,463	2,124.400	115,701,197.20	
PUNJAB NATIONAL BANK	123,154	124.500	15,332,673.00	
STATE BANK OF INDIA	89,683	979.000	87,799,657.00	
UNION BANK OF INDIA	89,283	153.270	13,684,405.41	
YES BANK LTD	880,873	22.930	20,198,417.89	
BAJAJ FINANCE LTD	138,912	1,037.500	144,121,200.00	
BAJAJ FINSERV LTD	18,253	2,094.000	38,221,782.00	
BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	1,217	11,499.000	13,994,283.00	
BSE LTD	10,582	2,902.400	30,713,196.80	
CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	20,589	1,736.000	35,742,504.00	
HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	10,082	2,673.000	26,949,186.00	
JIO FINANCIAL SERVICES LTD	138,765	306.200	42,489,843.00	
MUTHOOT FINANCE LTD	6,613	3,744.200	24,760,394.60	
ONE 97 COMMUNICATIONS LTD	20,885	1,320.600	27,580,731.00	
POWER FINANCE CORPORATION	71,666	362.700	25,993,258.20	
REC LTD	65,363	360.900	23,589,506.70	
SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	14,823	880.150	13,046,463.45	
SHRIRAM FINANCE LTD	73,199	851.650	62,339,928.35	
SUNDARAM FINANCE LTD	3,643	4,728.600	17,226,289.80	
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	51,423	764.300	39,302,598.90	
ICICI LOMBARD GENERAL INSURA	12,925	1,970.500	25,468,712.50	
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURA	15,563	619.750	9,645,169.25	
PB FINTECH LTD	16,745	1,818.900	30,457,480.50	
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	21,594	1,966.000	42,453,804.00	
HCL TECHNOLOGIES LTD	47,754	1,624.200	77,562,046.80	
INFOSYS LTD	167,563	1,560.100	261,415,036.30	

	LTIMINDTREE LTD	4,067	6,096.500	24,794,465.50	
	MPHASIS LTD	4,655	2,811.400	13,087,067.00	
	ORACLE FINANCIAL SERVICES	882	8,107.000	7,150,374.00	
	PERSISTENT SYSTEMS LTD	5,251	6,353.000	33,359,603.00	
	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	44,856	3,137.500	140,735,700.00	
	TECH MAHINDRA LTD	25,179	1,517.300	38,204,096.70	
	WIPRO LTD	124,456	249.530	31,055,505.68	
	WAAREE ENERGIES LTD	4,850	3,172.500	15,386,625.00	
	BHARTI AIRTEL LTD	129,287	2,101.600	271,709,559.20	
	INDUS TOWERS LTD	61,374	401.050	24,614,042.70	
	TATA COMMUNICATIONS LTD	4,533	1,815.200	8,228,301.60	
	VODAFONE IDEA LTD	1,562,991	9.960	15,567,390.36	
	ADANI POWER LTD	139,645	147.490	20,596,241.05	
	GAIL INDIA LTD	106,573	176.090	18,766,439.57	
	JSW ENERGY LTD	18,832	488.650	9,202,256.80	
	NHPC LTD	120,274	76.740	9,229,826.76	
	NTPC LTD	219,157	326.450	71,543,802.65	
	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	234,328	269.950	63,256,843.60	
	TATA POWER CO LTD	82,592	390.100	32,219,139.20	
	TORRENT POWER LTD	8,624	1,314.500	11,336,248.00	
	INFO EDGE INDIA LTD	17,275	1,330.200	22,979,205.00	
	DLF LTD	33,760	723.600	24,428,736.00	
	GODREJ PROPERTIES LTD	7,649	2,114.600	16,174,575.40	
	LODHA DEVELOPERS LTD	14,916	1,148.200	17,126,551.20	
	OBEROI REALTY LTD	6,215	1,647.200	10,237,348.00	
	PHOENIX MILLS LTD	8,608	1,736.800	14,950,374.40	
	PRESTIGE ESTATES PROJECTS	9,124	1,677.300	15,303,685.20	
インド・ルピー小計		11,102,364		7,022,226,007.49 (12,359,117,773)	
インドネシア・ルピア	DIAN SWASTATIKA SENTOSA TBK	49,000	109,950.000	5,387,550,000.00	
	PETRINDO JAYA KREASI TBK PT	1,099,400	2,680.000	2,946,392,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	65,100	28,000.000	1,822,800,000.00	
	AMMAN MINERAL INTERNASIONAL	709,200	6,600.000	4,680,720,000.00	
	BARITO PACIFIC TBK PT	1,289,151	3,580.000	4,615,160,580.00	
	BUMI RESOURCES MINERALS TBK	2,835,600	975.000	2,764,710,000.00	
	CHANDRA ASRI PACIFIC TBK PT	412,200	7,400.000	3,050,280,000.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	1,045,300	6,550.000	6,846,715,000.00	
	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	39,296,900	64.000	2,515,001,600.00	
	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	1,099,200	1,800.000	1,978,560,000.00	
	CHAROEN POKPHAND INDONESI PT	402,500	4,630.000	1,863,575,000.00	
	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK P	238,900	7,350.000	1,755,915,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	2,821,400	8,275.000	23,347,085,000.00	

	BANK MANDIRI PERSERO TBK PT	1,796,800	4,830.000	8,678,544,000.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PERSER	694,200	4,260.000	2,957,292,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	3,334,800	3,680.000	12,272,064,000.00	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	2,421,900	3,510.000	8,500,869,000.00	
	BARITO RENEWABLES ENERGY TBK	444,000	9,575.000	4,251,300,000.00	
インドネシア・ルピア小計		60,055,551		100,234,533,180.00 (942,204,612)	
ブラジル・レアル	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	185,700	33.380	6,198,666.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	230,400	31.790	7,324,416.00	
	PRIO SA	42,500	37.210	1,581,425.00	
	GERDAU SA-PREF	64,728	19.040	1,232,421.12	
	SUZANO SA	37,515	47.580	1,784,963.70	
	VALE SA	179,788	67.400	12,117,711.20	
	EMBRAER SA	34,400	84.040	2,890,976.00	
	WEG SA	83,960	44.250	3,715,230.00	
	LOCALIZA RENT A CAR	49,130	45.250	2,223,132.50	
	MOTIVA INFRAESTRUTURA DE MOB	46,500	15.970	742,605.00	
	RUMO SA	56,700	16.850	955,395.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	42,300	21.990	930,177.00	
	VIBRA ENERGIA SA	47,214	24.880	1,174,684.32	
	RAIA DROGASIL SA	69,580	24.010	1,670,615.80	
	AMBEV SA	239,200	13.860	3,315,312.00	
	MBRF GLOBAL FOODS COMPANY SA	38,513	19.330	744,456.29	
	REDE D'OR SAO LUIZ SA	42,400	46.630	1,977,112.00	
	BANCO BRADESCO S.A.	76,981	16.740	1,288,661.94	
	BANCO BRADESCO SA-PREF	271,436	19.650	5,333,717.40	
	BANCO DO BRASIL S.A.	82,000	22.470	1,842,540.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	263,970	41.640	10,991,710.80	
	ITAUSA SA	277,244	12.330	3,418,418.52	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	252,800	14.960	3,781,888.00	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	33,100	34.110	1,129,041.00	
	CAIXA SEGURIDADE PARTICIPACO	27,300	16.190	441,987.00	
	PORTO SEGURO SA	11,900	47.190	561,561.00	
	TOTVS SA	29,800	42.800	1,275,440.00	
	TELEFONICA BRASIL S.A.	43,400	35.430	1,537,662.00	
	TIM SA	45,000	25.330	1,139,850.00	
	AXIA ENERGIA	62,205	62.500	3,887,812.50	
	AXIA ENERGIA-PR B	12,400	67.030	831,172.00	
	CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	91,708	11.500	1,054,642.00	
	CIA PARANAENSE DE ENERGI-PFA	51,700	14.350	741,895.00	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	24,300	140.990	3,426,057.00	
	CPFL ENERGIA SA	13,400	48.770	653,518.00	

	ENEVA SA	43,700	19.870	868,319.00	
	ENGIE BRASIL ENERGIA SA	9,030	30.640	276,679.20	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	58,400	39.760	2,321,984.00	
ブラジル・レアル小計		3,272,302		97,383,855.29 (2,844,514,243)	
チェコ・コルナ	KOMERCNI BANKA AS	3,701	1,166.000	4,315,366.00	
	MONETA MONEY BANK AS	12,093	189.600	2,292,832.80	
	CEZ AS	6,915	1,275.000	8,816,625.00	
チェコ・コルナ小計		22,709		15,424,823.80 (115,365,342)	
韓国・ウォン	HD HYUNDAI	2,022	196,500.000	397,323,000.00	
	SK INNOVATION CO LTD	3,293	115,000.000	378,695,000.00	
	S-OIL CORP	1,775	76,700.000	136,142,500.00	
	KOREA ZINC CO LTD	225	1,342,000.000	301,950,000.00	
	LG CHEM LTD	2,353	374,000.000	880,022,000.00	
	POSCO HOLDINGS INC	3,495	309,500.000	1,081,702,500.00	
	DOOSAN BOBCAT INC	2,210	55,200.000	121,992,000.00	
	DOOSAN CO LTD	418	876,000.000	366,168,000.00	
	DOOSAN ENERBILITY CO LTD	22,400	76,400.000	1,711,360,000.00	
	ECOPRO BM CO LTD	2,419	149,900.000	362,608,100.00	
	ECOPRO CO LTD	4,939	84,500.000	417,345,500.00	
	HANWHA AEROSPACE CO LTD	1,623	852,000.000	1,382,796,000.00	
	HANWHA OCEAN CO LTD	7,182	107,800.000	774,219,600.00	
	HANWHA SYSTEMS CO LTD	4,101	46,200.000	189,466,200.00	
	HD HYUNDAI ELECTRIC CO LTD	1,216	775,000.000	942,400,000.00	
	HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	1,836	535,000.000	982,260,000.00	
	HD HYUNDAI MARINE SOLUTION C	958	186,100.000	178,283,800.00	
	HD KOREA SHIPBUILDING & OFFS	2,162	410,000.000	886,420,000.00	
	HYOSUNG HEAVY INDUSTRIES COR	299	1,901,000.000	568,399,000.00	
	HYUNDAI ROTEM COMPANY	3,657	175,700.000	642,534,900.00	
	KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	3,911	108,900.000	425,907,900.00	
	LG CORP	4,097	78,800.000	322,843,600.00	
	LG ENERGY SOLUTION	2,422	408,000.000	988,176,000.00	
	LIG NEX1 CO LTD	706	383,000.000	270,398,000.00	
	LS ELECTRIC CO LTD	737	460,000.000	339,020,000.00	
	POSCO FUTURE M CO LTD	1,960	206,500.000	404,740,000.00	
	POSCO INTERNATIONAL CORP	2,522	53,600.000	135,179,200.00	
	SAMSUNG C&T CORP	4,130	225,000.000	929,250,000.00	
	SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	36,001	24,600.000	885,624,600.00	
	SK INC	1,825	265,500.000	484,537,500.00	
	SK SQUARE CO LTD	4,589	298,000.000	1,367,522,000.00	
	HMM CO LTD	10,696	19,140.000	204,721,440.00	

HYUNDAI GLOVIS CO LTD	2,017	164,400.000	331,594,800.00	
KOREAN AIR LINES CO LTD	8,899	21,850.000	194,443,150.00	
HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO	2,945	61,500.000	181,117,500.00	
HYUNDAI MOBIS CO LTD	3,023	309,500.000	935,618,500.00	
HYUNDAI MOTOR CO	6,792	261,500.000	1,776,108,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PRF	1,565	194,700.000	304,705,500.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PRF	913	192,500.000	175,752,500.00	
KIA CORP	11,391	114,100.000	1,299,713,100.00	
COWAY CO LTD	2,834	86,000.000	243,724,000.00	
LG ELECTRONICS INC	5,156	85,600.000	441,353,600.00	
HANJIN KAL CORP	1,262	102,400.000	129,228,800.00	
KT&G CORP	5,002	145,500.000	727,791,000.00	
SAMYANG FOODS CO LTD	217	1,445,000.000	313,565,000.00	
AMOREPACIFIC CORP	1,133	124,300.000	140,831,900.00	
APR CORP/KOREA	1,302	255,500.000	332,661,000.00	
LG H&H	359	276,500.000	99,263,500.00	
HLB INC	5,397	46,900.000	253,119,300.00	
ALTEOGEN INC	2,006	533,000.000	1,069,198,000.00	
CELLTRION INC	7,739	185,600.000	1,436,358,400.00	
SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	541	1,607,000.000	869,387,000.00	
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	1,453	139,800.000	203,129,400.00	
YUHAN CORP	3,005	122,000.000	366,610,000.00	
HANA FINANCIAL GROUP	13,494	93,300.000	1,258,990,200.00	
INDUSTRIAL BANK OF KOREA	15,277	20,550.000	313,942,350.00	
KAKAOBANK CORP	9,406	21,650.000	203,639,900.00	
KB FINANCIAL GROUP INC	18,006	124,800.000	2,247,148,800.00	
SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	21,835	78,000.000	1,703,130,000.00	
WOORI FINANCIAL GROUP INC	32,498	26,550.000	862,821,900.00	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	2,117	160,400.000	339,566,800.00	
MERITZ FINANCIAL GROUP INC	4,101	108,600.000	445,368,600.00	
MIRAE ASSET SECURITIES CO LT	11,612	21,850.000	253,722,200.00	
NH INVESTMENT & SECURITIES C	5,391	20,650.000	111,324,150.00	
DB INSURANCE CO LTD	2,489	124,500.000	309,880,500.00	
SAMSUNG FIRE & MARINE INS	1,572	481,500.000	756,918,000.00	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO LT	3,934	152,900.000	601,508,600.00	
SAMSUNG SDS CO LTD	2,343	168,500.000	394,795,500.00	
LG DISPLAY CO LTD	11,601	12,540.000	145,476,540.00	
SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	2,739	251,000.000	687,489,000.00	
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	236,725	100,500.000	23,790,862,500.00	
SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	40,435	75,000.000	3,032,625,000.00	
SAMSUNG SDI CO LTD	3,077	299,500.000	921,561,500.00	
HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	1,863	123,600.000	230,266,800.00	

	SK HYNIX INC	27,357	530,000.000	14,499,210,000.00	
	LG UPLUS CORP	12,060	15,060.000	181,623,600.00	
	SK TELECOM	5,946	53,500.000	318,111,000.00	
	KOREA ELECTRIC POWER CORP	12,055	52,500.000	632,887,500.00	
	HYBE CO LTD	1,096	299,500.000	328,252,000.00	
	KAKAO CORP	15,616	58,700.000	916,659,200.00	
	KRAFTON INC	1,405	257,500.000	361,787,500.00	
	NAVER CORP	7,112	244,000.000	1,735,328,000.00	
韓国・ウォン小計		740,292		88,870,179,930.00 (9,438,013,109)	
マレーシア・リンギット	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	138,500	3.000	415,500.00	
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDIN	175,700	6.710	1,178,947.00	
	GAMUDA BHD	225,500	5.350	1,206,425.00	
	SUNWAY BHD	130,300	5.450	710,135.00	
	MISC BHD	61,600	7.510	462,616.00	
	MR DIY GROUP M BHD	136,150	1.510	205,586.50	
	PETRONAS DAGANGAN BHD	10,400	19.820	206,128.00	
	IOI CORP BHD	101,000	3.990	402,990.00	
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	21,300	20.200	430,260.00	
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	4,200	106.900	448,980.00	
	QL RESOURCES BHD	81,525	4.050	330,176.25	
	SD GUTHRIE BHD	120,200	5.210	626,242.00	
	IHH HEALTHCARE BHD	111,300	8.260	919,338.00	
	AMMB HOLDINGS BHD	108,500	5.950	645,575.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	407,100	7.650	3,114,315.00	
	HONG LEONG BANK BERHAD	31,700	21.140	670,138.00	
	MALAYAN BANKING BHD	305,000	9.910	3,022,550.00	
	PUBLIC BANK BERHAD	751,900	4.350	3,270,765.00	
	RHB BANK BHD	73,100	6.950	508,045.00	
	AXIATA GROUP BERHAD	171,400	2.410	413,074.00	
	CELCOMDIGI BHD	172,700	3.280	566,456.00	
	MAXIS BHD	125,300	3.990	499,947.00	
	TELEKOM MALAYSIA BHD	56,700	7.420	420,714.00	
	PETRONAS GAS BHD	40,700	17.520	713,064.00	
	TENAGA NASIONAL BHD	129,400	13.180	1,705,492.00	
	YTL CORP BHD	178,800	2.130	380,844.00	
	YTL POWER INTERNATIONAL BHD	170,620	3.260	556,221.20	
マレーシア・リンギット小計		4,040,595		24,030,523.95 (907,486,302)	
南アフリカ・ランド	ANGLOGOLD ASHANTI PLC	25,039	1,445.340	36,189,868.26	
	GOLD FIELDS LTD	44,497	718.880	31,988,003.36	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	27,682	334.000	9,245,788.00	

	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	47,409	214.400	10,164,489.60	
	NORTHAM PLATINUM HOLDINGS LT	19,513	305.500	5,961,221.50	
	SASOL LTD	32,357	111.300	3,601,334.10	
	SIBANYE STILLWATER LTD	149,186	55.880	8,336,513.68	
	VALTERRA PLATINUM LIMITED	12,849	1,190.420	15,295,706.58	
	BIDVEST GROUP LTD	14,536	228.480	3,321,185.28	
	NASPERS LTD-N SHS	39,530	1,070.060	42,299,471.80	
	PEPKOR HOLDINGS LTD	181,930	26.140	4,755,650.20	
	BID CORP LTD	16,051	408.490	6,556,672.99	
	CLICKS GROUP LTD	11,816	347.200	4,102,515.20	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	24,092	274.560	6,614,699.52	
	ABSA GROUP LTD	40,399	208.280	8,414,303.72	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	4,365	3,883.330	16,950,735.45	
	NEDBANK GROUP LTD	22,270	255.660	5,693,548.20	
	STANDARD BANK GROUP LTD	64,394	263.620	16,975,546.28	
	FIRSTRAND LTD	257,604	81.470	20,986,997.88	
	REINET INVESTMENTS SCA	6,542	579.000	3,787,818.00	
	REMGRO LTD	23,684	173.860	4,117,700.24	
	DISCOVERY LTD	30,769	219.520	6,754,410.88	
	OUTSURANCE GROUP LTD	46,915	72.500	3,401,337.50	
	SANLAM LTD	94,562	91.750	8,676,063.50	
	MTN GROUP LTD	85,177	157.880	13,447,744.76	
	VODACOM GROUP LTD	29,004	134.180	3,891,756.72	
	NEPI ROCKCASTLE N.V.	28,260	146.590	4,142,633.40	
南アフリカ・ランド小計		1,380,432		305,673,716.60 (2,781,630,821)	
タイ・バーツ	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	68,800	106.500	7,327,200.00	
	PTT PCL-NVDR	486,400	30.750	14,956,800.00	
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	39,900	186.500	7,441,350.00	
	AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR	207,800	43.500	9,039,300.00	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	154,800	22.000	3,405,600.00	
	CP ALL PCL-NVDR	260,400	43.250	11,262,300.00	
	CP AXTRA PCL-NVDR	140,788	16.200	2,280,765.60	
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	218,400	20.300	4,433,520.00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	554,300	19.000	10,531,700.00	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PCL-NVDR	28,500	169.500	4,830,750.00	
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	33,400	186.500	6,229,100.00	
	KRUNG THAI BANK - NVDR	171,100	27.500	4,705,250.00	
	SCB X PCL-NVDR	40,500	130.000	5,265,000.00	
	TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	1,077,800	1.930	2,080,154.00	
	DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	157,300	201.000	31,617,300.00	
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	54,600	307.000	16,762,200.00	

	TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	474,567	10.800	5,125,323.60	
	GULF DEVELOPMENT PCL-NVDR	220,904	40.750	9,001,838.00	
	CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	89,900	53.500	4,809,650.00	
タイ・バーツ小計		4,480,159		161,105,101.20 (781,359,741)	
ポーランド・ズロチ	ORLEN SA	29,424	94.020	2,766,444.48	
	KGHM POLSKA MIEDZ SA	7,439	211.700	1,574,836.30	
	BUDIMEX	680	625.000	425,000.00	
	LPP SA	54	17,010.000	918,540.00	
	ALLEGRO.EU SA	31,592	32.055	1,012,681.56	
	CCC SA	2,508	135.100	338,830.80	
	DINO POLSKA SA	23,780	40.830	970,937.40	
	ZABKA GROUP SA	19,995	23.270	465,283.65	
	BANK MILLENNIUM SA	30,035	15.620	469,146.70	
	BANK PEKAO SA	9,184	199.950	1,836,340.80	
	MBANK SA	768	1,026.000	787,968.00	
	PKO BANK POLSKI SA	43,909	77.400	3,398,556.60	
	SANTANDER BANK POLSKA SA	2,161	515.000	1,112,915.00	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	30,257	62.860	1,901,955.02	
	PGE SA	36,813	9.866	363,197.05	
	CD PROJEKT SA	3,277	256.400	840,222.80	
ポーランド・ズロチ小計		271,876		19,182,856.16 (819,257,583)	
ハンガリー・フォリント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PL	20,823	2,910.000	60,594,930.00	
	RICHTER GEDEON NYRT	6,617	9,735.000	64,416,495.00	
	OTP BANK PLC	11,276	34,210.000	385,751,960.00	
ハンガリー・フォリント小計		38,716		510,763,385.00 (242,155,475)	
ユーロ	FF GROUP	123	4.800	590.40	
	OPAP SA	9,441	17.620	166,350.42	
	JUMBO SA	5,700	27.360	155,952.00	
	ALPHA BANK SA	112,338	3.514	394,755.73	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES A	131,457	3.407	447,873.99	
	NATIONAL BANK OF GREECE	44,004	13.500	594,054.00	
	PIRAEUS FINANCIAL HOLDINGS S	55,024	7.070	389,019.68	
	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	7,649	17.110	130,874.39	
	PUBLIC POWER CORP	8,551	17.400	148,787.40	
ユーロ小計		374,287		2,428,258.01 (439,199,026)	
合　計		168,749,705		69,763,089,158 (69,763,089,158)	

(注) 金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	17銘柄	2.3%	2.7%
香港・ドル	株式	164銘柄	22.3%	26.3%
台湾・ドル	株式	86銘柄	19.0%	22.3%
エジプト・ポンド	株式	3銘柄	0.1%	0.1%
トルコ・リラ	株式	12銘柄	0.4%	0.5%
メキシコ・ペソ	株式	17銘柄	1.4%	1.7%
フィリピン・ペソ	株式	11銘柄	0.4%	0.4%
チリ・ペソ	株式	12銘柄	0.5%	0.6%
コロンビア・ペソ	株式	3銘柄	0.1%	0.2%
インド・ルピー	株式	163銘柄	15.1%	17.7%
インドネシア・ルピア	株式	18銘柄	1.1%	1.4%
ブラジル・レアル	株式	38銘柄	3.5%	4.1%
チェコ・コルナ	株式	3銘柄	0.1%	0.2%
韓国・ウォン	株式	82銘柄	11.5%	13.5%
マレーシア・リンギット	株式	27銘柄	1.1%	1.3%
南アフリカ・ランド	株式	27銘柄	3.4%	4.0%
タイ・バーツ	株式	19銘柄	1.0%	1.1%
ポーランド・ズロチ	株式	16銘柄	1.0%	1.2%
ハンガリー・フォリント	株式	3銘柄	0.3%	0.3%
ユーロ	株式	9銘柄	0.5%	0.6%

(b)株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	オフショア・人民元	CHINAAMC ETF SERIES - CH-CNY	2,908,400.00	136,171,288.00	
	オフショア・人民元小計		2,908,400.00	136,171,288.00 (3,002,222,855)	
投資信託受益証券合計				3,002,222,855 (3,002,222,855)	
投資証券	アメリカ・ドル	ISHARES MSCI KUWAIT ETF	88,160.00	3,469,801.28	
		ISHARES MSCI QATAR ETF	174,669.00	3,297,750.72	
		ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF	391,705.00	14,665,435.20	
		ISHARES MSCI UAE ETF	376,970.00	7,004,102.60	
	アメリカ・ドル小計		1,031,504.00	28,437,089.80 (4,432,489,187)	
	メキシコ・ペソ	CEMEX SAB-CPO	757,600.00	14,674,712.00	
		COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	25,275.00	4,009,626.00	
		FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	87,400.00	15,430,470.00	

		PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA	45,560.00	3,556,869.20	
		TRUST FIBRA UNO	154,900.00	4,123,438.00	
	メキシコ・ペソ小計		1,070,735.00	41,795,115.20 (356,161,254)	
	ブラジル・レアル	BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	61,500.00	3,321,000.00	
		ENERGISA SA-UNITS	12,100.00	596,772.00	
		KLABIN SA - UNIT	34,430.00	610,788.20	
	ブラジル・レアル小計		108,030.00	4,528,560.20 (132,276,073)	
投資証券合計				4,920,926,514 (4,920,926,514)	
合　計				7,923,149,369 (7,923,149,369)	

（注）金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入 投資信託受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	4銘柄	-	5.4%	55.9%
メキシコ・ペソ	投資証券	5銘柄	-	0.4%	4.5%
ブラジル・レアル	投資証券	3銘柄	-	0.2%	1.7%
オフショア・人民元	投資信託受益証券	1銘柄	3.7%	-	37.9%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

【中間財務諸表】

１．当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 284 条、第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 16 期中間計算期間（2025 年 12 月 2 日から 2026 年 6 月 1 日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2026年8月19日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンドの2025年12月2日から2026年6月1日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンドの2026年6月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月2日から2026年6月1日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の

意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第15期 （2025年12月 1日現在）	第16期中間計算期間 （2026年 6月 1日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	7,489,636	－
コール・ローン	1,005,979,251	1,508,227,725
親投資信託受益証券	378,938,695,301	455,259,566,159
未収入金	20,000,000	－
流動資産合計	379,972,164,188	456,767,793,884
資産合計	379,972,164,188	456,767,793,884
負債の部		
流動負債		
未払解約金	197,330,899	541,100,096
未払受託者報酬	74,063,033	88,805,628
未払委託者報酬	388,831,169	466,229,700
その他未払費用	2,961,686	2,961,686
流動負債合計	663,186,787	1,099,097,110
負債合計	663,186,787	1,099,097,110
純資産の部		
元本等		
元本	54,167,314,766	56,274,179,422
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	325,141,662,635	399,394,517,352
（分配準備積立金）	160,511,332,500	155,218,238,353
元本等合計	379,308,977,401	455,668,696,774
純資産合計	379,308,977,401	455,668,696,774
負債純資産合計	379,972,164,188	456,767,793,884

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15期中間計算期間 自　2024年12月 3日 至　2025年 6月 2日	第16期中間計算期間 自　2025年12月 2日 至　2026年 6月 1日
営業収益		
受取利息	1,011,912	2,290,752
有価証券売買等損益	△5,090,022,336	61,384,680,858
営業収益合計	△5,089,010,424	61,386,971,610
営業費用		
受託者報酬	62,251,814	88,805,628
委託者報酬	326,822,247	466,229,700
その他費用	2,961,686	2,961,686
営業費用合計	392,035,747	557,997,014
営業利益又は営業損失（△）	△5,481,046,171	60,828,974,596
経常利益又は経常損失（△）	△5,481,046,171	60,828,974,596
中間純利益又は中間純損失（△）	△5,481,046,171	60,828,974,596
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△168,650,605	552,970,792
期首剰余金又は期首欠損金（△）	225,301,440,932	325,141,662,635
剰余金増加額又は欠損金減少額	27,718,781,730	25,091,746,977
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	27,718,781,730	25,091,746,977
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,071,234,703	11,114,896,064
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,071,234,703	11,114,896,064
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	238,636,592,393	399,394,517,352

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第16期中間計算期間 自 2025年12月2日 至 2026年6月1日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2025年12月2日から2026年6月1日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項　目	第15期 (2025年12月1日現在)	第16期中間計算期間 (2026年6月1日現在)
１．　当中間計算期間の末日における受益権の総数	54,167,314,766口	56,274,179,422口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　7.0025円 （１万口当たりの純資産額70,025円）	１口当たり純資産額　8.0973円 （１万口当たりの純資産額80,973円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	第16期中間計算期間 (2026年6月1日現在)
１．　中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項　目	第15期 (2025年12月1日現在)	第16期中間計算期間 (2026年6月1日現在)
期首元本額	47,642,575,158円	54,167,314,766円
期中追加設定元本額	10,498,236,704円	3,956,249,895円
期中一部解約元本額	3,973,497,096円	1,849,385,239円

(参考)

三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンドは、「外国株式インデックス・マザーファンド」および「エマージング株式インデックス・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

外国株式インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	(2026年6月1日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	11,665,000,400
コール・ローン	1,592,756,659
株式	1,354,981,673,678
投資証券	21,362,332,328
派生商品評価勘定	375,896,377
未収入金	12,727,066,056
未収配当金	1,590,232,836
差入委託証拠金	4,604,973,496
流動資産合計	1,408,899,931,830
資産合計	1,408,899,931,830
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,768,701
未払金	17,577,727,741
未払解約金	1,346,877,174
流動負債合計	18,929,373,616
負債合計	18,929,373,616
純資産の部	
元本等	
元本	101,727,421,703
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,288,243,136,511
元本等合計	1,389,970,558,214
純資産合計	1,389,970,558,214
負債純資産合計	1,408,899,931,830

（２）注記表

(重要な会計方針の注記)

項　目	自 2025年12月2日

	至 2026年6月1日
1．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式、新株予約権証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2．　デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	(2026年6月1日現在)
1．　当計算期間の末日における受益権の総数	101,727,421,703口
2．　1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　13.6637円 （1万口当たりの純資産額136,637円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2026年6月1日現在)
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、新株予約権証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該

	帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2026年6月1日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区　分	種　類	契　約　額　等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	S&P 500 EMINI FUT JUN26	10,822,105,705	－	11,143,208,314	321,102,609
	SPI 200 FUTURES JUN26	349,762,160	－	350,870,625	1,108,465
	FTSE 100 IDX FUT JUN26	509,699,362	－	514,941,197	5,241,835
	EURO STOXX 50 JUN26	1,790,194,988	－	1,835,122,851	44,927,863
	小計	13,471,762,215	－	13,844,142,987	372,380,772
合　計		13,471,762,215	－	13,844,142,987	372,380,772

(注) 1．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区　分	種　類	契　約　額　等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	2,271,807,860	－	2,271,210,886	△596,974
	カナダ・ドル	191,962,242	－	192,143,524	181,282
	オーストラリア・ドル	523,055,847	－	523,071,828	15,981
	ニュージーランド・ドル	15,245,120	－	15,244,912	△208
	イスラエル・シュケル	552,235,550	－	551,978,500	△257,050

	スイス・フラン	290,482,092	－	290,900,262	418,170
	ユーロ	110,694,307	－	110,834,841	140,534
	小計	3,955,483,018	－	3,955,384,753	△98,265
	売建				
	アメリカ・ドル	1,542,376,920	－	1,543,606,407	△1,229,487
	香港・ドル	77,013,395	－	77,017,180	△3,785
	シンガポール・ドル	84,473,352	－	84,461,639	11,713
	イギリス・ポンド	690,476,107	－	690,436,488	39,619
	デンマーク・クローネ	132,665,099	－	132,663,496	1,603
	スウェーデン・クローナ	361,861,272	－	361,804,474	56,798
	ユーロ	1,352,780,405	－	1,352,811,698	△31,293
	小計	4,241,646,550	－	4,242,801,382	△1,154,832
合　計		8,197,129,568	－	8,198,186,135	△1,253,097

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

（2026年6月1日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	101,118,833,171円
同期中における追加設定元本額	5,595,286,113円
同期中における一部解約元本額	4,986,697,581円
2026年6月1日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣ外国株式インデックスファンドＳ	47,653,014,532円
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	224,439,223円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	925,483,252円

三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	815,477,506 円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	29,720,024 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	501,302 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	1,716,313 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	6,076,589 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	20,365,858 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	25,712,861 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	74,540,375 円
外国株式指数ファンド	1,215,295,513 円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド	29,000,212,534 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	17,537,498 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	48,445,039 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	30,716,089 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	43,102,466 円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	148,908,213 円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	161,913,488 円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	677,369,478 円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	450,924,431 円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	657,482,898 円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	95,632,504 円
三井住友ＤＳ・外国株式インデックス年金ファンド	4,624,634,764 円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	11,594,071 円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	73,495,597 円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	73,267,727 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	14,646,359 円
ＳＭＢＣ・ＤＣインデックスファンド（ＭＳＣＩコクサイ）	5,003,256,656 円
日興ＦＷＳ・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）	137,206,119 円
日興ＦＷＳ・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）	4,837,885,019 円
三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド	323,438,053 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	24,979,090 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	15,014,041 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	17,467,595 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	14,555,443 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	12,500,686 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	36,884 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	11,017,447 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	96,081,743 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	135,783,822 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	81,950,347 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	556,336 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	1,868,652 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	3,512,428 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	5,042,258 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（積極コース）	8,366,298 円

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	630,583 円
先進国アセットアロケーションファンド	11,586,211 円
ＳＭＡＭ・外国株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	140,638,394 円
バランスファンドＶＡ（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	1,040,679 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定成長型＜適格機関投資家限定＞	3,689,250 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	93,944,665 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	300,195,165 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	1,437,806,214 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	4,036,933 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	22,426,693 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	266,939,412 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	18,741,284 円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	39,156,071 円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	203,344,028 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	118,300,097 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	242,822,038 円
三井住友・外国株式インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	137,576,613 円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	21,805,377 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	2,388,830 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	2,216,327 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	2,559,455 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	5,565,253 円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	19,524,840 円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（標準型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	46,353,352 円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（債券重視型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	15,827,614 円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	69,209,798 円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞	23,752,400 円
ＳＭＡＭ・外国株式インデックスファンドＳＡ＜適格機関投資家限定＞	499,907,887 円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	15,975,852 円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	10,328,925 円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ＜適格機関投資家限定＞	48,894,814 円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	47,491,228 円
合　計	101,727,421,703 円

エマージング株式インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

（2026 年 6 月 1 日現在）	
資産の部	
流動資産	
預金	6,044,671,600
コール・ローン	253,899,322

株式	99,682,917,650
投資信託受益証券	4,001,405,490
投資証券	5,596,209,445
派生商品評価勘定	655,307,248
未収入金	900,455,718
未収配当金	172,712,415
差入委託証拠金	2,408,335,169
流動資産合計	119,715,914,057
資産合計	119,715,914,057
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	71,008
未払金	4,656,282,865
未払解約金	32,037,429
流動負債合計	4,688,391,302
負債合計	4,688,391,302
純資産の部	
元本等	
元本	30,891,676,851
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	84,135,845,904
元本等合計	115,027,522,755
純資産合計	115,027,522,755
負債純資産合計	119,715,914,057

（２）注記表

(重要な会計方針の注記)

項　目	自 2025年12月2日 至 2026年6月1日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資信託受益証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、

	原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2026年6月1日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	30,891,676,851口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.7236円 (1万口当たりの純資産額37,236円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2026年6月1日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(株式、投資信託受益証券、投資証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2026年6月1日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区 分	種 類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建				

	MSCI EMGMKT JUN26	5,018,594,485	－	5,673,901,734	655,307,249
	小計	5,018,594,485	－	5,673,901,734	655,307,249
合　計		5,018,594,485	－	5,673,901,734	655,307,249

（注）１．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち１年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	81,000,000	－	80,928,992	△71,008
	小計	81,000,000	－	80,928,992	△71,008
合　計		81,000,000	－	80,928,992	△71,008

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

（2026年6月1日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	29,042,177,639円
同期中における追加設定元本額	3,373,880,597円

同期中における一部解約元本額	1,524,381,385 円
2026 年 6 月 1 日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド	15,847,395,574 円
三井住友・ＤＣ新興国株式インデックスファンド	3,960,756,569 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	8,541,313 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	78,053,414 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	59,132,016 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	69,585,011 円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	106,840,475 円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	99,519,384 円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	512,747,960 円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	362,580,285 円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	575,331,535 円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	182,582,750 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	22,850,526 円
日興ＦＷＳ・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）	427,759,755 円
日興ＦＷＳ・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）	7,106,886,550 円
三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド	185,229,209 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	45,675,669 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	25,564,982 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	28,519,585 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	23,004,373 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	19,491,135 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	148,182 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	38,519,704 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	329,237,815 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	458,412,828 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	277,645,108 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	237,916 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	854,167 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	1,563,651 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	2,235,666 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	979,621 円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	33,794,123 円
合　計	30,891,676,851 円

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド

2026 年 6 月 30 日現在

Ⅰ　資産総額	460,600,077,549 円

Ⅱ　負債総額	328,263,469 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	460,271,814,080 円
Ⅳ　発行済口数	56,720,077,226 口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	8.1148 円 （81,148 円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ　名義書換

該当事項はありません。

ロ　受益者名簿

作成しません。

ハ　受益者に対する特典

ありません。

ニ　受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

ａ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

ｂ．上記ａの申請のある場合には、上記ａの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記ａの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

ｃ．上記ａの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ　償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト　質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

イ　資本金の額および株式数

	2026年6月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ　最近５年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ　会社の機構

委託会社の取締役は８名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を１名選定し、必要に応じて取締役会長１名を選定することができます。

ニ　投資信託の運用の流れ

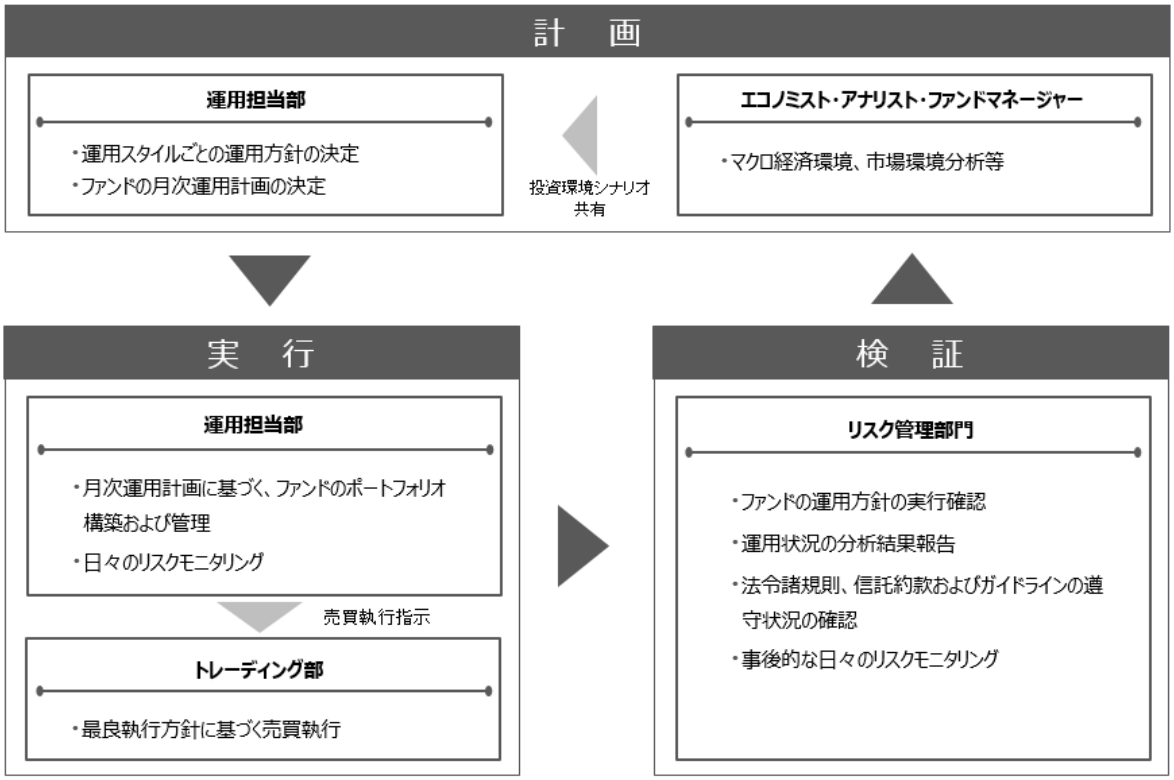

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2026 年 6 月 30 日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本　数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	649	18,443,584
単位型株式投資信託	66	597,260
追加型公社債投資信託	1	23,628
単位型公社債投資信託	97	126,724
合　計	813	19,191,198

3【委託会社等の経理状況】

1　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

2　当社は、当事業年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026 年6月 15 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深 井 康 治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹 内 知 明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2025 年4月1日から 2026 年3月 31 日までの第 41 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2026 年3月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		52,028,017	54,980,908
金銭の信託		31,752,052	36,381,304
顧客分別金信託		500,353	501,412
前払費用		644,114	857,142
未収入金		250,860	308,261
未収委託者報酬		15,384,824	21,216,928
未収運用受託報酬		4,912,858	6,826,524
未収投資助言報酬		292,775	196,680
未収収益		79,998	76,935
未収還付法人税等		125,792	－
その他の流動資産		134,288	45,403
流動資産合計		106,105,936	121,391,502
固定資産			
有形固定資産	※1		
建物		1,157,214	1,062,810
器具備品		471,243	536,471
土地		710	710
リース資産		－	6,958
有形固定資産合計		1,629,168	1,606,949
無形固定資産			
ソフトウェア		2,074,805	1,889,246
ソフトウェア仮勘定		511,487	377,243
のれん		2,436,327	2,131,786
顧客関連資産		7,218,790	6,663,498
電話加入権		12,706	12,706
商標権		24	18
無形固定資産合計		12,254,141	11,074,499
投資その他の資産			
投資有価証券		9,257,612	8,303,862
関係会社株式		1,740,365	5,890,960
長期差入保証金		1,360,241	1,211,804
長期前払費用		75,691	76,123
会員権		90,479	90,479
繰延税金資産		942,908	1,781,455
貸倒引当金		△ 20,750	△ 20,750
投資その他の資産合計		13,446,548	17,333,936
固定資産合計		27,329,857	30,015,385
資産合計		133,435,793	151,406,888

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
負債の部		
流動負債		
リース債務	－	1,874
顧客からの預り金	51,505	18,479
その他の預り金	172,482	142,066
未払金		
未払収益分配金	1,974	2,147
未払償還金	1,253	4,839
未払手数料	6,763,424	9,472,310
その他未払金	161,092	116,212
未払費用	7,518,259	9,408,121
未払消費税等	1,255,374	1,383,547
未払法人税等	503,871	5,081,645
賞与引当金	3,393,355	4,192,893
その他の流動負債	34,270	49,577
流動負債合計	19,856,864	29,873,715
固定負債		
リース債務	－	5,779
退職給付引当金	4,542,870	4,318,398
固定負債合計	4,542,870	4,324,178
負債合計	24,399,734	34,197,893
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	24,744,514	32,716,691
利益剰余金合計	25,028,759	33,000,936
株主資本計	109,124,705	117,096,882
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 88,646	112,111
評価・換算差額等合計	△ 88,646	112,111
純資産合計	109,036,059	117,208,994
負債・純資産合計	133,435,793	151,406,888

（2）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	当事業年度 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	78,891,124	88,700,475
運用受託報酬	13,102,509	17,306,102
投資助言報酬	1,360,859	862,045
その他営業収益		
サービス支援手数料	400,872	413,133
その他	10,391	9,237
営業収益計	93,765,757	107,290,995
営業費用		
支払手数料	35,223,731	38,957,078
広告宣伝費	335,877	409,775
調査費		
調査費	5,327,087	5,298,990
委託調査費	14,077,571	16,236,388
営業雑経費		
通信費	51,489	53,152
印刷費	421,006	404,493
協会費	44,372	47,803
諸会費	42,328	39,268
情報機器関連費	5,313,187	5,809,669
販売促進費	44,315	58,603
その他	410,566	415,812
営業費用合計	61,291,534	67,731,037
一般管理費		
給料		
役員報酬	223,068	294,622
給料・手当	8,380,787	8,781,442
賞与	1,098,999	1,442,462
賞与引当金繰入額	3,379,790	4,156,281
交際費	54,024	59,278
寄付金	24,878	23,587
事務委託費	2,225,175	2,448,098
旅費交通費	242,135	280,926
租税公課	413,678	538,048
不動産賃借料	1,225,686	1,193,365
退職給付費用	803,656	581,615
固定資産減価償却費	3,349,674	1,799,495
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	356,081	485,619
一般管理費合計	22,082,177	22,389,385
営業利益	10,392,045	17,170,572

（単位：千円）

		前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	当事業年度 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）
営業外収益			
受取配当金		388,907	11,007
受取利息		46,258	217,478
金銭の信託運用益		－	392,775
時効成立分配金・償還金		506	327
原稿・講演料		2,440	1,755
還付加算金		－	780
投資有価証券償還益		115	24,382
投資有価証券売却益		826	516
投資事業組合運用益		36,683	97,602
為替差益		75,948	204,072
不動産賃貸料		117,054	－
雑収入		41,618	24,076
営業外収益合計		710,359	974,775
営業外費用			
金銭の信託運用損		88,979	－
投資有価証券償還損		137,207	81,540
投資有価証券売却損		93	4,038
投資事業組合運用損		56,719	40,067
雑損失		4,818	729
営業外費用合計		287,820	126,376
経常利益		10,814,585	18,018,971
特別利益			
子会社株式売却益	※1	672,682	－
特別利益合計		672,682	－
特別損失			
固定資産除却損	※2	76,933	1,799
固定資産売却損		204	－
投資有価証券評価損		3,191	－
特別損失合計		80,328	1,799
税引前当期純利益		11,406,939	18,017,172
法人税、住民税及び事業税		3,062,795	6,301,878
法人税等調整額		△ 162,825	△ 930,951
法人税等合計		2,899,969	5,370,927
当期純利益		8,506,969	12,646,245

（3）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						△ 10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△ 2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	△ 10,838,419	△ 10,838,419			△ 10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△ 38,600	△ 38,600	△ 38,600
当期変動額合計	△ 2,331,449	△ 2,331,449	△ 38,600	△ 38,600	△ 2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	△ 88,646	△ 88,646	109,036,059

当事業年度（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514
当期変動額						
剰余金の配当						△ 4,674,068
当期純利益						12,646,245
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	－	7,972,177
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	32,716,691

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	25,028,759	109,124,705	△ 88,646	△ 88,646	109,036,059
当期変動額					
剰余金の配当	△ 4,674,068	△ 4,674,068			△ 4,674,068
当期純利益	12,646,245	12,646,245			12,646,245
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			200,758	200,758	200,758
当期変動額合計	7,972,177	7,972,177	200,758	200,758	8,172,935
当期末残高	33,000,936	117,096,882	112,111	112,111	117,208,994

[注記事項]

(重要な会計方針)
1．重要な資産の評価基準及び評価方法
⑴ 有価証券
①子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

②その他有価証券
市場価格のない株式等以外
決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）
組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

⑵ 金銭の信託
運用目的の金銭の信託：時価法

2．固定資産の減価償却の方法
⑴ 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	3～15年

⑵ 無形固定資産
定額法によっております。
なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

⑶ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準
⑴ 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵ 賞与引当金
従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

⑶ 退職給付引当金
従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。
数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4．収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
(1)委託者報酬
委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬
運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬
投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(未適用の会計基準等)
1．リースに関する会計基準等
・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号　2024年9月13日　企業会計基準委員会)
・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

(1)概要
国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2)適用予定日
2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響
「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2．金融商品会計に関する実務指針
・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号　2025年3月11日　企業会計基準委員会)

(1)概要
企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2)適用予定日
2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準の適用による影響
「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)
※1　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物	470,078千円	568,326千円
器具備品	1,594,310千円	1,028,321千円
リース資産	－千円	1,562千円

2　当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

(損益計算書関係)

※1　子会社株式売却益

前事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

※2　固定資産除却損

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物	74,175千円	－千円
器具備品	2,757千円	882千円
ソフトウェア	－千円	917千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年4月1日　至 2025年3月31日)

１．発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

２．剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

当事業年度(自 2025年4月1日　至 2026年3月31日)

1．発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

2．剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,943,362	205.00	2026年 3月31日	2026年 6月26日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
1年以内	1,129,463	1,129,267
1年超	4,517,068	3,387,801
合計	5,646,531	4,517,068

(金融商品関係)

1．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定および償却・引当規則に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定および償却・引当規則に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定および償却・引当規則に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2．金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（(注1) 参照)。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	31,752,052	31,752,052	－
(2)投資有価証券			
その他有価証券	7,659,105	7,659,105	－
資産計	39,411,157	39,411,157	－

当事業年度（2026年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	36,381,304	36,381,304	－
(2)投資有価証券			
その他有価証券	6,158,174	6,158,174	－
資産計	42,539,478	42,539,478	－

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
その他有価証券		
(1)非上場株式	40,367	40,398
(2)組合出資金等	1,558,139	2,105,289
合計	1,598,506	2,145,687
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	1,740,365	5,890,960
合計	1,740,365	5,890,960

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針 27-3 項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年3月31日）　（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	－	31,752,052	－	31,752,052
(2)投資有価証券				
その他有価証券	－	7,659,105	－	7,659,105
資産計	－	39,411,157	－	39,411,157

当事業年度（2026年3月31日）　（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	－	36,381,304	－	36,381,304
(2)投資有価証券				
その他有価証券	－	6,158,174	－	6,158,174
資産計	－	42,539,478	－	42,539,478

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1)金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)投資有価証券

その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

１．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式 1,740,365 千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2026年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式 5,890,960 千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	6,950,495	7,083,155	△132,659
小計	6,950,495	7,083,155	△132,659
合計	7,659,105	7,769,371	△110,265

（注）組合出資金等（貸借対照表計上額　1,598,506 千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。前事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について3,191千円減損処理を行っております。

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	5,240,883	5,125,724	115,159
小計	5,240,883	5,125,724	115,159
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	917,290	1,002,997	△85,707
小計	917,290	1,002,997	△85,707
合計	6,158,174	6,128,721	29,452

（注）組合出資金等（貸借対照表計上額　2,145,687千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

３．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2024年4月1日　至 2025年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

当事業年度(自 2025年4月1日　至 2026年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,007,832	516	4,038

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
3,238,685	24,382	81,540

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、投資有価証券について3,191千円（その他有価証券3,191千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

(退職給付関係)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	4,941,989	4,542,870
勤務費用	430,325	409,054
利息費用	21,674	52,697
数理計算上の差異の発生額	△153,045	△219,105
退職給付の支払額	△698,074	△467,117
過去勤務費用の発生額	―	―
退職給付債務の期末残高	4,542,870	4,318,398

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	4,542,870	4,318,398
未認識数理計算上の差異	－	－
未認識過去勤務費用	－	－
退職給付引当金	4,542,870	4,318,398

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	430,325	409,054
利息費用	21,674	52,697
数理計算上の差異の費用処理額	△153,045	△219,105
過去勤務費用の費用処理額	－	－
その他	224,756	49,206
確定給付制度に係る退職給付費用	523,711	291,853

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
割引率	1.160%	1.960%

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度279,945千円、当事業年度289,762千円であります。

(税効果会計関係)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,431,912	1,361,159
賞与引当金	1,039,045	1,321,600
調査費	439,517	447,941
未払金	128,135	287,665
未払事業税	13,007	266,759
ソフトウェア償却	110,261	161,172
子会社株式評価損	50,907	50,907
その他有価証券評価差額金	47,871	27,015
その他	22,468	96,909
繰延税金資産小計	3,283,127	4,021,131
評価性引当額	△62,724	△60,723
繰延税金資産合計	3,220,403	3,960,408
繰延税金負債		
無形固定資産	2,270,365	2,100,334
その他有価証券評価差額金	7,129	78,617
繰延税金負債合計	2,277,494	2,178,952
繰延税金資産（負債）の純額	942,908	1,781,455

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.6%	－
(調整)		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	△3.8	－
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△0.9	－
評価性引当額の増減	△0.9	－
外国税額控除	△0.3	－
のれん償却費	0.8	－
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	－
その他	△0.2	－
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.4	－

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

⑴製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

⑵地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

⑶主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至2026年3月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

⑴製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	88,700,475	17,306,102	862,045	422,371	107,290,995

⑵地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

⑶主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2024年4月1日　至 2025年3月31日)

1．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	％ －	投信の販売委託	委託販売手数料	8,327,979	未払手数料	2,117,600
親会社の子会社	SMBC 日興証券㈱	東京都千代田区	135,000,000	証券業	％ －	投信の販売委託	委託販売手数料	7,176,048	未払手数料	1,490,173
親会社の子会社	SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ合衆国デラウエア州ウィルミントン市	米ドル 3,010.50	銀行業(銀行持株会社)	％ －	－	子会社株式の売却(売却価格)	773,585	－	－
							子会社株式売却益	672,682		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,771,093,147	銀行業	％ －	投信の販売委託	委託販売手数料	9,249,401	未払手数料	2,456,883
親会社の子会社	SMBC 日興証券㈱	東京都千代田区	135,000,000	証券業	％ －	投信の販売委託	委託販売手数料	8,149,746	未払手数料	2,183,491

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	3,219.24円	3,460.54円
1株当たり当期純利益	251.16円	373.37円

(注) 1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益（千円）	8,506,969	12,646,245
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	8,506,969	12,646,245
期中平均株式数（株）	33,870,060	33,870,060

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

イ　自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ロ　運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ハ　通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

ニ　委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ　上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ　定款の変更、その他の重要事項

（イ）定款の変更

該当ありません。

（ロ）その他の重要事項

該当ありません。

ロ　訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

追加型証券投資信託
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド
約款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ＭＳＣＩオール・カントリー・ワールド・インデックス（除く日本、配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

ＭＳＣＩコクサイインデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行う外国株式インデックス・マザーファンドおよびＭＳＣＩエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行うエマージング株式インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の株式、新興国の株式（預託証書（ＤＲ）、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。）、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資し、ＭＳＣＩオール・カントリー・ワールド・インデックス（除く日本、配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑤ 有価証券先物取引等は、約款第22条の範囲内で行います。

⑥ スワップ取引は、約款第23条の範囲内で行います。

⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第24条の範囲内で行います。

⑧ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑨ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

3. 収益分配方針

年1回（原則として毎年11月30日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託者の判断により分配を行わないことがあります。

③　留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株
インデックスファンド
〔信託約款〕

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条　受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第1項および第2項、第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条　委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条　この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項または第52条第2項による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条　委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をい

います。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第29条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第12条　受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条　委託者および指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者および当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は、委託者または指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第44条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）および指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者および指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

④　前項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項または第3項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　前各項の規定にかかわらず、この信託契約締結日以降において指定販売会社は、受益者が第44条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日がニューヨークまたはロンドンの取引所の休業日に当たる場合には、当該取得申込みを受け付けません。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

⑦　この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
   イ. 有価証券
   ロ. デリバティブ取引にかかる権利
   ハ. 約束手形
   ニ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
   イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第17条　委託者は、信託金を、主として、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「外国株式インデックス・マザーファンド」および「エマージング株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該投資信託証券（上場投資信託証券を

除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第17条の2　委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第21条から第27条まで、第29条および第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第21条から第27条まで、第29条および第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図）

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④　信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の指図）

第22条　委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の指図）

第23条　委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

⑤　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の指図）

第24条　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

⑤　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥　本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑦　本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付けの指図）

第25条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の空売りの指図）

第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第27条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（有価証券の借入れの指図）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第28条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第29条　委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④　第2項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第30条　受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第33条　委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第34条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第35条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％以内

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第36条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第37条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第38条　この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成23年4月18日から平成23年11月30日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第39条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務等の諸費用）

第40条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用等（消費税等相当額を含みます。）、受託者の立て替えた立替金の利息ならびに借入金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　委託者は、前項に定める信託財産の財務諸表の監査費用等の支払いを信託財産のために行い、その支弁を信託財産から受けます。また、委託者は、金額をあらかじめ合理的に見積もった上、実際の費用額にかかわらず一定率または一定金額にて信託財産中から支弁します。

③　委託者は、前項において一定の率または一定の金額を定める場合、信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

④　信託財産の財務諸表の監査費用等については、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、固定率または固定金額にて計算した額を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

（信託報酬等の額）

第41条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の25の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の処理方法）

第42条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第43条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第44条第5項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第6項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資）

第44条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③　委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

④　委託者は、前項の受益者が有する受益権の全部の口数について第46条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。

⑤　償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑥　一部解約金は、第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑦　前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは委託者において行うものとします。

⑧　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、

原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

（委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関）

第44条の2　委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金および償還金の時効）

第45条　受益者が、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第44条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第46条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者は、一部解約の実行の請求日がニューヨークまたはロンドンの取引所の休業日に当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④　受益者が一部解約の実行の請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤　委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第47条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第48条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている

受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第54条　この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第55条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第55条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第56条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第57条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。
平成23年4月18日（信託契約締結日）

委託者　　東京都港区愛宕二丁目5番1号
三井住友アセットマネジメント株式会社
代表取締役　　前田　良治

受託者　　大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長　　常陰　均

親投資信託
外国株式インデックス・マザーファンド
約款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第12条に基づき委託者が定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1.基本方針

この投資信託は、主として日本を除く世界各国の株式に投資し、ＭＳＣＩコクサイインデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2.運用方針

(1)投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

① 主として世界各国の株式に投資し、ＭＳＣＩコクサイインデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないものとします。

③ 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

④ 有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲で行います。

⑤ スワップ取引は、約款第17条の範囲で行います。

⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。

⑦ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑧ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

親投資信託
外国株式インデックス・マザーファンド
〔信託約款〕

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第1条の2　受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金5,213,511,682円相当額の金銭および自らが委託者として設定する他の証券投資信託（信託の元本および収益の管理および運用に関する事項（投資対象とする資産の種類を含みます。）がこの信託と同一性を有するものに限ります。以下同じ。）の信託財産に属する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限ります。以下「信託適格有価証券」といいます。）を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の有価証券および金融商品取引法第2条第1項第20号に掲げる有価証券（次の各号の有価証券に該当するものを除きます。）であって次の各号の有価証券に係る権利を表示するものをいいます。

1. 取引所に上場されている有価証券
2. 店頭売買有価証券（金融商品取引法第2条第8項第10号ハに規定する店頭売買有価証券をいいます。以下同じ。）
3. 第1号および第2号に掲げる有価証券以外の有価証券で次に掲げるもの。

イ. 金融商品取引法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる有価証券（同項第17号に掲げる有価証券であって、これらの有価証券の性質を有するものを含みます。ロ.において同じ。）

ロ. 金融商品取引法第2条第1項第9号に掲げる有価証券のうち、その価格が認可金融商品取引業協会（同条第13項に規定する認可金融商品取引業協会をいいます。以下同じ。）又は外国において設立されているこれと類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの。

ハ. 金融商品取引法第2条第1項第10号、第11号および第19号に掲げる有価証券

③　この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円もしくは3兆円相当の信託適格有価証券を限度として信託金もしくは信託適格有価証券を追加することができます。

②　追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託適格有価証券での信託の方法）

第4条　他の証券投資信託が、この信託の受益権を信託適格有価証券により取得する場合は、当該信託適格有価証券について前日の公表されている最終価格に基づき算出された価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格をもって、それに相当する口数のこの信託にかかる受益証券の取得をするものとします。

（信託期間）

第5条　この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項および第2項、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項の規定による信託終了の日までとします。

（受益証券の取得申込の勧誘の種類）

第6条　この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

（受益者）

第7条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第8条　委託者は、第2条の信託により生じた受益権については5,213,511,682口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第10条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（追加信託の計算方法）

第10条　追加信託金もしくは、追加信託に係る信託適格有価証券の価額の総額は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会の定めるところにしたがい時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を受益権総口数で除した金額に、当該金額に0.15%の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　第21条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（受益証券の発行、種類および受託者による認証）

第11条　委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。

③　委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

④　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

⑤　受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（運用の基本方針）

第12条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資の対象とする資産の種類）

第13条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限ります。）

ハ.金銭債権

ニ.約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産
イ.為替手形

（運用の指図範囲等）

第14条　委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1.株券または新株引受権証書
2.国債証券
3.特別の法律により法人の発行する債券
4.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
5.コマーシャル・ペーパー
6.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
7.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9.投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
12.預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
13.外国法人が発行する譲渡性預金証書
14.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16.外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第7号ならびに第12号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といいます。第2号から第4号までの証券および第7号ならびに第12号の証券または証書のうち第2号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1.預金
2.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3.コール・ローン
4.手形割引市場において売買される手形
5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第14条の2　委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（投資する株式等の範囲）

第15条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されて

いる株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（先物取引等の運用指図、目的、範囲）

第16条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図、目的、範囲）

第17条 委託者は、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、目的、範囲）

第18条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑤ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑥ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為

替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図）

第19条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第20条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図および範囲）

第21条　委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（保管業務の委任）

第22条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第23条　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第24条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第25条　（削除）

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第26条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券の売却等の指図）

第27条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第28条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第29条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（資金の借入れ）

第30条　委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

（受託者による資金の立替え）

第31条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第32条　この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成15年5月19日から平成15年12月1日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第33条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務等の諸費用）

第34条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第35条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第36条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

（追加信託金および一部解約金の計算処理）

第37条　追加信託金（追加信託に係る信託適格有価証券の価額を含みます。）または信託の一部解約金は当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第38条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額に償還口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払い）

第39条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに受益者に当該償還金を支払います。

（一部解約）

第40条　委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額から、当該金額に0.15%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第41条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とする全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第42条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第43条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第44条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第45条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第46条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第46条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第47条　第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第41条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付）

第48条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第49条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第50条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.smd-am.co.jp

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第51条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。
平成15年5月19日（信託契約締結日）

委託者　　東京都港区愛宕二丁目5番1号
三井住友アセットマネジメント株式会社
代表取締役　井上　恵介

受託者　　大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長　高橋　温

親投資信託
エマージング株式インデックス・マザーファンド
約款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第16条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ＭＳＣＩエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

新興国の株式（預託証書（ＤＲ）、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。）、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券を主要投資対象とします。なお、海外の短期公社債等に投資する場合があります。

(2)投資態度

① 主として新興国の株式（預託証書（ＤＲ）、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。）、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資し、ＭＳＣＩエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

② 運用にあたっては、ファンドの資産規模、市況動向に応じて株式、株価指数先物取引、上場投資信託証券、短期公社債等および為替取引を組み合わせて運用を行います。

③ 外貨建資産について円に対する為替ヘッジは原則として行いません。

④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。

④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。

⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑥ 有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲内で行います。

⑦ スワップ取引は、約款第21条の範囲内で行います。

⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第22条の範囲内で行います。

⑨ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑩ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

親投資信託
エマージング株式インデックス・マザーファンド
〔信託約款〕

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託（親投資信託）であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条　受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第15条第1項および第2項、第28条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条　委託者は、金100,149,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条　委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条　この信託の期間は、信託契約締結日から第44条第1項および第2項、第45条第1項、第46条第1項または第48条第2項による信託終了の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第6条　この信託にかかる受益証券（第11条第4項の受益証券不所持の申し出があった場合は受益権とします。以下第7条、第41条、第44条第1項および第50条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家のみを対象として、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

（受益者）

第7条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第8条　委託者は、第3条の規定による受益権については100,149,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第9条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該基準価額に0.15％の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産

（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行ならびに受益証券不所持の申し出）

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権にかかる受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申し出は、その申し出にかかる受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権にかかる受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第4項の規定による申し出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権にかかる受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、または記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載または記録をしたときは、第5項前段の受益権にかかる受益証券を発行しません。

⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載または記録をした時において、無効となります。

⑨ 第4項の規定による申し出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権にかかる受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第12条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

（投資の対象とする資産の種類）

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
   イ. 有価証券
   ロ. デリバティブ取引にかかる権利
   ハ. 約束手形
   ニ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
   イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第14条の2　委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第15条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第13条、第14条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第19条から第25条まで、第27条および第31条から第32条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第13条、第14条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第19条から第25条まで、第27条および第31条から第32条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第16条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第17条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③　この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第18条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図）

第19条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の指図）

第20条　委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の指図）

第21条　委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

⑤　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の指図）

第22条　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

⑤　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥　本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約

または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑦ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付けの指図）

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の空売りの指図）

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第25条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（有価証券の借入れの指図）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第26条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第27条　委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第28条　受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第29条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第30条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券の売却等の指図）

第31条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第32条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第33条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第34条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第35条　この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成23年4月18日から平成23年11月30日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第36条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務等の諸費用）

第37条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第38条　委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第39条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第40条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第41条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第42条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（一部解約）

第43条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。

② 一部解約の価額は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額から当該基準価額に0.15％の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した価額とします。

（信託契約の解約）

第44条 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第46条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第47条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第48条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第49条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第50条　この信託は、受益者が第43条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付）

第51条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第52条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第53条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第54条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。
平成23年4月18日（信託契約締結日）

委託者　　東京都港区愛宕二丁目5番1号
三井住友アセットマネジメント株式会社
代表取締役　　前田　良治

受託者　　大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長　　常陰　均